

平成 28 年度

液化石油ガス関係事故年報

平成 29 年 3 月

経済産業省 商務流通保安グループ

目 次

I. 目 的	1
II. 事故の定義等	1
1. 事故の定義	1
2. 事故の分類	2
3. 人的被害の分類	2
III. LPガス事故	3
1. 平成 28 年の事故発生状況	3
(1) 件数及び死傷者数	
(2) B級以上事故	
(3) 安全器具の設置率と事故発生状況	
2. 事故発生状況の分析	3
(1) CO中毒事故	
(2) 埋設管事故	
(3) 質量販売先における事故件数	
(4) 原因者別事故件数	
(5) 建物用途別事故件数	
(6) 現象別事故件数	
(7) 発生箇所別事故件数	
(8) 原因別事故件数	
(9) バルク供給先事故	
(10) その他	
3. 平成 28 年LPガス事故の特徴について	6
4. 事故発生件数の推移	7
5. LPガス事故防止対策・施策	11
IV. 平成 28 年に発生した事故の概要	46
1. B級事故の概要	46
2. CO中毒事故の概要	48
3. 埋設管事故の概要	50
4. バルク供給に係る事故の概要	58
5. LPガス事故(全事故)の概要	59

I. 目 的

本年報はＬＰガスに係る事故のうち、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「ＬＰガス法」という。）が適用される供給設備、消費設備の事故、すなわち、主に家庭・業務用のＬＰガス消費先に係る事故（以下「ＬＰガス事故」という。）について、平成 28 年の事故を収録し、それらのデータを主に過去 9 年間（平成 19 年～平成 27 年）の数値と対比して解析を行ったものである。

II. 事故の定義等

1. 事故の定義

(1) ＬＰガス事故

- ① 漏 え い 液化石油ガス（以下「ＬＰガス」という。）が漏えいしたもの。（火災に至らず、かつ、中毒・酸欠等による人的被害のなかったものに限る。）

ただし、接合部等からの微量の漏えい（ネジ又はゴム管接合部等に石けん水を塗布した場合、気泡が発生する程度）は除く。

- ② 漏えい爆発 ＬＰガスが漏えいしたことにより、爆発が発生し、又は爆発による火災に至ったもの。

イ. 漏えい爆発 （漏えいガスによる爆発のみの場合）

ロ. 漏えい爆発・火災 （漏えいガスによる爆発後火災の場合）

- ③ 漏えい火災 ＬＰガスが漏えいしたことにより火災（消防が火災と認定したものに限らない。）に至ったもの。（上記②を除く。）

なお、ＬＰガスの漏えいがない状態でＬＰガス燃焼器具（これらに付帯するものを含む。）が過熱し、又は故障したことによる火災及びコンロ、グリル等の炎が周囲の物に燃え移ったことによる火災はＬＰガス事故に該当しない。

- ④ 中毒・酸欠 ＬＰガス消費設備の不完全燃焼又はＬＰガス若しくは排気筒等からの排気ガスの漏えいにより一酸化炭素中毒又は酸素欠乏の人的被害のあったもの。

(2) その他事故（ＬＰガス事故に含まれない事故）

- ① 自殺、故意、いたずら、盗難等が原因による事故。

- ② 自然災害による事故。

例）地震による家屋の倒壊に伴う設備の破損等の事故。

例）洪水・土砂崩れによる設備の破損等の事故。

ただし、自然災害による事故のうち、事故発生原因が地震時の転倒防止措置の不備、落雪等の防止対策（雪囲いや保護板の設置等）の不備等保安対策の実施不十分等に係るものについてはＬＰガス事故とする。

- ③ カセットコンロ及びカセットコンロ用容器に係る事故。
 - ④ その他上記(1)に掲げるLPガス事故に該当しない事故。
- 例) 自動車の飛び込みによる事故。

2. 事故の分類

事故が発生した場合、その事故の内容により次のとおり分類する。

(1) A級事故

次の各号の一に該当するものをいう。

- ① 死者5名以上のもの。
- ② 死者及び重傷者が10名以上のものであって、①以外のもの。
- ③ 死者及び負傷者（軽傷者を含む。）が合計して30名以上のものであって、①及び②以外のもの。
- ④ 人身被害のあるものであって、①から③までと同等以上の被害が認められるもの。
- ⑤ 甚大な物的被害（直接被害総額約2億円以上）を生じたもの。
- ⑥ その発生形態、災害の影響程度、被害の態様（第三者が多数含まれている場合等。以下同じ。）、テレビ、新聞等の取扱い等により社会的影響が著しく大きいと認められるもの。

(2) B級事故

A級事故以外の事故で次の各号の一に該当するものをいう。

- ① 死者1名以上4名以下のもの。
- ② 重傷者2名以上9名以下のものであって、①以外のもの。
- ③ 負傷者6名以上29名以下のものであって、①及び②以外のもの。
- ④ 人身被害のあるものであって、①から③までと同等以上の被害が認められるもの。
- ⑤ 多大な物的被害（直接被害総額約1億円以上2億円未満）を生じたもの。
- ⑥ その発生形態、災害の影響程度、被害の態様、テレビ、新聞等の取扱い等により社会的影響が大きいと認められるもの。

(3) C級事故

A級事故及びB級事故以外の事故

3. 人的被害の分類

被害の程度により次のとおり分類する。

死 者：事故発生後、5日以内に死亡が確認された者

重傷者：事故発生時に全治30日以上を負傷をした者

軽傷者：事故発生時に全治30日未満を負傷をした者

Ⅲ. ＬＰガス事故

1. 平成 28 年の事故発生状況

(1) 件数及び死傷者数

平成 28 年の事故件数については 136 件となり、前年比 42 件の減少となった。

死傷者数は、死者が 0 人、負傷者が 52 人となり、死者数は前年比 2 人の減少、負傷者数は前年比 8 人の減少となった。（図－1）。

(2) B 級以上事故（Ⅳ. 1. B 級事故の概要参照）

平成 28 年の B 級以上事故は 1 件で、前年比 3 件の減少となった。（図－2）。

死傷者数は、死者が 0 人で前年比 2 人の減少、負傷者数が 15 人で前年比 6 人の減少となった。B 級事故の現象別件数は、ＣＯ中毒が 1 件発生した。（表－1、図－3）。

発生箇所別件数でみると、業務用燃焼器によるＣＯ中毒が 1 件発生した。（表－2）。

(3) 安全器具の設置率と事故発生状況

平成 28 年に発生したＬＰガス事故(136 件)のうち、消費設備に係る事故 59 件の安全器具設置先と未設置先の事故発生状況でみると、30 件が設置先、29 件が未設置先での事故であった。（表－3）

* ここでいう安全器具とは下記のもののうちいずれかをいう。以下同じ。

- イ. ハイセーフ＋ガス漏れ警報器（併設又は連動）
- ロ. ガス漏れ警報器連動自動ガス遮断装置＋ヒューズガス栓
- ハ. ガス漏れ警報器連動マイコン型自動ガス遮断装置

2. 事故発生状況の分析

(1) ＣＯ中毒事故（Ⅳ. 2. ＣＯ中毒事故の概要参照）

平成 28 年のＣＯ中毒事故は、9 件発生し、前年比 5 件の増加となり、うち B 級事故は 1 件で前年と同件数であった。（表－4、図－4）。

9 件の内訳は、以下の通りであった。

なお、9 件の内、8 件は業務用施設等で発生しており、その内 5 件において業務用換気警報器及びＣＯ警報器は設置されていなかった。

- 1) 窓を閉め切った状態でめんゆで器、フライヤーやオーブンを使用していたため給排気不良になったもの（3 件）
- 2) 鋳物こんろやオーブンを使用中に換気扇を作動させていなかったため給排気不良になったもの（2 件）
- 3) 燃焼器具の取り扱いミスによるもの（2 件）
- 4) 台風の風雨が排気ダクトに吹き込み、また扉や窓を閉じていたため給排気不良になったもの（1 件）、
- 5) 断熱材による R F 式給湯器の給排気口の閉塞によるもの（1 件）

平成 19 年から平成 28 年までの 10 年間の C O 中毒事故 77 件を燃焼器具別に(表－5)みると、瞬間湯沸器が約 20% (15 件)、ふろがまが約 7% (5 件) 及びその他(業務用燃焼器具等) が約 71% (55 件) となっている。

瞬間湯沸器の中では、開放式が約 5% (4 件)、F E 式が約 7% (5 件)、R F 式が約 5% (4 件)、C F 式が約 3% (2 件) となっている。また、ふろがまによる事故は C F 式が約 4% (3 件)、B F 式が約 1% (1 件)、R F 式が約 1% (1 件) となっている。

原因別にみると(表－6) 瞬間湯沸器では、燃焼状態等によるもの(換気不良状態での長時間使用(4 件)、燃焼器具不良(3 件)) が約 47% を占めている。ふろがまは、ほとんどが C F 式であり排気筒のずれ・外れ、排気筒不良(基準不適合)、燃焼器具不良が原因となっている。業務用燃焼器具は、換気不良状態での長時間使用(22 件) が 40 % を占める。また、1 件当たりの死症者別にみると(表－7)、業務用燃焼器等は 4. 29 人と他の燃焼器具より多い。

(2) 埋設管事故(Ⅳ. 3. 埋設管に係る事故の概要参照)

平成 28 年の埋設管に係る事故は(表－8、図－5)、33 件で前年比 5 件の増加となった。そのうち、供給管が 27 件で前年比 5 件の増加、配管が 6 件で前年と同件数であった。

原因については(表－9)、平成 28 年では損傷が 29 件(供給管 23 件、配管 6 件)、腐食劣化が 4 件(供給管 4 件、配管 0 件)であった。

平成 19 年から平成 28 年までの 10 年間の埋設管に係る事故 241 件でみると、損傷が約 71% (171 件)、腐食・劣化が約 25% (61 件) を占め、両者合わせると約 96% を占めている。これを発生箇所個別でみると、供給管は、損傷(145 件、供給管中約 76%) によるものが最も多く、次いで腐食・劣化(40 件、供給管中約 21%) となっている。一方、配管は、損傷(26 件、配管中約 51%) によるものが最も多く、ついで腐食・劣化(21 件、配管中約 41%) によるものとなっている。

損傷は、ガス設備とは無関係の工事等において、工事業者が誤って切断又は破損した等(いわゆる他工事事業者による事故)により、ガスを漏えいさせたものが多く、このような工事時の損傷(136 件) が全損傷(171 件) の約 80% を占めている。このような場合は、直接、人が関与しており比較的速くガス停止等の処置が取られているため、大部分は大規模事故に至っていない。また、地盤沈下による損傷(9 件) は、全損傷の約 5% を占めている。

(3) 質量販売先における事故件数(表－10、図－6)

平成 28 年の質量販売先における事故は 5 件で、前年比 1 件の減少となった。

なお、平成 28 年に発生した 5 件の内 3 件の事故で 6 人の負傷者が発生している。

(4) 原因者別事故件数(表－11)

一般消費者等の不注意によるものが平成 28 年は 45 件と前年比 14 件の減少、販売事

業者の不適切な処理に係るものが平成 28 年は 23 件と前年比 6 件の減少となる。全事故に対する比率は一般消費者等の不注意によるものが約 33%、販売事業者の不適切な処理に係るものが約 17%となり、いずれも全事故に占める割合は依然として高い。また、平成 28 年は他工事業者によるものが 33 件と前年比 17 件の増加をしており、全事故の約 24%と占める割合が高くなった。

(5) 建物用途別事故件数（表－12）

建物用途別では平成 28 年は一般住宅が 42 件と前年比 33 件の減少、共同住宅は 40 件で前年比 7 件の増加となった。一般住宅及び共同住宅の両者を合わせた件数は 82 件で前年比 26 件の減少となったが、全事故に占める割合は約 60%と依然として高い。一方、飲食店が 14 件で前年比 12 件の減少となった。

(6) 現象別事故件数（表－13）

現象別では、漏えいのみの事故は 81 件で前年比 17 件の減少となった。また、漏えい爆発（火災）は 28 件で前年比 15 件の減少となり、火災（爆発を除く）は 18 件で前年比 13 件となった。ＣＯ中毒・酸欠（平成 28 年は全てＣＯ中毒）は 9 件で前年比 3 件の増加となった。

(7) 発生箇所別事故件数（表－14）

発生箇所別では、平成 28 年は供給設備全体で 75 件と前年比 3 件の減少となった。そのうち容器・容器バルブが 9 件で前年比 5 件の増加であった。供給管では、37 件発生し前年比 3 件の増加となり、供給設備全体の約 50%を占めている。37 件の供給管事故のうち、27 件が埋設管で発生した。また、調整器の事故は、9 件と前年比 11 件の減少ではあるが、供給設備の事故の中で比較的高い割合を占めている。

消費設備は、59 件で前年比 38 件の減少となった。業務用燃焼器による事故が 20 件で前年比 1 件の増加となり、消費設備の事故としては高い割合を占める。

(8) 原因別事故件数（表－15）

原因別でみると、腐食・損傷によるものが約 39%（53 件）、接続不良によるものが約 15%（21 件）となり、全事故の中で高い割合を占めた。なお、平成 28 年は雪害等の自然災害が前年比 26 件の大幅な減少となった。

(9) バルク供給先事故（Ⅳ．４．バルク供給先に係る事故の概要参照（充てん設備及び供給設備に限る）の概要参照）

バルク供給先（供給設備に係る）事故が 5 件発生して、前年比 1 件の増加であった。

5 件の内訳は、安全弁交換時の作業ミスが 1 件、ガス取出弁の閉止不良が 1 件、安全弁放出管の劣化が 1 件、液取出弁ネック部分の製作不具合が 1 件、圧力計等パッキンの経年劣化等が 1 件であった。

(10) その他

都道府県別事故件数（表－17）でみると、平成 28 年は事故の発生しなかった県が 6 県あった。また、所管別事故発生状況（表－18）、所管別事故発生件数（図－7）で

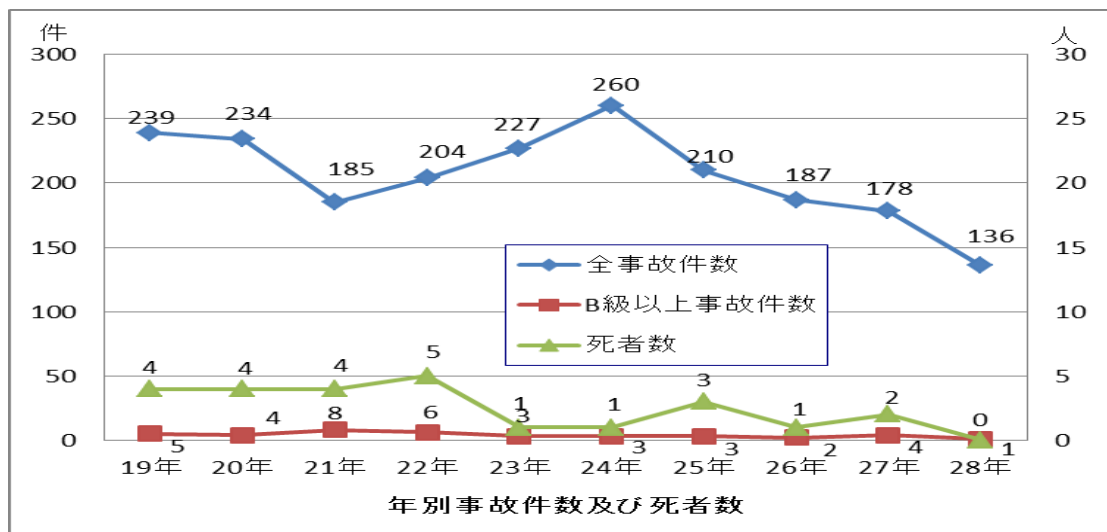
みると都道府県所管で発生している事故件数が 75 件で高い割合を占める。

3. 平成 28 年 L P ガス事故の特徴について

(1) 事故件数

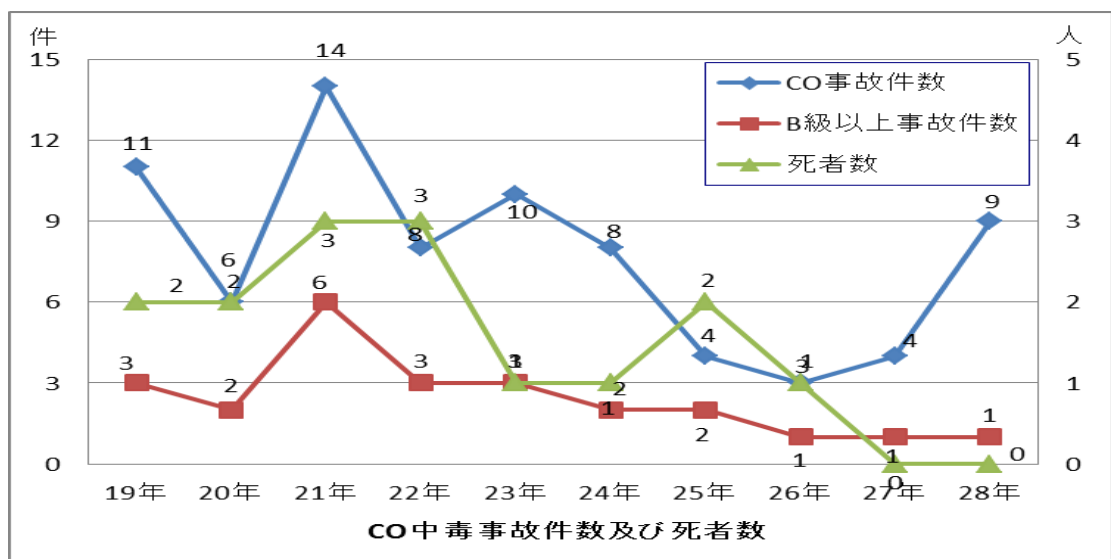
平成 28 年の事故件数については 136 件となり、前年比 42 件の減少となった。

死傷者数は、死者が 0 人、負傷者が 52 人で死者数は前年比 2 人の減少となった。負傷者数は前年比 8 人の減少であり、昭和 42 年以降最も少なかった平成 25 年と並ぶ数であった。

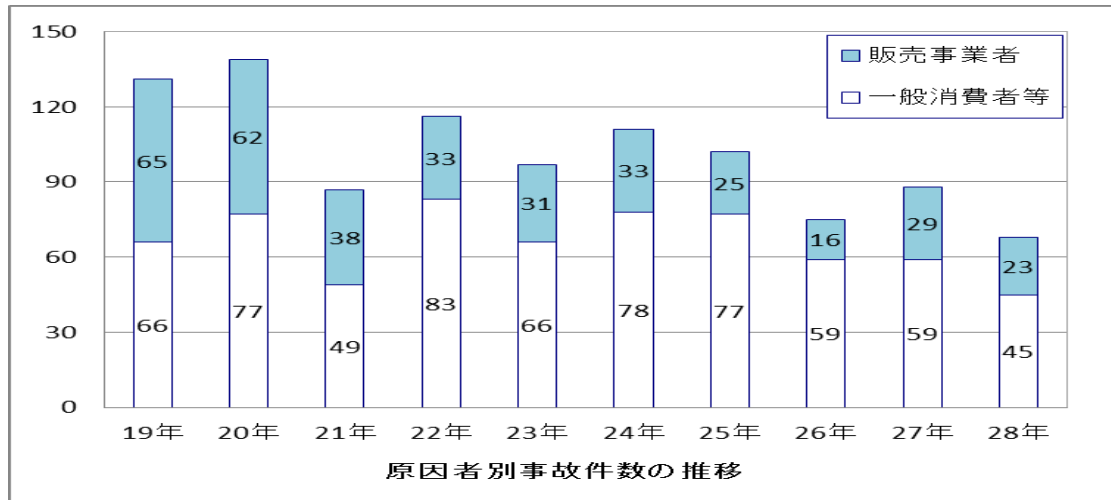


(2) 事故の特徴

- ① CO中毒事故が 9 件発生し、前年より 5 件増加した。そのうち業務用厨房での事故発生件数は 8 件で前年より 6 件増加した。なお、8 件の内、5 件において業務用換気警報器及びCO警報器は設置されていなかった。



- ② 販売事業者による事故は 23 件発生して前年より 6 件減少した。一般消費者等による事故は 45 件発生し、前年比 14 件減少した。



なお、雪害等の自然災害による事故が 8 件発生し前年比 26 件の減少であった。また、その他の原因者による事故は 35 件発生し、平成 24 年以降、30 件／年で推移している。

- ③ バルク供給（供給設備）に係る事故は、5 件発生して前年比 1 件の増加であった。5 件の事故は次のとおりであった。

- 1) 安全弁交換時の作業ミス（1 件）
- 2) ガス取出弁の閉止不良（1 件）
- 3) 安全弁放出管の劣化（1 件）
- 4) 液取出弁ネック部分の製作不具合（1 件）
- 5) 圧力計等パッキンの経年劣化等（1 件）

4. 事故発生件数の推移

事故の主な発生状況を昭和 28 年からの推移でみると以下のとおりである。

- ① 日本で L P ガスが家庭用燃料として販売が行われるようになったのは昭和 27～28 年頃のことであり、L P ガス事故が記録されたのは昭和 28 年の 2 件が最初であった。
- ② 昭和 30 年代には、日本経済が重化学工業化を指向していった時期であり、石油化学工業が出現し、石油精製業が拡大するにつれ、L P ガスの回収、販売も本格化し、L P ガス専用の燃烧器の開発も進み、家庭用燃料として浸透していった。このような状況の中にあって L P ガス事故は年間 20～60 件の発生で推移した。

- ③ 昭和 40 年代にはいと、家庭用 L P ガス消費世帯数も 1,000 万世帯を超え L P ガスの消費量も増大するとともに使用先も多様化する中であって、事故の発生も急増傾向を示してきた。このような状況から、これまでのように L P ガスの一般消費段階の保安面の規制を高圧ガス取締法で行うには無理があるという理由とともに、一般消費者が安心して使えるガスとするために流通・消費に係る取引面の向上を図る規制も併せて行う必要があるという理由から、昭和 42 年 12 月に L P ガス新法すなわち L P ガス法が制定（昭和 42 年 12 月 28 日）された。
- ④ 昭和 50 年代に入ると L P ガス消費世帯数の増加も著しく、2,000 万世帯を超えるに至ったが、それに伴い事故も増加の一途をたどり、昭和 54 年に過去最高の 793 件に達し、死者数も 60 人台の水準（死者数の過去最高は昭和 49 年の 74 人）に至った。こうした中であって、昭和 51 年に通商産業大臣から高圧ガス及び火薬類保安審議会に対し、「液化石油ガス消費者保安体制の在り方」について諮問が行われ、翌昭和 52 年 8 月に答申が行われた。同答申を受けて、昭和 53 年 7 月に L P ガス法の一部が改正され、一般消費者等に対する周知の義務化、認定調査機関制度の創設、液化石油ガス器具等の範囲の拡大などの施策が実施された。また、昭和 54 年 5 月には、排ガス等による事故の発生を防止するため、都市ガスとともに L P ガスの特定ガス消費機器の設置や工事を規制する「特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律」が制定された。なお、昭和 52 年 6 月には、通商産業省立地公害局保安課に液化石油ガス保安対策室が設置されている。
- ⑤ 昭和 55 年 8 月には静岡市の静岡駅前ビルの地下街で都市ガスの大規模な爆発事故が発生し、死者 15 人、重軽傷者 222 人の人的被害を出した。これは L P ガス事故ではないが、L P ガスでも類似事故の発生が考えられることから、昭和 56 年 2 月に省令改正が行われ、地下室等の保安基準が定められるとともに、地下室等及び業務用施設等に対する L P ガス用ガス漏れ警報器の設置が義務付けられ、また、L P ガスの着臭濃度が強化された。
- ⑥ L P ガス事故は昭和 54 年の 793 件をピークにその後は低下傾向を見せはじめ昭和 57 年には 570 件と大幅に減少した。そうした状況の中であって、昭和 58 年 11 月に静岡県掛川市のレクリエーションセンターにおいて L P ガスの大きな爆発・火災事故が発生し、死者 14 人、重軽傷者 27 人の人的被害を出した。この事故は多数ある末端ガス栓の開閉状態を確認せずに中間バルブを開けたことから、一部開かれていた末端ガス栓からガスが漏れ、ガス漏れ警報器が鳴動したにもかかわらず対応がおくれ、その間に何等かの着火源から引火し、爆発、火災に至ったものである。この事故を教訓として昭和 59 年 7 月に省令改正が行われ、料理飲食店等に対して過流出安全機構付末端ガス栓（ヒューズガス栓）の設置、ゴム管等の接続方法の強化が図られるとともに、一定規模以上の料理飲食店等には保安連絡担当者を選任すること等の措置が講じられた。

⑦ なお、昭和 52 年以降に発生した A 級事故は、昭和 52 年、53 年は発生しておらず、昭和 54 年に 2 件、昭和 56 年に 1 件そして昭和 58 年に 2 件発生し、その後発生していなかったが、平成 8 年に 1 件発生した。

⑧ 事故は昭和 57 年に 500 件台に減少したものの、その後の減少傾向が鈍化してきたこと、B 級事故が減少しないこと等から、昭和 60 年に通商産業省立地公害局長の私的諮問機関として、「LP ガス消費者保安対策研究会」が発足し、同年 7 月に今後の LP ガス保安対策の在り方について提言がなされた。この提言等を受け、昭和 60 年度から毎年 10 月を「LP ガス消費者保安月間」として定め、消費者保安啓発運動を全国的に展開することとなり、また、技術指導普及事業の一環として高圧ガス保安協会に LP ガス保安トレーニングセンターを設置し、LP ガス販売事業者や業務用消費者への安全技術等の普及を強力に進めることとなった。

⑨ また、さらに LP ガス事故の撲滅を図るためには、安全器具の普及が必須条件となることから、昭和 61 年に通商産業省立地公害局長の私的諮問機関として「LP ガス安全器具普及懇談会」が発足し、同年 5 月に具体的な安全器具普及施策の内容と事故の減少化の目標期限（500 件発生している事故を 5 年後に 1/5、10 年後に 1/10 とする）を定めた提言がなされた。それを受けて官民一体となり、その目標達成のための普及啓発活動を推進することとなった。

なお、(社)日本エルピーガス連合会では自主的に安全器具 100%普及達成目標の 10 年間で 3 カ年早め、7 年間（平成 5 年 9 月末）とした。

⑩ このような事故防止のための官民一体となった活動により、LP ガス事故は昭和 62 年以降直線的に減少を続け平成 6 年には 100 件を切り 82 件となった。これは昭和 54 年の 793 件に対しほぼ 1/10、安全器具普及運動が始まった昭和 61 年の 515 件に対し 1/6 強の減少となった。なお、平成 9 年には 68 件と LP ガス法施行以来、最低の件数を示した。

⑪ こうした事故が減少してきた中であって、平成 6 年 4 月に通商産業省環境立地局長の私的諮問機関として、「LP ガス保安対策の在り方研究会」が発足し、平成 7 年 1 月に保安高度化目標として、以下の事項を目指すことが提言された。

1. 2000 年末までに、B 級以上の事故を撲滅する。
2. 2000 年末までに、一般消費者等が安心して LP ガスを利用できるシステムを構築する。

また、平成 7 年 9 月に通商産業大臣から高圧ガス及び火薬類保安審議会に対し「今後の液化石油ガス消費者保安のあり方」について諮問が行われ、同審議会液化石油ガス部会が、前記研究会報告の「保安高度化目標」を含め、「保安規制の合理化」及び「販売事業者規制の見直し」等について審議し、同年 12 月に部会報告書を取りまとめた。この報告書を踏まえた同審議会答申を経て、平成 8 年 4 月、LP ガス法の改正が行われた。

- ⑫ 全事故の件数が減少しているなかでＢ級以上事故について、近年は減少傾向を示しておらず、さらに平成８年にはＣＯ中毒による死者５人を出したＡ級事故が１３年ぶりに発生した。このような近年の事故発生状況から「保安高度化目標」の達成するためにはなんらかの抜本的対策の検討が必要となり、平成９年９月に高圧ガス及び火薬類保安審議会の下に「保安高度化分科会」が設置され、「ＣＯ中毒事故防止総合保安対策」がまとめられた。この保安対策の一環として平成９年１０月から平成１１年９月まで「液化石油ガス燃焼器具の一斉点検」が実施された。平成１０年５月に第２回同分科会が開催され、埋設管に係る事故防止対策等が示され、それに基づき埋設管の点検を実施している。

また、平成１２年２月第３回同分科会を開催し、ＣＯ中毒事故総合保安対策及び埋設管事故防止の実施状況について報告が行われ、今後の対策が示された。

- ⑬ ＣＯ中毒事故防止対策、埋設管事故防止対策並びにガス漏えい防止及び漏えい拡大防止対策を産官民一体となって実施してきたが、２０００年末までにＢ級以上の事故を撲滅するという現行の保安高度化目標は、既に達成できなかった。

しかし、消費者保安を確保し、事故の撲滅を達成するためには、引き続き事故状況等の分析に基づいた対策を適切に講ずることが重要であり、今後とも実効性のある対策を柱とする保安高度化対策の一層の充実を図る必要があることから、ＣＯ中毒事故防止対策、埋設管事故防止対策並びにガス漏えい防止及び漏えい拡大防止対策のそれぞれについて、目標年度を念頭に置きつつ、産官民一体となって重点的に取り組むこととした「保安高度化プログラム」（「５．ＬＰガス事故防止対策・施策」参照）が提言された。

- ⑭ 平成１３年は、バルク供給に係る（供給設備に限る）事故が６件発生した（前年０件）。なお、その内容は次のとおり。バルク貯槽の過充填による事故が２件、水銀の腐食による空温式気化器からの漏えい事故が２件、メンテナンス時における気化器内の調整器ダイヤフラム取り付けミスによる事故が１件、埋設管（供給管）の工事ミスによる事故が１件。
- ⑮ 平成１５年は、バルク供給（充てん設備、バルク貯槽及び附属機器等に限る）に係る事故が６件発生して（前年２件）、負傷者が伴う事故も初めて発生した（液状のＬＰガスを浴びたために凍傷となった）。
- ⑯ 平成１６年は、バルク供給に係る（供給設備に限る）事故が６件発生して（前年６件）、Ｂ級事故が初めて発生した（充てんホースの安全継手離脱後の対応ミスによる爆発火災）。
- ⑰ 平成１７年は、雪害による機器の損傷が２４件発生し、前年より２１件と大幅に増加した。
- ⑱ 平成１８年は、雪害による機器の損傷等が８０件発生（前年比５６件増）し、過去２６年間で最も多い件数となった。また、ＬＰガス事故の統計を取り始めてから、初めて

死者 0 人となった。なお、事故発生から 10 日後に亡くなるという事故が 1 件あった。

- ⑲ 平成 19 年は、雪害による事故が 1 件発生（前年比 79 件減）したものの、販売事業者による事故は 65 件発生（前年比 37 件増）し、一般消費者による事故は 66 件発生（前年比 43 件増）した。

- ⑳ 平成 20 年は、234 件の事故が発生し、前年のほぼ同程度の事故件数となった。一般消費者による事故が 77 件発生し、前年比 11 件増加した。

- ㉑ 平成 21 年は、185 件の事故が発生し、前年より減少したものの、傷者は 148 人となり前年比 69 人の増加、B 級事故が 8 件発生し前年より 4 件の増加となった。

また、CO 中毒が 14 件発生し、死者 3 人、症者 85 人となった。（うち業務用厨房で 13 件発生し、死者 3 人、症者 84 人）

- ㉒ 平成 22 年は、204 件の事故が発生し、前年より 19 件増加したものの、傷者は 83 人と 65 人減少した。

- ㉓ 平成 23 年は、227 件の事故が発生し、前年より 23 件増加し、傷者は 88 人と 5 人増加した。

- ㉔ 平成 24 年は、260 件の事故が発生し、前年より 33 件増加したものの、傷者は 85 人と 3 人減少した。

- ㉕ 平成 25 年は、210 件の事故が発生し、前年より 50 件減少し、傷者は 52 人と 33 人減少した。

- ㉖ 平成 26 年は、187 件の事故が発生し、前年より 23 件減少したものの、傷者は 76 人と 24 人増加した。

- ㉗ 平成 27 年は、178 件の事故が発生し、前年より 9 件減少し、傷者は 60 人と 16 人減少したが、死者が 2 名発生した。

- ㉘ 平成 28 年は、136 件の事故が発生し、前年より 31 件減少し、傷者は 52 人と 8 人減少した。死者は平成 18 年以来 10 年ぶりのゼロであり、2020 年時点の目標（死亡者ゼロ、負傷者 25 人未満）に達するものとなった。（図－1）（表－19）

5. LP ガス事故防止対策・施策

平成 7 年 1 月の「LP ガス保安対策の在り方研究会中間報告」においては、「保安高度化目標」の 1 つとして「2000 年末までに、B 級以上の事故を撲滅すること及び一般消費者等が安心して LP ガスを利用できるシステムを構築すること」が提言され、また、「高圧ガス及び火薬類保安審議会液化石油ガス部会報告」においても同目標が提言されている。さらに平成 9 年 9 月に同部会に「保安高度化分科会」が設置され、「CO 中毒事故総合保安対策」を決定し、この保安対策の一環として、同年 10 月から平成 11 年 9 月末日まで「液化石油ガス燃焼器具の一斉点検」が実施された。平成 10 年 5 月に第 2 回同分科会を開催し、埋設管に係る事故防止対策等が示され、それに基づき埋設管の自

主点検・調査等を実施している。

平成 12 年 2 月第 3 回同分科会を開催し、ＣＯ中毒事故総合保安対策及び埋設管事故防止の実施状況について報告が行われ、「燃焼器具交換誘導事業」及び「埋設管点検事業」が引き続き実施された。

また、平成 12 年 12 月 20 日に高圧ガス及び火薬類保安審議会液化石油ガス部会が開催され、以下の「保安高度化プログラム」が提言された。

平成 27 年 3 月 13 日に液化石油ガスを利用する一般消費者等の保安の維持・確保の一層の充実及び重大事故の早期撲滅の観点から、液化石油ガス販売事業者等に対し通知し、自主保安活動を実施する際の指針として活用することを要請している「平成 27 年度液化石油ガス保安対策指針の策定について」が定められ、2020 年時点の目標として、死亡者をゼロ、負傷者を 25 人未満を目指すことが掲げられた。

○ 保安高度化プログラム

可及的速やかにB級事故を撲滅するとともに、一般消費者等が安心してLPGガスを利用できるシステムを構築することが必要であり、このため、次に掲げる対策についてそれぞれの目標年度を念頭に置きつつ、産官民一体となって重点的に取り組むべきである。

なお、保安高度化プログラムについては、定期的にフォローアップを行い、必要に応じ見直しを行うこととする。

1. CO中毒事故防止対策

CO中毒事故の多くは、不完全燃焼防止装置が付いていない湯沸器又はふろがまの排気筒の不具合等により発生していることから、不完全燃焼防止装置に関する対策及び排気筒の不具合を防止する対策を充実する必要がある。

(1) 燃焼器具等の交換の徹底

不完全燃焼防止装置が付いていない燃焼器具等に対する交換誘導事業を引き続き推進することとし、平成14年度中に燃焼器具等の交換を完了することを目指す。

(2) 排気筒等の材料基準の見直しの検討

現在、ふろがま等に設置される排気筒又は給排気部については、再使用する場合のみ材料に関する基準を設けているが、新設時の材料に関する基準の設定について、平成13年度中を目途に検討を行う。また、構造的に排気筒等の取り替えが不可能な場合は、CO警報器等の設置の促進を図る。

(3) その他

CO中毒事故を防止するため、保安確保機器等の技術開発、販売事業者等に対する保安教育及び一般消費者等に対する保安啓発等を引き続き行う。

2. 埋設管事故防止対策

特定施設（集合住宅、学校、病院等）における腐食等による事故が依然として多く発生していることから、これら施設を対象とした埋設管の点検等維持管理の徹底等の対策を充実する必要がある。

(1) 埋設管の点検等維持管理の徹底

重大な事故につながりやすい集合住宅、学校、病院等について自主点検・調査を引き続き推進し、平成13年度中を目途に全ての対象施設の点検調査を完了することを目指す。点検調査の結果、腐食等が認められた場合は、保安確保に万全を期すため、将来の事故予防の観点から、交換又は漏えい検知装置の設置などを推進する。

(2) 埋設管の点検方法の見直し

埋設管の点検をより確実なものとするため、腐食測定装置を用いるより簡便な点検方法等を技術基準上の例示基準に追加すべく平成13年度中を目途に検討を行う。

(3) その他

埋設管事故を防止するため、埋設管寿命予測等の技術開発、販売事業者等に対する保安教育及び一般消費者等に対する保安啓発等を引き続き行う。

3. ガス漏えい防止及び漏えい拡大防止対策

安全器具では防止できないヒューマンエラーが多数発生していることから、ガス漏えい防止及び漏えい拡大防止対策として消費者操作ミス防止、工事ミス防止、設備の維持・管理の3分野において対策を充実する必要がある。

(1) 消費者操作ミスに係る事故防止対策

消費者操作ミスに係る事故を防止するため、最近の情報通信技術の進展を踏まえ、消
途に検討を行う。

(2) 工事ミスに係る事故防止対策

工事ミスに係る事故を防止するため、配管工事に係るガス漏えい防止措置に関する規
定の整備等技術基準の見直しを平成13年度中を目途に検討を行う。

また、液化石油ガス設備士の資質を向上させるための対策を講ずる。

(3) 設備維持・管理不良に係る事故防止対策

設備の維持・管理不良による事故を防止するため、販売事業者において組織的な安全
対策、保安教育の徹底及び内部監査体制の整備等を図る。

(4) その他

ガス漏えい事故を防止するため、質量販売対応型安全機器の技術開発、パンフレット
等による一般消費者等に対する保安啓発等を引き続き行う。費者と直結した保安啓発活
動の方策を平成14年度中を目途に整備する。

具体的には、各都道府県エルピーガス協会に置かれている消費者相談員保安専門技術
者、有識者等と消費者との間で、インターネット等の通信手段を活用するなど双方向の
情報ネットワークを構築し、消費者に対する適切な情報やアドバイスの提供、保安に関
する意見交換等を通じ、消費者の保安意識の一層の高揚等を図る。

また、高齢化社会に対応した保安確保の在り方について、平成14年度中を目途に検
討を行う。

(2) 工事ミスに係る事故防止対策

工事ミスに係る事故を防止するため、配管工事に係るガス漏えい防止措置に関
する規定の整備等技術基準の見直しを平成13年度中を目途に検討を行う。

また、液化石油ガス設備士の資質を向上させるための対策を講ずる。

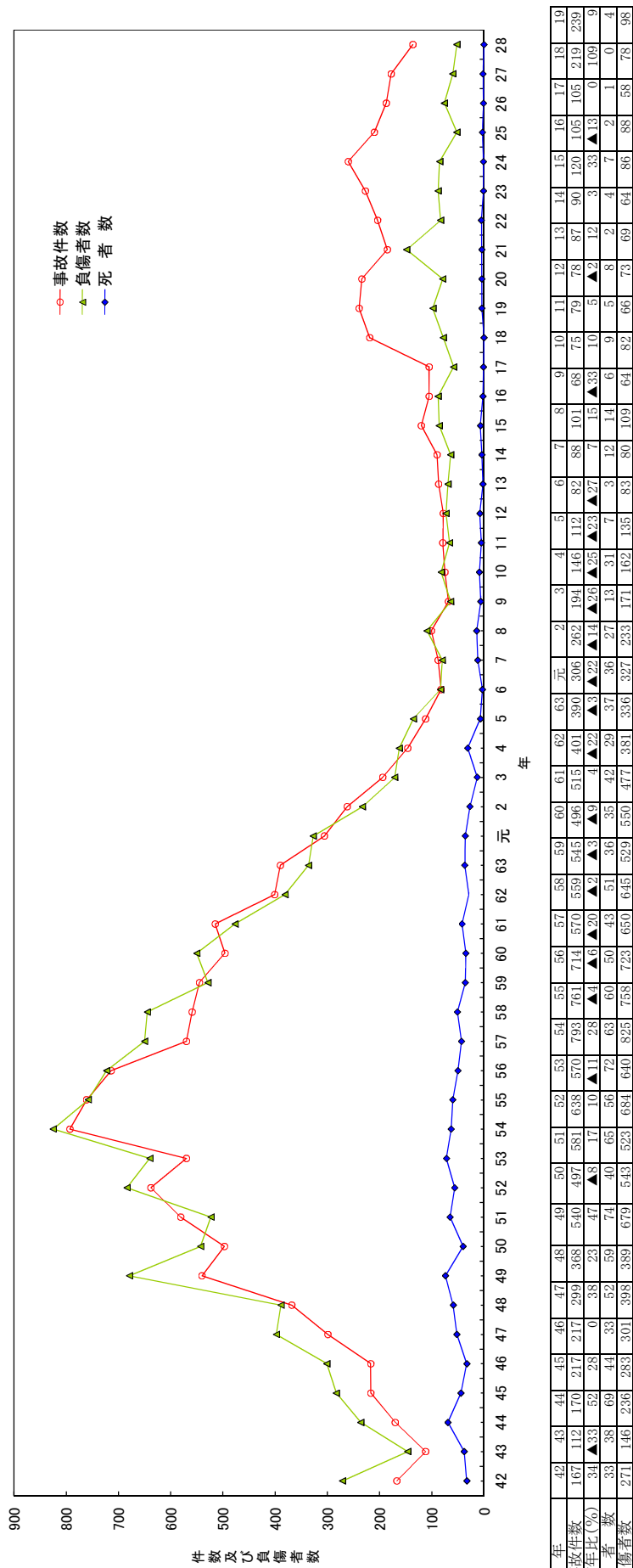
(3) 設備維持・管理不良に係る事故防止対策

設備の維持・管理不良による事故を防止するため、販売事業者において組織的な安全
対策、保安教育の徹底及び内部監査体制の整備等を図る。

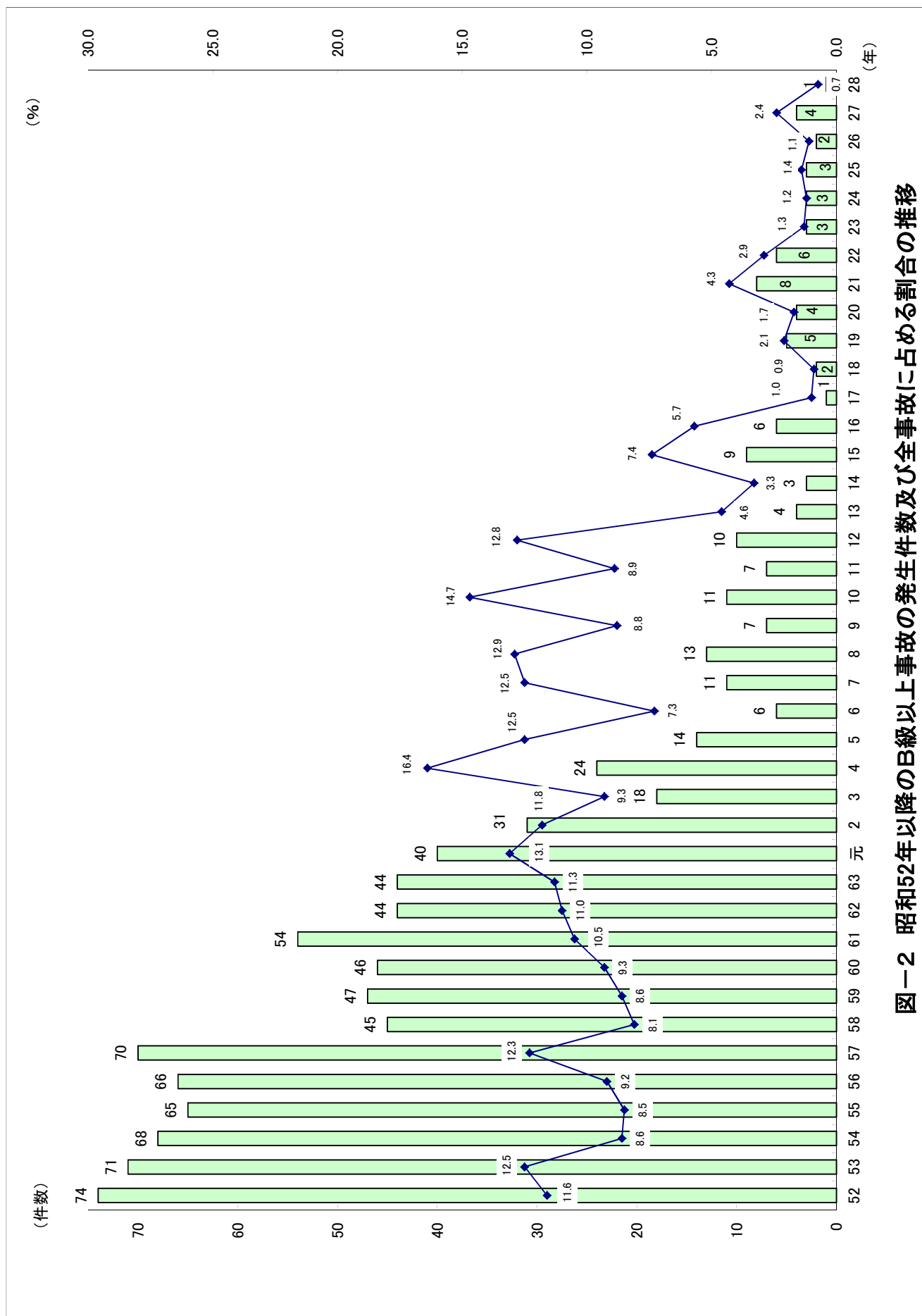
(4) その他

ガス漏えい事故を防止するため、質量販売対応型安全機器の技術開発、パンフレット
等による一般消費者等に対する保安啓発等を引き続き行う。

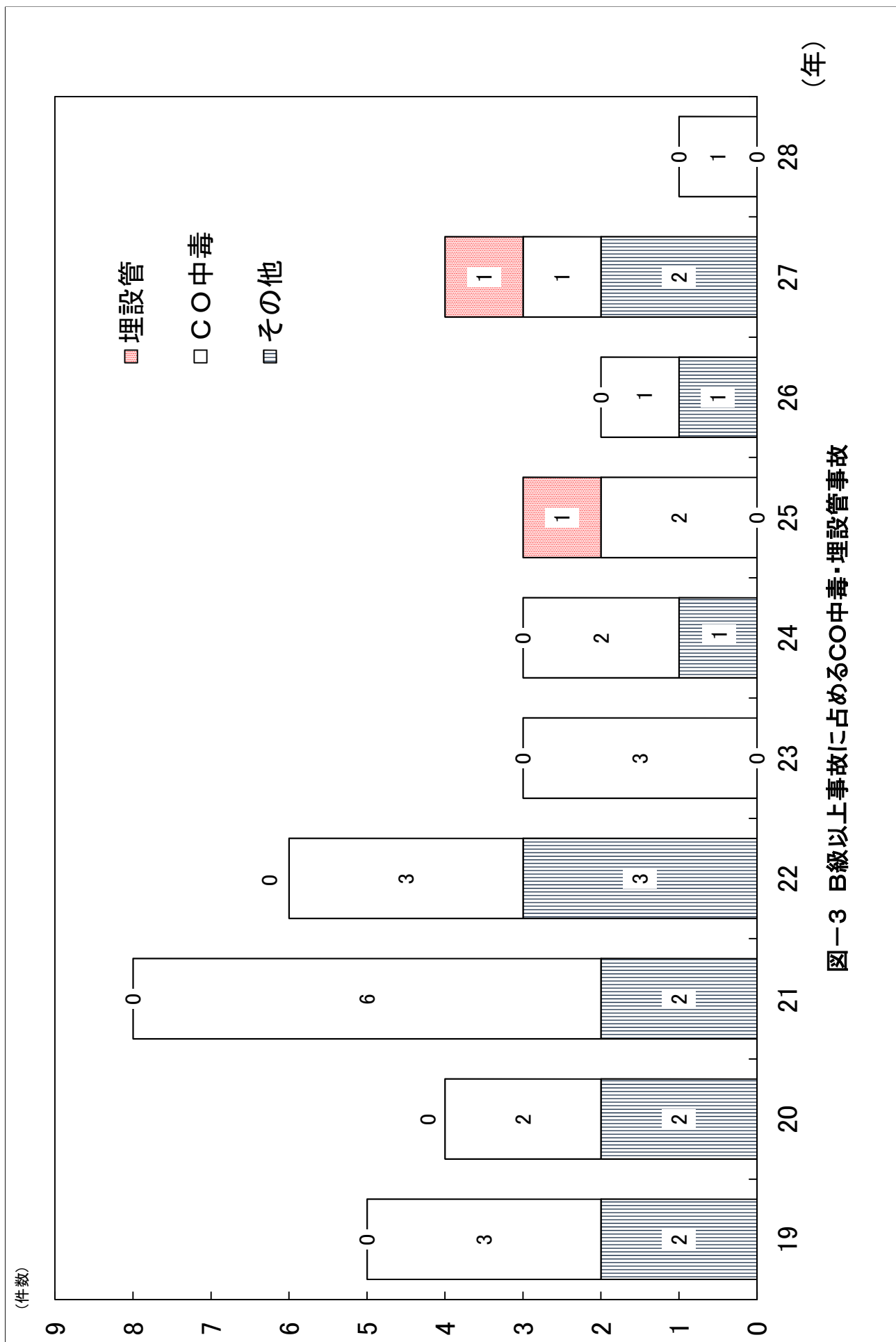
なお、平成13年度以降の主要なLPガス事故防止対策・施策については、表-19を参照。



図一1 年別事故件数及び死傷者数の推移



図一2 昭和52年以降のB級以上事故の発生件数及び全事故に占める割合の推移



図－3 B級以上事故に占めるCO中毒・埋設管事故

表一1 B級以上事故の現象別件数及び死者数

年 現 象	19年		20年		21年		22年		23年		24年		25年		26年		27年		28年	
	件数	死者	件数	死者	件数	死者	件数	死者	件数	死者	件数	死者	件数	死者	件数	死者	件数	死者	件数	死者
C O 中 毒	3	2	2	2	6	3	3	3	3	1	2	1	2	2	1	1	1	0	1	0
漏洩爆発(火災)	2	2	2	2	2	1	3	2	0	0	1	0	0	0	1	0	2	1	0	0
内埋設管	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他(酸欠等)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1	—	—	1	1	0	0
内埋設管	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1	—	—	—	—	—	—
合 計	5	4	4	4	8	4	6	5	3	1	3	1	3	3	2	1	4	2	1	0

表－２　Ｂ級以上事故の漏洩等発生箇所別件数

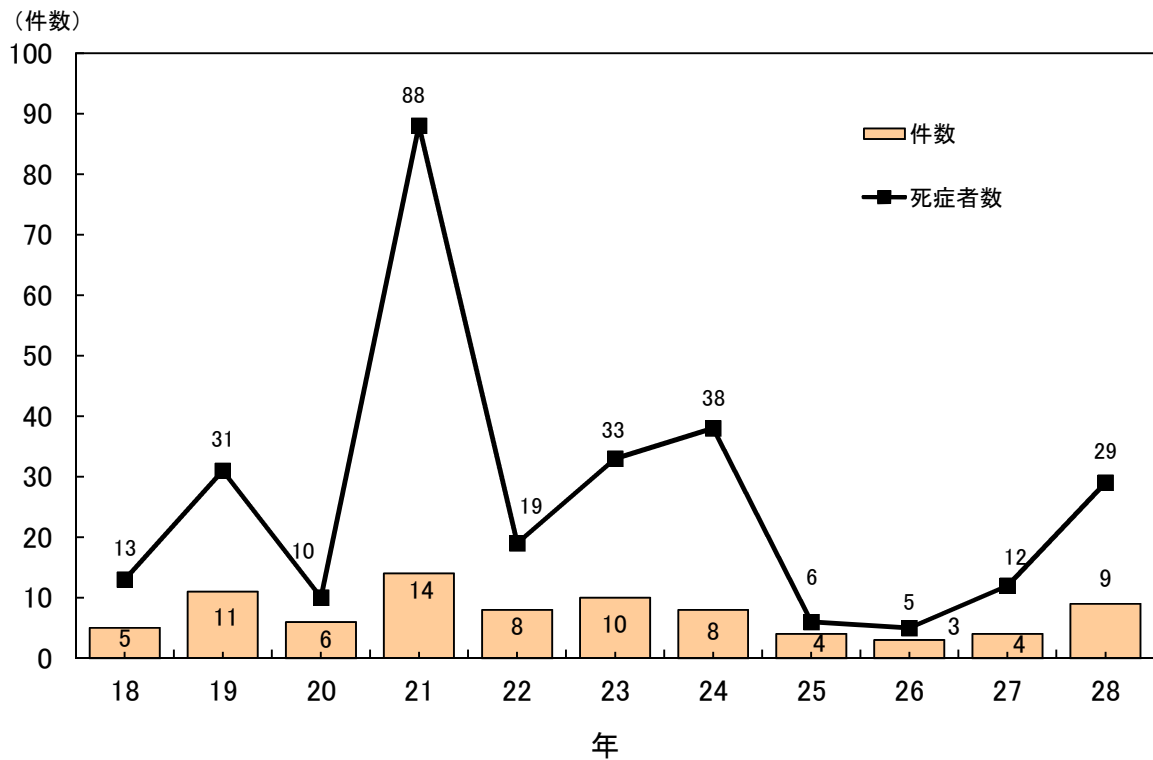
項目	年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年
容　　器		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
容器バルブ		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
充てん設備		－	－	－	－	－	－	－	1	－	－
調　整　器		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
ヘッダー		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
高圧ホース		－	－	－	－	－	－	－	－	1	－
ガスメーター		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
その他機器		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
供　給　管		－	－	－	－	－	－	1	－	1	－
内埋設管		－	－	－	－	－	－	1	－	1	－
配　　　管		－	－	－	－	－	1	－	－	－	－
内埋設管		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
末端ガス栓		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
室内ゴム管		1	－	－	－	－	－	－	－	－	－
こ　ん　ろ		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
炊　飯　器		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
レ　ン　ジ		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
オーブン		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
瞬間湯沸器		1	－	1	－	1	1	－	－	－	－
ふろがま		1	－	－	－	－	－	1	1	－	－
ストーブ		－	1	－	1	－	－	－	－	－	－
業務用燃焼器		1	2	4	2	1	1	1	－	1	1
その他の燃焼器		－	－	2	－	－	－	－	－	－	－
そ　の　他		－	－	－	1	1	－	－	－	－	－
不　　明		1	1	1	2	－	－	－	－	1	－
合　　計		5	4	8	6	3	3	3	2	4	1

表－３ 消費設備に係る安全器具設置先事故発生状況

年 項目	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年
全事故件数	239	234	185	204	227	260	210	187	178	136
消費設備に係る 事故件数	129	136	102	131	126	124	109	96	97	59
消費設備に係る 安全器具設置先 事故発生件数	42	43	35	47	28	47	41	27	31	30
うち B級事故件数	1	1	2	2	0	1	1	0	1	0
うち CO中毒事故 件数	0	1	2	1	0	1	1	0	1	0

表－4 CO中毒事故（酸欠事故は除く）年別事故件数及び死症者数

年	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
項目										
件数	11	6	14	8	10	8	4	3	4	9
内B級以上事故	3	2	6	3	3	2	2	1	1	1
死者（人）	2	2	3	3	1	1	2	1	0	0
症者（人）	29	8	85	16	32	37	4	4	12	29
内B級以上事故	9	0	65	7	16	23	1	0	7	15



図－4 CO中毒事故の年別件数及び死症者数

表－5 CO中毒事故の燃焼器具別発生件数

燃焼器具		年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	合 計
瞬間湯沸器	開放式		1	0	0	0	2	1	0	0	0	0	4 (5.2)
	C F 式		0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	2 (2.6)
	F E 式		0	0	2	0	1	1	0	0	0	1	5 (6.5)
	R F 式		2	0	0	0	0	0	0	1	0	1	4 (5.2)
	計		3	1	2	0	3	2	0	1	1	2	15 (19.5)
ふろがま	C F 式		1	1	0	0	0	0	1	0	0	0	3 (3.9)
	F E 式		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0 (0.0)
	B F 式		0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1 (1.3)
	R F 式		0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1 (1.3)
	計		1	2	0	0	0	0	1	1	0	0	5 (6.5)
	ストーブ		1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2 (2.6)
	その他 (業務用燃焼器等)		6	3	12	7	7	6	3	1	3	7	55 (71.4)
	合 計		11	6	14	8	10	8	4	3	4	9	77 (100.0)

表－6 CO中毒事故の燃焼器具別原因別件数
(平成19年～平成28年)

原因 燃 焼 器 具		排 気 設 備 等							燃焼状態等		そ の 他	不 明	合 計
		排 気 筒 未 設 置	鳥 の 巣 等 に よ る 閉 塞	ず れ ・ 外 れ 又 は 腐 食 等	排 気 フ ァ ンの 電 源 切 り 等	排 気 筒 不 良 (基 準 不 適 合 等)	排 気 筒 ト ッ プ 異 常 (逆 設 置 等)	屋 内 設 置 (R F 式)	長 時 間 使 用 ・ 換 気 不 良	燃 焼 器 具 不 良			
瞬 間 湯 沸 器	開放式 (5号以下)	0	0	1	1	0	0	0	1	0	0	0	3
	C F 式	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	3
	F E 式	0	0	0	0	1	0	0	0	2 (1)	1	1	5 (1)
	R F 式	0	0	0	0	0	0	1	2	0	1 (1)	0	4 (1)
	計	0	0	1	1	1	0	1	4	3 (1)	3 (1)	1	15 (2)
ふ ろ が ま	C F 式	0	0	1	0	1	0	0	0	1	0	0	3
	F E 式	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	B F 式	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
	R F 式	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
	計	0	0	1	0	1	0	1	0	1	1	0	5
ストーブ		0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	2
その他 (業務用燃焼器等)		0	2 (1)	2	6 (2)	5	1	0	22 (2)	6 (1)	6	5 (1)	55 (7)
合計		0	2 (1)	4	7 (2)	8	1	2	27 (2)	10 (2)	10 (1)	6 (1)	77 (9)

注) ()内は平成28年の発生件数で内数

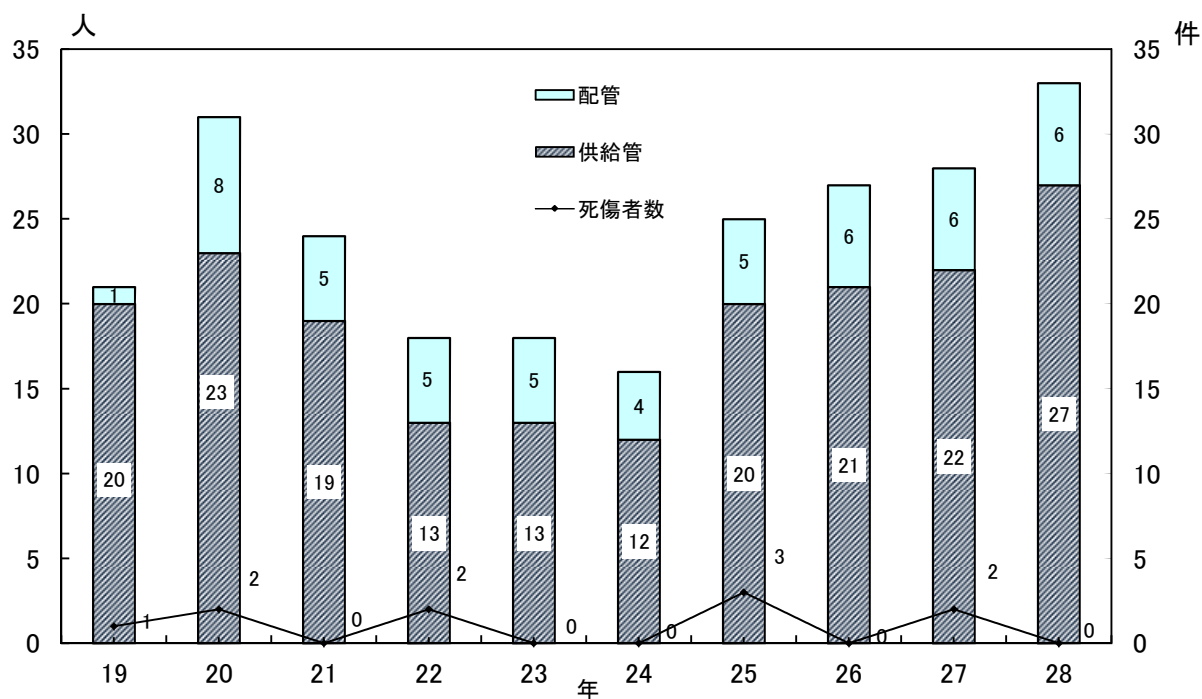
表－７ ＣＯ中毒事故の燃焼器具別件数、死症者数及び１件当たりの死症者数
(平成19年～平成28年)

件数・死症者数 燃焼器具		件 数	死症者数		1件当たりの死症者数		
			死者	症者	死者	症者	死症者
瞬間湯沸器	開放式 (5号以下)	4	2	3	0.50	0.75	1.25
	C F 式	2	0	4	0.00	2.00	2.00
	F E 式	5 (1)	2	8	0.40 0.00	1.60 0.00	2.00 0.00
	R F 式	4 (1)	1	7 (3)	0.25 (0.00)	1.75 (3.00)	2.00 (3.00)
	計	15 (2)	5	22 (3)	0.33 (0.00)	1.47 (1.50)	1.80 (1.50)
ふろがま	C F 式	3	2	1	0.67	0.33	1.00
	F E 式	0	0	0	0.00	0.00	0.00
	B F 式	1	0	1	0.00	1.00	1.00
	R F 式	1	1	0	1.00	0.00	1.00
	型式不明	0	0	0	0.00	0.00	0.00
	計	5	3	2	0.60	0.40	1.00
ストーブ		2	2	1	1.00	0.50	1.50
その他 (業務用燃焼器等)		55 (7)	5	231 (26)	0.09 (0.00)	4.20 (3.71)	4.29 (3.71)
合計		77 (9)	15	256 (29)	0.19 (0.00)	3.32 (3.22)	3.52 (3.22)
CO中毒事故以外の 爆発・火災事故等		1983 (127)	10 (0)	565 (23)	0.01 (0.00)	0.28 (0.18)	0.29 (0.18)
全 事 故		2060 (136)	25 (0)	821 (52)	0.01 (0.00)	0.40 (0.38)	0.41 (0.38)

注) ()内は平成28年の件数及び死症者数(内数)並びに1件当たりの死症者数

表－8 埋設管事故の年別件数及び死傷者数

年 項 目	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
件 数	21	31	24	18	18	16	25	27	28	33
うちB級事故	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0
死 者（人）	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0
傷 者（人）	1	2	0	2	0	0	2	0	1	0
うちB級事故	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0



図－5 埋設管事故の年別件数及び死傷者数

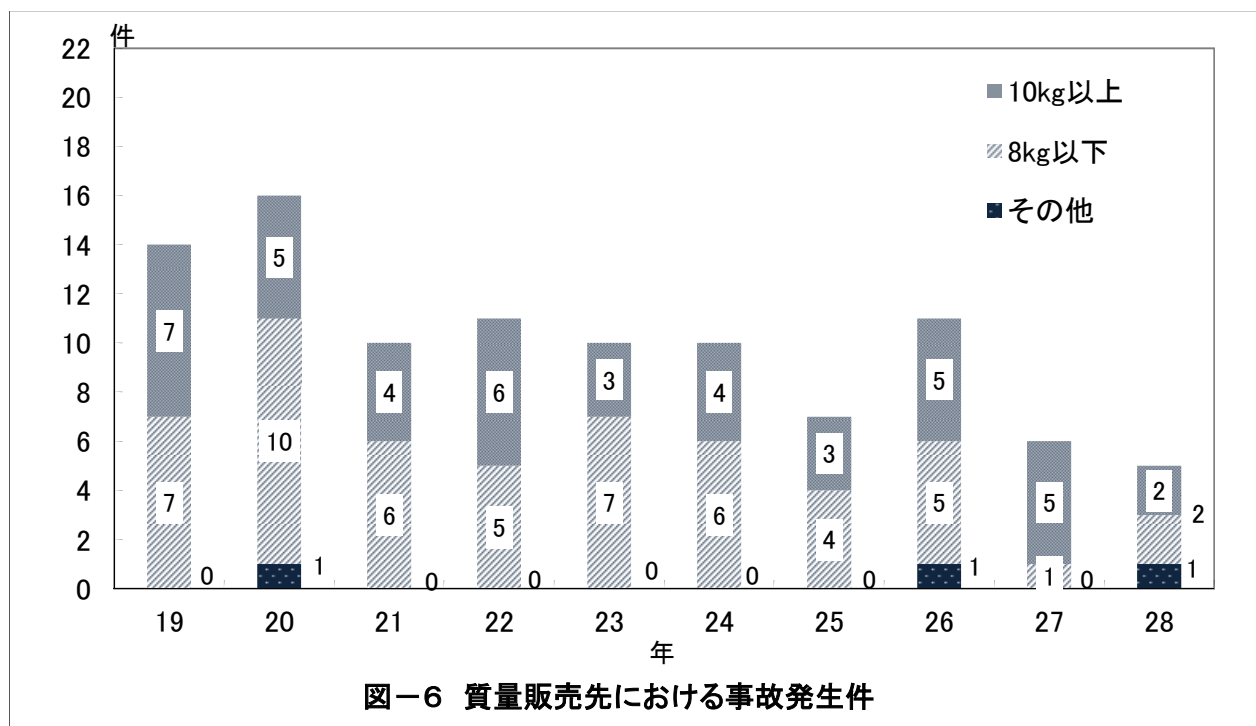
表－９ 埋設管に係る年別漏洩等発生箇所別原因別件数

		年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	合計
漏洩等 発生箇所	漏洩原因												
供 給 管	損 傷		15	17	14	11	10	8	18	13	16	23	145
	他工事業者		11	15	10	9	6	6	13	10	12	21	113
	消費者による		2	1	1	0	0	1	0	0	0	2	7
	地 盤 沈 下		0	0	1	2	2	0	0	1	1	0	7
	そ の 他		2	1	2	0	2	1	5	2	3	0	18
	腐 食 ・ 劣 化		5	6	5	1	3	4	2	6	4	4	40
	そ の 他		0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2
	接続不良		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	工事中酸欠		0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
	そ の 他		0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
	不 明		0	0	0	1	0	0	0	2	0	0	3
	計		20	23	19	13	13	12	20	21	22	27	190
配 管	損 傷		1	4	1	3	3	2	2	4	0	6	26
	他工事業者		1	3	1	3	2	2	1	4	0	6	23
	消費者による		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	地 盤 沈 下		0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	2
	そ の 他		0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
	腐 食 ・ 劣 化		0	3	3	2	1	2	2	2	6	0	21
	そ の 他		0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
	不 明		0	1	1	0	0	0	1	0	0	0	3
	計		1	8	5	5	5	4	5	6	6	6	51
合 計	損 傷		16	21	15	14	13	10	20	17	16	29	171
	他工事業者		12	18	11	12	8	8	14	14	12	27	136
	消費者による		2	1	1	0	0	1	0	0	0	2	7
	地 盤 沈 下		0	1	1	2	3	0	0	1	1	0	9
	そ の 他		2	1	2	0	2	1	6	2	3	0	19
	腐 食 ・ 劣 化		5	9	8	3	4	6	4	8	10	4	61
	そ の 他		0	0	0	0	1	0	0	0	2	0	3
	接続不良		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	工事中酸欠		0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
	そ の 他		0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	2
	不 明		0	1	1	1	0	0	1	2	0	0	6
	合 計		21	31	24	18	18	16	25	27	28	33	241

表－10 質量販売先における事故発生件数

項目\年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年
件 数	14 (2)	16 (1)	10 (0)	11 (1)	10 (0)	10 (0)	7 (0)	11 (1)	6 (1)	5 (0)
50kg容器	4 (1)	0	1	0	0	1	2	1	0	0
20kg容器	1 (1)	2	2	1	2	1	0	2 (1)	3 (1)	0
10kg容器	2	3	1	5 (1)	1	2	1	2	2	2
8kg容器	4	3	2	3	4	4	0	4	1	1
5kg容器	2	6	3	2	2	2	4	1	0	1
2kg容器	1	1 (1)	1	0	1	0	0	0	0	0
その他	0	1	0	0	0	0	0	1	0	1

() 内はB級事故で内数



表－11 原因者別事故件数

原因者 \ 年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年
一般消費者等	66	77	49	83	66	78	77	59	59	45
一般消費者等及び 販売事業者	16	4	8	7	10	11	3	6	4	0
販売事業者	65	62	38	33	31	33	25	16	29	23
設備工事事業者及び 販売事業者等	0	0	0	0	0	0	3	3	0	2
保安機関(認定調査機関) 及び販売事業者等	0	0	0	0	2	0	1	5	2	1
配送センター及び 販売事業者等	0	0	0	0	9	1	2	0	0	0
設備工事事業者	7	5	6	5	2	3	5	3	1	2
充てん事業者	2	3	3	2	0	3	1	1	0	2
配送センター	0	0	0	0	0	4	1	2	0	4
器具メーカー	23	14	10	7	2	6	3	1	4	3
自然災害(雪害等)	6	11	7	7	53	64	40	40	34	8
その他	32	27	24	25	26	31	31	34	32	35
他工事事業者	18	19	16	17	13	23	18	19	16	33
動物(ねずみ等)	1	1	0	0	0	0	0	1	1	0
その他	13	7	8	8	13	8	13	14	15	2
不明	22	31	40	35	26	26	18	17	13	11
合計	239	234	185	204	227	260	210	187	178	136

表－12 年別・建物用途別事故件数

項 目 \ 年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年
一 般 住 宅	95	95	63	75	80	97	77	71	75	42
共 同 住 宅	58	61	41	56	60	75	54	48	33	40
旅 館	4	4	1	2	4	3	2	2	0	1
飲 食 店	31	28	43	25	28	22	39	23	26	14
学 校	7	4	3	10	7	10	5	4	5	7
病 院	4	2	1	1	0	1	3	1	2	2
工 場	2	1	3	4	1	5	2	1	3	2
事 務 所	3	4	3	2	2	7	0	5	1	2
道路下(側溝含む)	2	4	2	0	0	2	4	2	3	4
そ の 他	33	31	25	29	45	38	24	30	30	22
合 計	239	234	185	204	227	260	210	187	178	136

表－13 現象別事故件数

項 目 \ 年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年
漏 え い	113	115	84	76	116	160	113	98	98	81
漏えい爆発(火災)	64	53	45	60	55	48	48	59	43	28
火災(爆発を除く)	51	60	42	60	45	44	43	27	31	18
CO中毒・酸欠	11	6	14	8	11	8	6	3	6	9
合 計	239	234	185	204	227	260	210	187	178	136

表－14 漏洩等発生箇所別事故件数

項目 \ 年		19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年
供給設備	容 器	6	5	6	8	4	6	4	4	3	3
	容 器 バルブ	7	9	12	4	3	4	2	3	1	6
	高 圧 ホース	17	18	5	12	18	15	15	9	12	7
	ヘ ッ ダ ー	0	4	2	1	0	0	2	0	2	2
	調 整 器	22	21	14	9	28	43	31	20	20	9
	バルク貯槽	14	4	4	3	5	6	1	9	4	3
	供 給 管	35	28	30	27	40	48	43	45	34	37
	内埋設管	20	23	19	13	13	12	20	21	22	27
	ガスメーター	1	4	2	2	0	5	1	0	2	6
	その他機器	5	1	4	3	1	5	0	0	0	2
計		107	94	79	69	99	132	99	90	78	75
消費設備	配 管	7	15	11	14	30	32	17	24	24	9
	内埋設管	1	8	5	5	5	4	5	6	6	6
	末端ガス栓	18	22	11	14	18	18	11	10	11	5
	金属フレキ管	4	4	4	7	5	7	5	7	6	5
	低圧ホース	2	9	4	5	8	2	9	0	4	2
	室内ゴム管	9	6	8	16	5	7	7	5	12	3
	こ ん ろ	13	10	7	11	6	5	3	9	3	3
	炊 飯 器	2	1	1	2	1	0	0	0	0	0
	レ ン ジ	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	オーブン	2	2	2	1	0	0	4	0	0	0
	瞬間湯沸器	5	7	7	6	11	6	2	3	3	4
	ふ ろ が ま	32	27	17	22	16	17	20	14	12	8
	ストーブ	3	1	0	5	1	1	0	1	0	0
	業務用燃焼器	28	29	24	28	24	20	29	23	19	20
	その他の燃焼器	1	0	4	0	0	4	2	0	1	0
	そ の 他	2	2	2	0	1	5	0	0	2	0
計		129	136	102	131	126	124	109	96	97	59
充てん設備		1	2	0	0	0	0	0	0	0	0
そ の 他		1	0	1	0	0	0	0	0	1	0
不 明		1	2	3	4	2	4	2	1	2	2
合 計		239	234	185	204	227	260	210	187	178	136

表－15 原因別事故件数

年 項目		19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年
接 続 不 良		48	44	24	23	23	27	12	14	19	21
腐 食 ・ 損 傷		59	72	60	56	80	81	68	56	56	53
故 障 ・ 不 具 合		37	16	16	10	2	6	3	1	7	2
誤 操 作	未使用末端閉止弁	12	13	7	10	15	15	10	6	8	2
	燃焼器具未設続	2	1	2	3	2	2	1	0	0	0
燃焼器具の過熱		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
燃 焼 器 具	点 火 ミ ス	25	15	12	31	19	20	36	33	21	16
	立 消 え	1	0	1	0	0	0	0	1	1	1
弁・栓等不完全閉止、 閉め忘れ		7	22	12	13	4	6	8	6	5	8
給 排 気 設 備 不 良		2	1	2	2	4	2	0	1	0	4
燃焼不良及び換気不良		9	7	10	7	2	5	4	2	2	5
雪 害 等 の 自 然 災 害		6	11	7	7	53	64	40	40	34	8
そ の 他		16	13	13	7	6	14	12	13	14	11
不 明		15	19	19	35	17	18	16	14	11	5
計		239	234	185	204	227	260	210	187	178	136

表－16 年別漏洩等発生箇所別原因別件数

(1)供給設備関係

漏洩等発生箇所	年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	合計
	原因											
容 器	損 傷	1	0	0	0	1	3	2	2	0	0	9
	腐食・劣化	0	5	3	4	2	2	2	1	1	2	22
	その他、不明	5	0	3	4	1	1	0	1	2	1	18
	計	6	5	6	8	4	6	4	4	3	3	49
容器バルブ	機器等接続不良	3	5	3	1	1	0	0	0	1	4	18
	損 傷	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2
	バルブ閉め忘れ、 不完全閉止	0	1	1	3	1	0	0	0	0	1	7
	その他、不明	3	3	8	0	0	4	2	3	0	1	24
	計	7	9	12	4	3	4	2	3	1	6	51
高圧ホース	機器等接続不良	11	13	2	7	9	8	2	3	4	6	65
	損 傷	1	3	1	2	5	4	9	3	3	0	31
	腐食・劣化	2	1	1	3	1	1	2	0	0	1	12
	その他、不明	3	1	1	0	3	2	2	3	5	0	20
	計	17	18	5	12	18	15	15	9	12	7	128
調 整 器	接続不良	6	2	4	0	4	3	0	1	1	2	23
	損 傷	2	8	5	5	20	32	26	17	17	5	137
	腐食・劣化	5	4	2	1	2	3	2	2	0	1	22
	故 障	6	5	1	0	2	3	1	0	0	1	19
	その他、不明	3	2	2	3	0	2	2	0	2	0	16
	計	22	21	14	9	28	43	31	20	20	9	217
バルク貯槽	弁開放等	2	1	1	1	2	4	1	3	2	0	17
	工事ミス	2	1	1	1	2	1	0	0	1	1	10
	その他、不明	10	2	2	1	1	1	0	6	1	2	26
	計	14	4	4	3	5	6	1	9	4	3	53
供 給 管	埋 設	接続不良	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		損 傷	14	17	14	9	10	8	18	15	17	145
		腐食・劣化	5	6	5	1	3	4	2	5	4	39
		その他、不明	1	0	0	3	0	0	1	1	0	6
		計	20	23	19	13	13	12	20	21	22	190
	露 出・その他	接続不良	5	1	1	0	1	5	1	2	1	17
		損 傷	5	1	5	5	25	30	19	21	8	126
		腐食・劣化	3	2	3	2	1	1	2	0	3	19
		その他、不明	2	1	2	7	0	0	1	1	0	15
		計	15	5	11	14	27	36	23	24	12	177
	小 計	35	28	30	27	40	48	43	45	34	37	367
ガスメーター	機器等接続不良	1	3	2	2	0	2	0	0	0	4	14
	損 傷	0	1	0	0	0	3	0	0	1	1	6
	その他、不明	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1	3
	計	1	4	2	2	0	5	1	0	2	6	23
そ の 他		5	5	6	4	1	5	2	0	2	4	34
合 計		107	94	79	69	99	132	99	90	78	75	922

(2)消費設備関係

漏洩等発生箇所		年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	合計
		原因											
配管	埋設	接続不良	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		腐食・劣化	0	3	3	2	1	2	2	2	4	0	19
		その他、不明	1	5	2	3	4	2	3	4	2	6	32
		計	1	8	5	5	5	4	5	6	6	6	51
		接続不良	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1	3
	露出・その他	損傷	1	1	1	5	15	23	4	10	13	0	73
		腐食・劣化	3	5	5	3	6	3	5	3	3	2	38
		その他、不明	1	1	0	1	4	2	3	4	2	0	18
		計	6	7	6	9	25	28	12	18	18	3	132
		小計	7	15	11	14	30	32	17	24	24	9	183
	末端ガス栓	ゴム管の接続不良	0	5	0	1	0	0	0	1	1	0	8
		未使用側の誤開放	11	10	7	9	15	11	9	5	7	3	87
弁の不完全閉止等		2	2	1	0	0	1	1	0	1	0	8	
その他、不明		5	5	3	4	3	6	1	4	2	2	35	
計		18	22	11	14	18	18	11	10	11	5	138	
金属フレキ	損傷	2	2	1	3	2	2	1	1	2	2	18	
	接続不良	2	2	2	3	2	1	2	2	2	2	20	
	腐食・劣化	0	0	0	0	1	3	2	3	2	1	12	
	その他、不明	0	0	1	1	0	1	0	1	0	0	4	
	計	4	4	4	7	5	7	5	7	6	5	54	
低圧ホース	接続不良	2	5	3	2	6	2	2	0	1	2	25	
	劣化	0	1	1	1	1	0	1	0	2	0	7	
	器具未接続	0	1	0	1	0	0	2	0	1	0	5	
	その他、不明	0	2	0	1	1	0	4	0	0	0	8	
	計	2	9	4	5	8	2	9	0	4	2	45	
ゴム管	接続不良	5	2	2	3	0	4	0	3	6	0	25	
	損傷	3	4	3	2	3	2	2	1	2	3	25	
	腐食・劣化	1	0	2	6	1	1	2	0	1	0	14	
	器具未接続	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0	3	
	その他、不明	0	0	0	3	1	0	3	1	3	0	11	
	計	9	6	8	16	5	7	7	5	12	3	78	
燃焼器具	こんろ	点火ミス、立消え	5	0	3	3	1	1	2	4	2	1	22
		栓の不完全閉止等	1	4	3	0	3	0	0	0	0	0	11
		過熱	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
		その他、不明	6	6	1	8	2	4	1	5	1	2	36
		計	13	10	7	11	6	5	3	9	3	3	70
	瞬間湯沸器	給排気設備不良	0	0	0	0	4	1	0	0	1	2	8
		燃焼不足、換気不良	3	0	1	1	2	1	0	1	0	1	10
		点火ミス、立消え	0	0	1	1	1	0	0	1	0	0	4
		その他、不明	2	7	5	4	4	4	2	1	2	1	32
		計	5	7	7	6	11	6	2	3	3	4	54
	ふろがま	給排気設備不良等	1	1	0	1	0	0	0	1	0	0	4
		点火ミス、立消え	8	5	6	16	13	12	14	12	10	8	104
		過熱	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
		栓の不完全閉止等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		その他、不明	23	21	11	5	3	5	5	1	2	0	76
		計	32	27	17	22	16	17	20	14	12	8	185
	ストーブ	給排気設備不良	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2
		点火ミス、立消え	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
		栓の不完全閉止等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		その他、不明	2	1	0	3	1	1	0	1	0	0	9
		計	3	1	0	5	1	1	0	1	0	0	12
		業務用燃焼器具	28	29	24	28	24	20	29	23	19	20	244
		その他	6	4	7	3	1	4	6	0	1	0	32
	小計	87	78	62	75	59	53	60	50	38	35	597	
その他		2	2	2	0	1	5	0	0	2	0	14	
合計		129	136	102	131	126	124	109	96	97	59	1109	

(3) その他、不明等

年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	合 計
充てん設備	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	3
そ の 他	1	0	1	0	0	0	0	0	1	0	3
漏洩発生箇所等不明なもの	1	2	3	4	2	4	2	1	2	2	23

年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	合 計
総 合 計											
事故発生件数 (件)	239	234	185	204	227	260	210	187	178	136	2060
死 者 数 (人)	4	4	4	5	1	1	3	1	2	0	25
負 傷 者 数 (人)	98	79	148	83	88	85	52	76	60	52	821
(参考)死者・負傷者事故発生件数(件)	70	62	59	63	54	47	29	49	38	27	498
漏えい	3	5	2	1	0	5	1	1	1	1	20
漏えい爆発(火災)	44	36	26	37	31	24	23	36	22	16	295
火災(爆発を除く)	12	15	17	17	12	10	0	9	9	1	102
CO中毒・酸欠	11	6	14	8	11	8	5	3	6	9	81

表－17 都道府県別事故件数及び消費世帯百万戸当たりの事故件数

都道府県別事故件数

都道府県別消費世帯百万戸当たりの事故件数

経済局	年 県 別	23年	24年	25年	26年	27年	5年間 平均 23～27年	28年	消費者戸数	23年	24年	25年	26年	27年	5年間 平均 23～27年	28年
北海道	北海道	29	58	26	26	19	31.6	6	1,454,647	19.2	38.8	17.4	17.9	13.0	21.3	4.1
東 北	青 森	7	22	15	14	4	12.4	3	334,411	14.9	47.4	42.3	40.2	11.6	31.3	9.0
	秋 田	3	7	3	0	4	3.4	1	211,499	10.7	25.1	13.1	0.0	18.3	13.4	4.7
	山 形	7	14	6	4	6	7.4	2	321,969	21.5	43.5	22.3	15.1	23.1	25.1	6.2
	岩 手	22	3	2	2	1	6.0	2	248,018	50.6	7.2	6.0	6.0	3.0	14.6	8.1
	宮 城	0	3	5	3	4	3.0	3	842,239	0.0	5.5	6.5	3.9	5.0	4.2	3.6
	福 島	7	1	10	6	11	7.0	7	418,384	11.8	1.7	22.6	13.7	24.9	14.9	16.7
関 東	栃 木	2	6	2	2	3	3.0	3	356,110	3.4	10.3	5.0	5.3	8.2	6.4	8.4
	茨 城	8	10	3	3	3	5.4	4	439,747	9.7	12.4	6.1	6.2	4.4	7.8	9.1
	群 馬	0	2	6	4	0	2.4	3	417,259	0.0	3.3	13.2	8.9	0.0	5.1	7.2
	埼 玉	8	12	17	20	11	13.6	10	1,166,843	5.8	8.9	12.4	14.8	8.4	10.0	8.6
	東 京	15	11	8	8	9	10.2	7	2,389,241	26.2	19.7	3.7	3.7	3.9	11.4	2.9
	千 葉	9	5	8	8	4	6.8	5	597,048	11.2	6.3	12.9	12.8	5.0	9.6	8.4
	神奈川	11	21	17	15	12	15.2	14	908,623	8.8	16.9	17.8	16.2	13.1	14.6	15.4
	新 潟	8	7	10	4	4	6.6	4	257,605	28.6	25.5	32.8	14.9	15.2	23.4	15.5
	長 野	8	6	5	6	9	6.8	1	550,244	12.0	7.6	8.8	10.8	10.9	10.0	1.8
	山 梨	0	2	1	2	0	1.0	1	188,586	0.0	6.5	5.0	10.4	0.0	4.4	5.3
	静 岡	2	3	2	1	3	2.2	7	675,567	2.4	3.8	2.8	1.4	2.9	2.7	10.4
中 部	愛 知	6	4	6	1	6	4.6	1	1,205,513	5.8	3.9	4.9	0.8	5.0	4.1	0.8
	岐 阜	2	1	4	2	7	3.2	1	517,145	3.2	1.6	7.4	3.8	13.2	5.8	1.9
	三 重	2	2	1	2	2	1.8	2	341,551	3.8	3.9	2.8	5.6	5.7	4.4	5.9
	富 山	1	0	1	1	2	1.0	1	217,272	3.8	0.0	4.4	4.4	9.0	4.3	4.6
	石 川	3	1	1	3	0	1.6	2	269,289	9.6	3.3	3.5	10.6	0.0	5.4	7.4

経済局	年 県 別	23年	24年	25年	26年	27年	5年間 平均 23～27年	28年	消費者戸数	23年	24年	25年	26年	27年	5年間 平均 23～27年	28年
近 畿	福 井	3	3	2	0	2	2.0	1	162,133	14.1	14.5	11.5	0.0	12.1	10.4	6.2
	滋 賀	3	4	1	1	1	2.0	5	186,374	10.0	13.6	5.1	5.1	5.2	7.8	26.8
	京 都	3	0	4	2	4	2.6	4	186,687	12.2	0.0	19.9	10.3	21.0	12.7	21.4
	奈 良	0	0	0	1	0	0.2	0	139,622	0.0	0.0	0.0	6.7	0.0	1.3	0.0
	和歌山	0	2	1	1	0	0.8	0	204,040	0.0	7.3	4.5	4.6	0.0	3.3	0.0
	大 阪	0	1	2	3	9	3.0	0	493,706	0.0	3.3	4.1	6.2	18.8	6.5	0.0
	兵 庫	7	8	2	2	3	4.4	0	588,551	12.3	14.6	3.2	3.2	4.9	7.6	0.0
中 国	岡 山	6	2	1	3	1	2.6	3	425,198	11.7	4.0	2.2	6.8	2.3	5.4	7.1
	広 島	6	3	5	6	4	4.8	9	670,780	9.0	4.5	7.1	8.6	5.8	7.0	13.4
	鳥 取	4	4	2	1	3	2.8	2	152,454	24.2	24.9	12.2	6.2	19.3	17.4	13.1
	島 根	1	1	1	2	0	1.0	0	176,246	4.4	4.5	5.4	11.1	0.0	5.1	0.0
	山 口	5	4	4	4	3	4.0	1	316,391	13.4	10.9	11.9	12.1	9.3	11.5	3.2
四 国	香 川	6	2	2	2	4	3.2	1	239,872	22.1	7.6	7.8	8.0	16.3	12.3	4.2
	愛 媛	2	7	3	5	3	4.0	3	521,871	3.9	11.8	1.8	5.4	5.7	5.7	5.7
	徳 島	0	0	0	0	1	0.2	1	182,398	0.0	0.0	0.0	0.0	5.4	1.1	5.5
	高 知	0	2	2	0	1	1.0	2	219,390	0.0	3.5	4.3	0.0	4.4	2.4	9.1
九 州	福 岡	4	2	5	4	5	4.0	4	1,306,060	3.4	1.7	3.9	3.1	3.9	3.2	3.1
	佐 賀	2	2	1	2	3	2.0	2	181,896	8.8	9.0	5.1	10.1	16.2	9.9	11.0
	長 崎	4	2	2	1	1	2.0	0	261,240	11.0	5.6	7.1	3.9	4.0	6.3	0.0
	熊 本	3	2	3	1	2	2.2	2	388,429	5.9	4.0	7.3	2.5	5.1	4.9	5.1
	大 分	0	0	1	2	0	0.6	1	302,845	0.0	0.0	3.1	6.4	0.0	1.9	3.3
	宮 崎	2	4	1	2	1	2.0	1	271,341	5.7	11.7	3.4	6.9	3.6	6.3	3.7
	鹿児島	4	2	1	2	1	2.0	1	509,734	7.1	3.7	1.9	3.9	2.0	3.7	2.0
沖 縄	沖 縄	2	2	5	3	2	2.8	3	530,512	3.9	3.9	9.7	5.8	3.8	5.4	5.7
合 計		227	260	210	187	178	212.4	136	22,946,580	9.3	10.6	8.7	7.9	7.4	8.8	5.9

注) 消費者戸数は、平成29年1月15日のLPガス消費者世帯数（LPガス事業団広報No.205（一財）全国LPガス保安共済事業団より）

表－18 所管別事故発生状況

年 所管	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
本省	19 (1)	22	17	20 (1)	34	25	33	20	18	26
保安監督部	56	49 (1)	54 (1)	55 (1)	50	59	49	47	64 (1)	33
都道府県	157 (4)	139 (1)	97 (7)	118 (4)	118 (3)	166 (3)	126 (3)	117 (2)	95 (3)	75 (1)
所管無記載	7	24 (2)	17	11	25	10	2	3	1	2
合 計	239 (5)	234 (4)	185 (8)	204 (6)	227 (3)	260 (3)	210 (3)	187 (2)	178 (4)	136 (1)

() 内はB級事故で内数

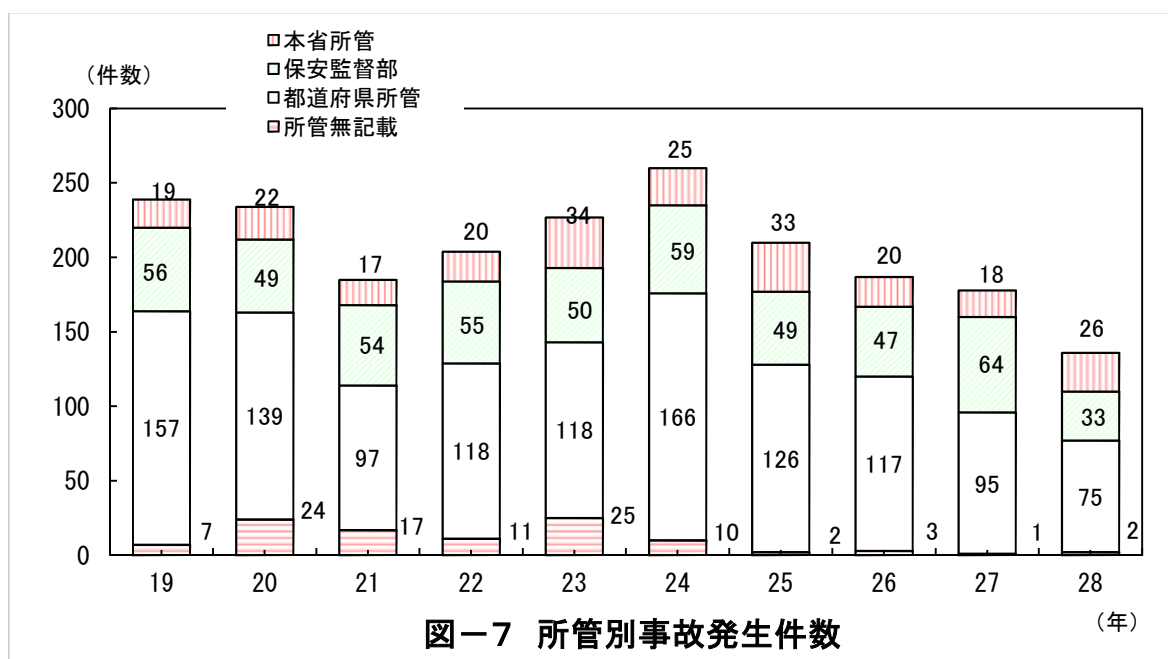


表-19 LPガス事故件数、死傷者数の推移と主な施策等

昭和・平成 年	事故 件数	死者 数	傷者 数	主な発生事故及び取られた措置等
S. 42	167	33	271	○12月28日、LPガス法公布－高压ガス取締法から分離し、液化石油ガスの販売、液化石油ガス器具等の製造及び販売等に係る規制を目的として制定
43	112	38	146	○3月1日、LPガス法施行
44	170	69	236	
45	217	44	283	
46	217	33	301	
47	299	52	398	○12月6日、LPガス法規則改正（原則LPガスを体積販売することを義務化）
48	368	59	389	
49	540	74	679	
50	497	40	543	
51	581	65	523	
52	638	56	684	□6月、通商産業省立地公害局保安課に「液化石油ガス保安対策室」設置 □8月、高压ガス及び火薬類保安審議会が「液化石油ガス消費者保安体制のあり方」について答申
53	570	72	640	□7月、LPガス設備保安総点検事業の実施（設備改善の期間を含め3年間） ○7月3日、LPガス法改正（周知の義務化、認定調査機関及び液化石油ガス設備士制度の創設、液化石油ガス器具等の範囲拡大等）
54	793	63	825	○5月10日、特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律公布（特監法）
55	761	60	758	●8月16日、静岡駅前ビル地下街で都市ガス爆発事故発生、死者15名、重軽傷者222名
56	714	50	723	○2月17日、高取法液石則改正（LPガスの着臭濃度強化（臭気感知混入率1/200→1/1000）） ○2月18日、LPガス法規則改正（地下室等の保安基準の制定、共同住宅、業務用施設等に対しガス漏れ警報器設置義務付け）
57	570	43	650	●1月、神奈川県川崎市の小学校で埋設管に起因する多量の漏えい事故が発生 □2月4日付通商産業省立地公害局長名で各通商産業局長及び各都道府県知事宛「埋設管に係る液化石油ガス設備の緊急一斉点検の実施について」を通達 □2月から「埋設管に係る液化石油ガス設備の緊急一斉点検」を実施 ○10月1日、LPガス法省令補完基準改正（材料及び使用制限、腐食・損傷を防止する措置等の強化） □10月1日付通商産業省立地公害局長名で各通商産業局長及び各都道府県知事宛「既存の液化石油ガス設備に係る保安の徹底について」を通達
58	559	51	645	●11月22日、静岡県掛川市のレクリエーションセンター内でLPガス爆発事故が発生、死者14名、重軽傷者27名 □11月26日付通商産業省立地公害局長名で各通商産業局長及び各都道府県知事宛「液化石油ガス保安対策について」を通達
59	545	36	529	○7月3日、LPガス法規則改正（料理飲食店等に対し、移動式燃焼器の末端ガス栓に過流出安全機構付ガス栓の使用義務付け、末端ガス栓と燃焼器との接続方法強化）
60	496	35	550	□7月、「LPガス消費者保安対策研究会」報告 □10月、毎年10月を「LPガス消費者保安月間」と定める
61	515	42	477	□5月、「LPガス安全器具普及懇談会」報告が出され、具体的な安全器具の普及施策とそれに伴うLPガス事故の減少化に関する目標期限（今後 5年間で1/5、10年間で 1/10）を定めた提言－それを受けて官民一体となり、その目標達成のための普及啓発活動開始 ○12月4日、LPガス法規則改正（移動式燃焼器の末端ガス栓に過流出安全機構付ガス栓の使用義務付け）
62	401	29	381	
63	390	37	356	●2月16日及び8月6日、北海道札幌市で居室の換気扇等の使用により浴室内の気圧が外気の気圧より低くなり、その結果、浴室内に設置されたCF式ふろがまの排気が逆流止めから浴室内に逆流して、ふろがまの不完全燃焼を引き起こしたことによる一酸化中毒が2件発生、共に死者1名（都市ガス事業） ●4月9日、鹿児島県鹿児島市の共同住宅で排気筒に取り付けられた防火ダンパーに起因するCO中毒事故が発生、死者2名 ●6月11日、福島県白河市のゴルフ場クラブハウスにおいて埋設管の腐食による爆発事故が発生、死者1名、重傷者3名、軽傷者17名 □7月8日付通商産業省立地公害局保安課長名で各都道府県液化石油ガス保安担当部長宛、「ガス器具に接続される排気筒への防火ダンパー設置に起因する一酸化炭素中毒事故防止対策について」を通達 ●7月14日、茨城県那珂郡の高校において埋設管の腐食による爆発事故が発生、重傷者4名、軽傷者5名 □7月27日付通商産業省立地公害局長名で各通商産業局長及び各都道府県知事宛「液化石油ガスの埋設管に係る保安の徹底について」を通達 □9月8日付通商産業省立地公害局保安課長名で各都道府県液化石油ガス保安担当部長宛「CF式ふろがまの排ガスによる一酸化中毒事故の防止について」を通達

昭和・平成 年	事故 件数	死者 数	傷者 数	主な発生事故及び取られた措置等
H. 元	306	36	327	●6月13日、埼玉県春日部市の小学校において埋設管からのガス漏れがあることが発見され、改善措置が講じられた後、ガスの供給に使用している配管から以前に漏れたと思われるガスが地下ビットに滞留していたことに起因する爆発事故が発生、死者1名、重傷者1名 □8月25日付通商産業省立地公害局保安課長名で各都道府県液化石油ガス保安担当部長宛「埋設管に係る液化石油ガス設備の点検状況について」を通達 □9月20日付通商産業省立地公害局保安課長名で各都道府県液化石油ガス保安担当部長宛「CF式ふろがまの排ガスによる一酸化中毒事故の防止について」を通達
2	262	27	233	□5月、「90年代の液化石油ガス消費者保安政策の在り方分科会」報告
3	194	13	171	
4	146	31	162	
5	112	7	135	●5月6日、山梨県忍野村リゾートマンションでCO中毒事故発生、死者7名(簡易ガス事業) ●7月13日、山形県米沢市の雑居ビルにおいて埋設管の腐食による爆発事故が発生死者1名、重傷者1名、軽傷者9名 □9月、安全器具 100%普及目標達成期限(3年早めた)ー95.2%達成 □12月20日付通商産業省環境立地局保安課液化石油ガス保安対策室長名で各都道府県液化石油ガス保安担当課長宛「液化石油ガス販売事業者等に対する保安対策の徹底及び指導の在り方について」を通達 ○12月22日、特監法政令改正(特定ガス消費機器の追加(密閉燃焼式ふろがま等))
6	82	3	83	○10月26日、LPガス法規則改正(排気筒の技術上の基準強化等) ○10月26日、通産省告示制定(使用実績を有する排気筒又は給排気部を再使用する場合の要件)
7	88	12	80	□1月、「LPガス保安対策の在り方研究会」中間報告 □12月、「高圧ガス及び火薬類保安審議会液化石油ガス部会」報告
8	101	14	109	○3月31日、LPガス法改正(LPガス販売事業の許可制を登録制に改正、保安機関制度の創設、バルク供給に関する規制の創設等) ○4月3日、LPガス法施行令改正(LPガス器具等の指定品目の改正等) ●12月30日、沖縄県糸満市共同住宅で排気筒の不備に起因するCO中毒事故が発生死者5名
9	68	6	64	○3月10日、LPガス法規則改正(8年の法改正内容を具体化、供給設備にマイコンメータ(S型)等安全機能付の機器設置の義務化、認定販売事業者に対し、集中監視、保安確保機器の期限管理の義務付け) □9月、「高圧ガス及び火薬類保安審議会液化石油ガス部会保安高度化分科会」が設置され、CO中毒事故防止総合保安対策を決定した。 □10月、燃焼器具の一斉点検事業を開始(～平成11年9月30日)
10	75	9	82	□5月、「高圧ガス及び火薬類保安審議会液化石油ガス部会第2回保安高度化分科会」が開催され、埋設管事故防止対策及びガス漏えい防止及び漏えい拡大防止対策を決定した。
11	79	5	66	○3月26日、LPガス法施行令改正(LPガス器具等の指定品目の改正) ○8月6日、LPガス法改正(基準・認証制度見直しに伴うLPガス法改正) ○9月30日、LPガス法規則改正(性能規定化、バルク容器を制度化)
12	78	8	73	○8月1日、12月26日LPガス法施行規則の例示基準が制定され、関係基準が廃止された。 ○9月26日、LPガス器具等の技術上の基準等に関する省令改正(基準・認証制度見直しに伴う省令改正) □5月、燃焼器具交換促進事業及び埋設管点検事業を開始(～12月) □12月20日、「高圧ガス及び火薬類保安審議会液化石油ガス部会第2回保安高度化分科会」が開催され、保安高度化プログラムを決定した。
13	87	2	69	□1月、省庁改編に伴い、経済産業省原子力安全・保安院液化石油ガス保安課を設置 □4月13日、経済産業省原子力安全・保安院液化石油ガス保安課長名で各経済産業局、各都道府県液化石油ガス担当課宛及びLPガス関係団体宛に「LPガス保安高度化プログラムの実施について」を通達。 □6月、経済産業省原子力・保安院に「ガス体エネルギー産業に係る保安規制に関する検討会」が望ましい保安の在り方について基本的な考え方の整理及び保安レベルの維持・向上を図る上で保安規制は如何にあるべきか検討を行うことを目的として設置され、検討が開始された。 ●10月29日、12月11日、沖縄県においてLPガスの供給設備であるベーパーライザーに高濃度の水銀を含むLPガスによって不具合が生じ、ガスが漏れ出す事故が発生した。(他に11月26日、同様な事故(高圧ガス保安法対象)1件発生)
14	90	4	64	○10月1日、LPガス法規則改正(液化石油ガス中の水銀含有量の基準化、配管等に係る修理の基準化、埋設管(白管及び被覆白管)に係る点検・調査について基準追加、屋外に設置する燃焼器具の排気筒(屋内に設置される部分)の基準化) ○12月27日、例示基準第39節「液化石油ガスの規格」を追加(液化石油ガス中の水銀濃度の規定)
15	120	7	86	○3月31日、LPガス法規則改正及びバルク告示改正(ガス放出防止器等の代替措置の追加、ガス漏れ検知器の代替措置の追加、超音波液面計の追加、貯槽及びバルク貯槽の耐圧試験の改正) ○4月1日、例示基準第21節「貯槽の耐圧試験及び気密試験」の改正、第40節「供給管等の修理」、第41節「地盤面下に埋設した供給管及び配管(垂鉛めっきを施したもの又は垂鉛をめっき施した供給管に防しよくテープを施したものに限る。)」の漏えい試験の方法」及び第42節「排気筒等の材料」を追加

昭和・平成 年	事故 件数	死者 数	傷者 数	主な発生事故及び取られた措置等
16	105	2	88	○4月1日、LPガス法規則改正及びバルク告示改正(1トン以上3トン未満のバルク貯槽に係る保安距離の緩和:第1種保安物件までの保安距離16.97mを7m、第2種保安物件までの保安距離11.31mを7mに短縮) ●8月30日、宮城県において民生用バルクローリーポンプ軸受破損による、充てん作業中の事故が発生した。 ●10月1日、福岡県において充てんホース安全継手離脱後の処置ミスによる漏えい爆発事故(B級事故)が発生した。
17	105	1	58	○4月1日、LPガス法規則及び供給・消費・特定供給告示改正(販売事業者がLPガスを配管等に接続して販売する必要のない容器の内容積及び質量により販売できる容器の内容積の範囲を容器がカップリング付き器具(容器バルブ及び調整器)により接続されている等の要件を満たした場合に限り25リットルまで拡大) ○4月1日、例示基準第3節「不燃性又は難燃性の材料を使用した軽量な屋根又は遮へい板」の改正(石綿スレートに替えて繊維強化セメント板を追加)、第15節「充てん容器等の腐しよく防止措置」の改正(アルミニウム合金製容器について腐しよく防止のための塗装を不要とした)、第28節「供給管等の適切な材料及び使用制限、腐食及び損傷を防止する措置」の改正(配管用フレキ管及びポリエチレン管の施工を行う者を具体的に追加)、第29節「供給管又は配管等の気密試験方法及び漏えい試験の方法」の改正(集中監視システム設置時の漏えい検査の方法を追加、漏えい・気密試験の測定時間及び温度変化補正等に係る事項を追加、電気式ダイヤフラム式圧力計の比較試験周期改正、自記圧力計に電気式ダイヤフラム式自記圧力計を追加及び比較試験の基準となる圧力測定器に選択性を追加)、第30節「調整器の調整圧力及び閉そく圧力並びに燃焼器の入口における液化石油ガスの圧力の確認方法」の改正(自記圧力計に電気式ダイヤフラム式自記圧力計を追加及び集中監視システム設置時の圧力検査の方法を追加)
18	219	0	78	●5月18日、岐阜県においてバルク貯槽の安全弁交換時にガスが漏えいする事故が発生した。 □8月28日、パロマ工業株式会社製ガス瞬間湯沸器による一酸化炭素中毒事故への対応を踏まえて、経済産業省が製品安全対策に係る総点検結果をとりまとめた。 ●12月29日、沖縄県においてバルク貯槽の安全弁交換時にガスが漏えいする事故が発生した。 ○12月22日、LPガス法規則改正(保安業務の定期消費設備調査について、消費設備の使用による災害が発生するおそれがあると認める場合の調査について追加。消費設備の技術上の基準について、燃焼器の排気筒に関する技術上の基準を変更、強制排気式の燃焼器の排気の排出について追加。保安機関が帳簿に記載すべき内容について、燃焼器の情報を追加。) ○12月22日、特定ガス消費機器法施行規則改正(軽微な工事の内容を変更。) □12月27日、経済産業省原子力安全・保安院長名で「液化石油ガス保安規則第93条の2、第96条(特定消費設備に係る事故に限る。)並びに液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法施行規則第131条第2の運用について」を通過。
19	239	4	98	○2月23日、経済産業省が「ガス機器等の燃焼機器による一酸化炭素中毒事故等の防止強化策」を取りまとめ。 ○3月13日、経済産業省が、過去21年分のガス消費機器に関する事故報告の概要(製品名・型式・製造事業者を含む)を公表。 ○3月13日、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法施行規則に基づき強制排気式の燃焼器を定める告示の制定(規則第44条第1号ムに規定する強制排気式の燃焼器を規定) ○3月13日、特定消費機器の設置工事の監督に関する法施行規則に基づき安全装置を定める告示の制定(点火不良、立ち消え時等にバーナーへのガス通路を閉ざす装置を規定) □3月13日、経済産業省原子力安全・保安院長名で「強制排気式の燃焼器に係る具体的な調査方法について」を通過。 ○6月27日、LPガス法規則改正(液化石油ガス設備工事の内容を変更。) ○6月29日、LPガス法規則改正(保安業務の周知について、供給開始時及び一年に一回以上の回数で周知を行うべき燃焼器の内容を変更。) ●9月18日、富山県の山小屋においてCF式風呂釜の排気筒が屋外に出ておらず、換気不足による不完全燃焼によりCO中毒事故が発生した。 ●10月23日、東京都において質量販売の消費者宅で漏えい爆発事故が発生した。 □10月31日、経済産業省原子力安全・保安院長名で「液化石油ガスの保安の確保のための事業者に対する調査の実施等について」を発出し、質量販売の状況調査の実施。
20	234	4	79	□4月10日、経済産業省原子力安全・保安院長名で「液化石油ガスの質量販売の実態調査結果及び対応について(要請)」を発出。 ○5月30日、認定販売事業者告示改正(ガスメータの機能に関する基準の変更) ○5月30日、供給・消費・特定供給設備告示改正(ガスメータの機能に関する基準の変更、また大口径の低圧ホースに係る継手部分の構造及び接続具の構造についての基準を追加) ○8月1日、LPガス法施行令改正(別表第1において規定されている液化石油ガス器具等に一般ガスこんろを追加) ○8月8日、LPガス器具省令改正(一般ガスこんろの技術上の基準等を追加)

昭和・平成 年	事故 件数	死者 数	傷者 数	主な発生事故及び取られた措置等
21	185	4	148	●1月26日、鹿児島県の高等学校においてCF式ボイラーと換気扇を同時使用したことが原因と推定されるCO中毒事故が発生した。(B級、軽症者18名) □2月27日、原子力安全・保安院は、業務用施設におけるCF式ボイラー使用時におけるCO中毒事故防止のため、文部科学省、各都道府県及び関係業界に対し、所要の対応を要請。 ●6月2日、山口県の宿泊施設においてボイラーの不完全燃焼及び煙突(排気筒)の先端が蓋により塞がれていたことが原因と推定されるCO中毒事故が発生した。(B級、死者1名 軽症者21名) □7月29日、原子力安全・保安院は、厚生労働省に対し、ホテル、旅館に対する簡易ボイラー等使用時のCO中毒事故防止に関する緊急調査の実施の周知及び注意喚起について要請。また簡易ボイラー等のメーカー並びに液化石油ガス販売事業者、ガス事業者に対し、ホテル、旅館に対して、緊急調査の周知及び注意喚起の実施と調査に係る協力を要請。 □10月15日、経済産業省は、簡易ボイラー等のメーカー並びに液化石油ガス販売事業者、ガス事業者に対して、液化石油ガス保安課長、ガス安全課長名及び製造産業局産業機械課長名で、ホテル、旅館に対する簡易ボイラー等使用時の一酸化炭素中毒事故防止に関する注意喚起並びに協力について要請。 □11月16日、原子力安全・保安院は、厚生労働省及び国土交通省観光庁に対して、液化石油ガス保安課長及びガス安全課長名で、ホテル・旅館等の施設におけるボイラーの一酸化炭素中毒事故の防止に関する注意喚起についての事業者団体への要請について協力依頼。
22	204	5	83	□2月12日、原子力安全・保安院は、業務用施設における一酸化炭素中毒事故防止のため、文部科学省、厚生労働省、農林水産省及び国土交通省に対し業務用厨房作業注意マニュアルの周知を要請。 □4月、原子力安全・保安院に、業務用施設等における一酸化炭素中毒事故防止のため、関係省庁間で情報を共有することを目的として、「業務用厨房施設等における一酸化炭素中毒事故連絡会議」が開催された。
23	227	1	88	●1月2日、長崎県の旅館宴会場において、隣接するボイラー室に設置された温水ボイラーのバーナー交換時の調整不良のために発生した一酸化炭素が流入したことが原因と推定される一酸化炭素中毒事故が発生した。(B級、軽症者10名) □6月3日、原子力安全・保安院は、食品工場及び業務用厨房施設における一酸化炭素中毒事故防止のため、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省及び関係業界に対し、所要の対応を要請。 ●6月15日、共同住宅に設置されたバルク貯槽の安全弁の交換作業を行っていたところ、安全弁の連結式元弁の開固着が原因と思われるガス漏えい火災事故が発生した。(C級、重傷者1名、軽傷者3名) □11月4日、原子力安全・保安院は、東日本大震災の被災地における冬期の事故防止のため、LPガス販売事業者に対し、所要の対応を要請。
24	260	1	85	●2月21日、岐阜県の交流施設において、めんゆで器の排気口を鍋で塞いだため排気不良となったことが原因と推定される一酸化炭素中毒事故が発生した。(B級、重症者1名 軽症者21名) □3月29日、経済産業省は、「東日本大震災を踏まえた今後の液化石油ガス保安の在り方について～真に災害に強いLPガスの確立に向けて～」の報告書を公表。 ○6月4日、経済産業省原子力安全・保安院名で「山小屋等に係る液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第17条の規定に基づく特則承認に関する審査等について(内規)」を制定。 □7月30日、原子力安全・保安院は、住宅塗装工事等におけるガス機器の給気・排気部の閉塞による一酸化炭素中毒事故防止のため、国土交通省に対し、所要の対応を要請。 □8月2日、原子力安全・保安院は、関係省庁を集め、業務用厨房等における一酸化炭素中毒事故連絡会議を開催し、事故の状況、普及啓発活動、実態調査結果等について報告。 □8月24日、原子力安全・保安院は、食品工場及び業務用厨房施設における一酸化炭素中毒事故防止のため、関係省庁及び関係業界に対し、所要の対応を要請。 □9月19日、経済産業省原子力安全・保安院の組織改編に伴い、産業保安各課は商務流通グループに移行し、「商務流通保安グループ」と名称を変更。また、液化石油ガス保安課とガス安全課を統合し、ガス安全室を設置。 □12月18日、経済産業省は、建設工事等におけるガス管損傷事故の防止について、厚生労働省、国土交通省及び液化石油ガス関係業界に対し、所要の対応を要請。

昭和・平成 年	事故 件数	死者 数	傷者 数	主な発生事故及び取られた措置等
25	210	3	52	□1月24日、経済産業省商務流通保安グループガス安全室は、調整器の故障に係る事故を契機に実施した、調整器の期限管理に関する聞き取り調査の結果を公表。 □1月24日、経済産業省商務流通保安グループガス安全室は、業務用厨房におけるめんゆで器の不適切使用に係る事故を契機に実施した、業務用厨房実態調査の結果及び各主体に推奨する取組等を公表。 ○3月29日、経済産業省は、「保安機関の認定及び保安機関の保安業務規定の認可に係る運用及び解釈について」を制定。 □6月5日、経済産業省商務流通保安グループガス安全室は、中央防災会議会長から、梅雨期及び台風期における防災態勢の強化についての指導要請を受け、都道府県及び液化石油ガス関係業界に対し、警戒体制の充実、被害が発生した場合の復旧対策に万全を期すよう要請。 □7月19日、経済産業省商務流通保安グループは、食品工場及び業務用厨房施設における一酸化炭素中毒事故の防止のため、関係省庁及び関係業界に対し、所要の対応を要請。 □12月5日、経済産業省商務流通保安グループガス安全室は、建設工事等におけるガス管損傷事故の防止のため、厚生労働省、国土交通省及び液化石油ガス関係業界に対し、所要の対応を要請。 □12月5日、経済産業省商務流通保安グループガス安全室は、住宅塗装工事等におけるガス機器の給気・排気部の閉塞による一酸化炭素中毒事故の防止のため、国土交通省及び液化石油ガス関係業界に対し、所要の対応を要請。 □12月25日、経済産業省商務流通保安グループガス安全室は、中央防災会議会長から、降積雪期における防災態勢の強化等についての指導要請を受け、都道府県及び液化石油ガス関係業界に対し、積雪状況の把握に努め、事故が発生した場合には、迅速な復旧対策に万全を期すよう要請。
26	187	1	76	○6月4日、経済産業省は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則に基づきバルク貯槽等の告示検査の合理化及び効率化のための関係省令及び告示を改正。 □7月7日、経済産業省商務流通保安グループは、食品工場及び業務用厨房施設における一酸化炭素中毒事故の防止のため、関係省庁及び関係業界に対し、所要の対応を要請。 ●7月29日、山梨県の山小屋(富士山八合目)において、屋外式風呂釜を屋内に設置し使用したため不完全燃焼となったことが原因と推定される一酸化炭素中毒事故が発生した。(B級、死者1名) □8月7日、経済産業省商務流通保安グループは、山小屋における一酸化炭素中毒事故の防止のため、液化石油ガス関係業界に対し、所要の対応を要請。 ○10月22日、経済産業省は、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈について」を制定。 □11月19日、経済産業省商務流通保安グループガス安全室は、建設工事等におけるガス管損傷事故の防止のため、厚生労働省、国土交通省及び液化石油ガス関係業界に対し、所要の対応を要請。 □11月19日、経済産業省商務流通保安グループガス安全室は、住宅塗装工事等におけるガス機器の給気・排気部の閉塞による一酸化炭素中毒事故の防止のため、国土交通省及び液化石油ガス関係業界に対し、所要の対応を要請。 □12月22日、経済産業省商務流通保安グループガス安全室は、中央防災会議会長から、降積雪期における防災態勢の強化等についての指導要請を受け、都道府県及び液化石油ガス関係業界に対し、積雪状況の把握に努め、事故が発生した場合には、迅速な復旧対策に万全を期すよう要請。
27	178	2	60	●2月19日、千葉県の実業施設において、換気扇を作動させなかったため換気不良となったことが原因と推定される一酸化炭素中毒事故が発生した。(B級、軽症者7名) ●5月29日、福岡県の飲食店(仮設コンテナ)において、容器交換時に高圧ホースを未接続のまま容器バルブを開いたことが原因と推定されるガス漏えい爆発・火災事故が発生した。(B級、軽傷者7名) □6月26日、経済産業省商務流通保安グループは、食品工場及び業務用厨房施設における一酸化炭素中毒事故の防止のため、関係省庁及び関係業界に対し、所要の対応を要請。 ●11月7日、富山県の宅地において、掘削作業中に埋設供給管を損傷させ、応急措置を行うため掘削穴に入ったことが原因とされる酸素欠乏事故が発生した。(B級、死者1名) □11月30日、経済産業省商務流通保安グループガス安全室は、中央防災会議会長から、降積雪期における防災態勢の強化等についての指導要請を受け、都道府県及び液化石油ガス関係業界に対し、積雪状況の把握に努め、事故が発生した場合には、迅速な復旧対策に万全を期すよう要請。

昭和・平成 年	事故 件数	死者 数	傷者 数	主な発生事故及び取られた措置等
28	136	0	52	□1月7日、経済産業省商務流通保安グループガス安全室は、建設工事等におけるガス管損傷事故の防止のため、厚生労働省、国土交通省及び液化石油ガス関係業界に対し、所要の対応を要請。 □1月7日、経済産業省商務流通保安グループガス安全室は、住宅塗装工事等におけるガス機器の給気・排気部の閉塞による一酸化炭素中毒事故の防止のため、国土交通省及び液化石油ガス関係業界に対し、所要の対応を要請。 ○3月22日、LPガス法規則改正（認定液化石油ガス販売事業者制度の見直し） ○6月23日、LPガス法規則改正（供給設備の点検の方法、消費設備の調査の方法、周知の方法の改正） □7月19日、経済産業省商務流通保安グループは、食品工場及び業務用厨房施設における一酸化炭素中毒事故の防止のため、関係省庁及び関係業界に対し、所要の対応を要請。 □7月22日、経済産業省商務流通保安グループガス安全室は、液化石油ガス販売事業者関係団体に対して、LPガス供給設備の簡易型集合装置における不具合発生の可能性についての注意喚起を実施 ●8月4日、宮崎県の高등학교において業務用ガスオープンを使用中に、給気不足による燃焼不良及び室内が負圧になった事による排気の逆流が原因の一つと推定されるCO中毒事故が発生した。（B級、軽症者15名）

注) ○法令等制定、改正、 □研究会等報告又は諸施策等、 ●主要な事故

表-20 昭和 52 年以降に発生したA級事故

発 生 年月日	発 生 場 所	現 象	建 物 用 途	人 的 被害状況	概 要 及 び 原 因
S54. 2. 5	愛知県	爆 発	飲 食 店 福祉センター (三河ハイツ) 内レストラン 鉄筋コンクリート 造地上 3 階、 半地下 1 階建	死 者 2 重傷者 12 軽傷者 7	午後 1 時 20 分頃から半地下 1 階のレストランで従業員の歓送迎会を開いていたが、午後 3 時 10 分頃突然爆発が起こり、レストランの天井や壁が崩れ落ち、内部が全壊した。これにより歓送迎会を行っていた従業員 2 名が死亡し、12 名が重傷、7 名が軽傷を負った。ガス供給は 50kg 容器 12 本で埋設管を介し行われていた。ガス漏れ警報器は設置されていなかった。原因はレストラン床下の埋設配管に腐食によると思われる穴が開いており、そこから漏れたガスがレストラン中央の回り舞台下の空間に滞留していた。
S54. 7.26	千葉県	爆発火災	共同住宅 鉄筋コンクリート 造 2 階建	死 者 5 重傷者 1 軽傷者 7	アパートの当事者の部屋で爆発後火災が発生し、当該アパートや隣接住宅を焼失した。これにより 5 名が死亡し、1 名(当事者)が重傷、7 名が軽傷を負った。ガス漏れ警報器は設置されていなかった。原因は当事者がガストーブを片付けた際ゴム管は末端閉止弁に付けたままとし末端閉止弁を閉止していた。25 日に外出する際、こまろ用末端閉止弁を閉めるつもりで、このゴム管のみ付いた末端閉止弁を誤開放していた。
S56. 3.13	福岡県	爆発火災	共同住宅 鉄筋コンクリート 造 3 階建	死 者 5 重傷者 2 軽傷者 8	朝 7 時 5 分頃、ガス漏れを起こした部屋の隣の部屋(1 家 4 名全員死亡)で爆発が発生し、火災となり、当該アパート 1 棟が全壊全焼し、他の 1 棟が半壊、近隣の住宅 5 棟が全半焼、半壊した他、周囲の住宅等 20 数戸の窓ガラス等を破損した。当該アパートのガス供給は 50kg 容器 4 本で行われており、ガス漏れ警報器は設置されていなかった。ガス漏れは爆発の起きた部屋の隣の部屋と思われ、推定漏洩量は約 32m ³ であった。原因は不明である。
S58.11.22	静岡県	爆発火災	飲 食 店 レクリエーション センター内レスト ラン鉄骨平屋建	死 者 14 重傷者 10 軽傷者 17	午後 0 時 45 分頃、当該レストラン内に漏れていたガスに、何等かの着火源から引火し爆発、火災となり、同レストランが全焼し、居合わせた従業員及び客の内 14 名が死亡し、10 名が重傷、17 名が軽傷を負った。ガス供給は 500kg 容器 4 本からペーパーライザーを介し各施設へ行われていたが、当該レストラン用の中間バルブは設置されていた。また、ガス漏れ警報器はレストラン内 4 ケ所に設置されていた。原因は夏期のバーベキュー用に床面に設置されていた末端閉止弁 99 個中 30 個が開放状態であったのに、厨房の湯沸器を使用するため中間バルブを開けたため、開放された末端閉止弁からガスが漏れた。なお、ガス漏れ警報器は作動しており、従業員もガス臭を感知していたとのこと。推定漏洩量は約 25m ³ であった。
S58.12. 8	北海道	爆発火災	一般住宅 木造モルタル一 部 2 階建	死 者 5 重傷者 2	朝 4 時過ぎガス臭に気付いた当事者親子が調べたところ、こまろに接続されたゴム管に穴が開いてガスが漏れているのを発見し、修理しようとしたところ突然爆発し火災となり当該家屋を全焼した。これにより当該家族 5 名が死亡し、2 名が重傷を負った。ガス供給は 50kg 容器 1 本により行われており、ガス漏れ警報器は設置されていなかった。原因はこまろに接続するゴム管に、ねずみによると思われる穴が開いていた。推定漏洩量は約 5m ³ であった。

発 生 年月日	発 生 場 所	現 象	建 物 用 途	人 的 被害状況	概 要 及 び 原 因
H8.12.30	沖縄県	CO中毒	共同住宅 鉄筋コンクリート 造 3 階建	死者 5	9 時 55 分頃、当事者の次男が出勤してこないのを不審に思った同僚が訪ねてきて、一家 5 人が倒れ死亡しているのを発見し 110 番通報した。病院での検診結果、CO中毒症と診断された。当事者宅は 4 畳半二間、6 畳一間、玄関を含むダイニングキッチン(DK)及びトイレ付の浴室で構成され、瞬間湯沸器(CF式、10 号)はDK内の玄関を入った直ぐ横の浴室に接する壁に設置されていた。 発見時の状況は、室内は窓等は全て閉め切られ、換気扇はなく密閉状態であった。湯沸器は事故時には浴室の給湯に使用していたと思われ、点火の状態となっていたが火は消えていた。なお、さすが湯沸器の内部及び外部カバーの上部とその上の天井に付着していた。排気筒は 2 次排気筒の径が 1 次排気筒の径より細くなっている(130mm→100mm)上、その接続部が若干ずれていた。また、屋外の立ち上がり部が 150mm程度しかなく、トップも付いていなかった。原因は排気設備の不良による給排気障害から、不完全燃焼した排ガスが室内に流入したことによる。

IV. 平成 28 年に発生した事故の概要

1. B 級事故の概要

〔1〕給気不足により換気不良となったことによる排気の滞留による CO 中毒

(1) 発生日時 : 平成 28 年 8 月 4 日 (木) 11 時 00 分頃

(2) 発生場所 : 宮崎県 学校 (高等学校) 鉄筋コンクリート造 2 階建

(3) 設備概要 :

①供給形態	50 kg 容器	4 本
②安全器具等設置状況	ガス警報器	無
	ヒューズガス栓	無
	マイコンメータ S B	有

(4) 被害状況 :

- ①人的被害 軽症 15 人
- ②物的被害 なし

(5) 事故の概要 :

高校の調理実習室において、業務用ガスオーブンを使用していた生徒が「気分が悪くなった」と訴え、生徒 13 名教諭 2 名の計 15 名が (内、救急搬送は 9 名) めまいや吐き気を訴え病院を受診したところ、全員が CO 中毒と診断された。

(6) 推定原因 :

当該実習室には給気扇、排気扇各 4 つが設置され、うち、給気扇 2 つが作動していなかったほか、作動している給気扇は、フィルターに目詰まりがあった。このことから室内は、換気不良の状態となり、一酸化炭素を含む排気が滞留していたことが中毒に至った原因の一つと推定される。

(7) 行政指導等 :

県は、県内の販売事業者全てに対し、一酸化炭素中毒に関する注意文書を発出した。加えて、当該販売事業者に一酸化炭素中毒に係るガスオーブンの健全性確認について依頼文書を発出し、ガスオーブンの分解検査及び燃焼試験を実施すると共に、当該学校に対し、ガスの消費設備の使用に関する依頼文書を発

出した。

県教育委員会は、県立学校長に注意喚起を行うとともに、ＣＯ警報器設置の必要数調査を行い、オール電化又はＣＯ警報器設置済みを除く全校に設置した。

販売事業者は、当該施設以外の業務用施設消費者に対し、使用状況の確認及び注意喚起を実施するとともに、県からの依頼により、ガスオーブンの分解検査及び燃焼試験を実施した。また、当該施設にＣＯ警報器を設置するとともに、業務用換気警報器の設置促進のためのキャンペーンを実施し、平成 29 年度中に全ての業務用消費者についてＣＯ警報器の設置を実施することとした。

2. CO中毒事故の概要

年月日	発生場所	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	販売事業者	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2016/3/29	埼玉県 越谷市	一酸化炭素中 毒 （軽症：3名）	飲食店 鉄骨造2階建	17:09	一般消費者等		飲食店において、従業員よりガス警報器が鳴っているとの連絡を受け、販売事業者が出動したところ、業務用換気警報器が鳴動していたこと、換気扇が作動していなかったこと、従業員1名が軽度の一酸化炭素中毒であったことを確認した。 原因は、従業員が使用していた業務用こんろが、不具合燃焼を起こしていたことに加え、ファンベルトの切断により換気扇が作動せず業務用換気警報器が鳴動したが、当該こんろを使用し続けたことにより、室内に一酸化炭素を含む排気ガスが滞留したものと推定される。 また、事故発生日より3日前に、鍋の底が抜け落ち、内容器物が当該こんろに流入したが、メンテナン스가十分であったため、不完全燃焼を起こしたものと推定される。 （バルク貯槽498kg×1基）	業務用こんろ	オサキ機	開放式 (2014年6月 製造)	(株)サイサン	・ガス放出防止器なし ・マイコンSEあり ・自動ガス遮断装置なし ・ヒューズガス栓あり ・CO警報器あり(鳴動あり) ・業務用換気警報器あり(鳴動あり) ・集中監視システムあり(片方向)	・県は、販売事業者に対し、飲食店に設置されていたCO警報器の履歴調査、及び消費者への再周知を指示した。 ・販売事業者は、消費者に対し、調理こんろのメンテナンス及び換気扇の修繕を実施した。又、一酸化炭素中毒についての注意喚起を年1回以上の定期訪問による周知作戦の徹底を要請し、年1回以上の定期訪問による周知を実施することとした。
2016/3/22	群馬県 前橋市	一酸化炭素中 毒 （軽症3名）	共同住宅 鉄骨造2階建	19:22	一般消費者等	断熱材による給 排気口の閉塞	共同住宅において、消費者がRF式給湯器を使用中、一酸化炭素が居室内に流入し、当該消費者を含む3名が軽度の一酸化中毒で入院した。 原因は、消費者が、何らかの要因により住宅用断熱材が給排気口を覆った状態となった当該給湯器を使用し、また浴室や台所の換気扇使用により、室内が高圧の状態となったため、当該建物の隙間より一酸化炭素を含む排気ガスが流入したものと推定される。 なお、当該機器の不良の可能性についてメーカーと独立行政法人製品評価技術基盤機構との検証が行われているが結論は出ていない。	瞬間湯沸器 (R F式)	機ガスター	不明(製造 年月:不明)	京漬燃料機	・ガス放出防止器あり (作動なし) ・マイコンSEあり ・自動ガス遮断装置あり (対震(作動なし)) ・ヒューズガス栓なし ・CO警報器なし ・業務用換気警報器なし ・集中監視システム設置 (双方向)	・県は、販売事業者に対し、再発防止対策を講じること及び事故原因の早期報告を口頭で指導した。 ・販売事業者は、凍結防止措置を取っている建物管理者の洗い出しを行い、当該管理者に対して不要な断熱材の撤去を依頼した。 また、社員に対し、屋外給湯器の設置や事故対応についての再教育を、加えて消費者に対し注意喚起を行った。
2016/8/4	宮城県 東臼杵郡	一酸化炭素中 毒 <B級事故> （軽症16名）	学校 鉄筋コンク リート造2階 建	9:15	一般消費者等	給気不足により 換気不良となっ たことによる排気 の滞留	高校の調理実習室において、冷房を入れ窓を閉め切った状態で業務用ガスオーブンを使用していた生徒が「気分が悪くなった」と訴え、生徒13名(教諭2名の計15名が(内、救急搬送は9名)めまいや吐き気を訴える病状を受診したところ、全員が一酸化炭素(CO)中毒と診断された。 原因は、当該実習室には給気扇、排気扇各4つが設置され、うち、給気扇2つが作動していなかったほか、作動している給気扇は、フィルターが目詰まりがあった。このことから室内は、換気不良の状態となり、一酸化炭素を含む排気ガスの滞留していたことが中毒に至った原因の一つと推定される。	業務用オーブン 精機	(株)ワールド (2005年3月 製造)	FG83Y-FFFF (2005年3月 製造)	(株)協同サー ビス	・ガス放出防止器なし ・マイコンSEあり(作動なし) ・自動ガス遮断装置なし ・ヒューズガス栓なし ・CO警報器なし ・業務用換気警報器なし ・集中監視システムなし	・県は、現地調査を行うと共に、当該オーブンの設置状況、学校関係者及び販売事業者の聴取、県警の現場検証に立会い、事故原因を調査した。 また、当該事故は直接の関係はないものの、ガスメーター及びガス警報器の期限切れが確認されたため、当該販売事業者への立ち入り検査を行い、機器の交換や改善報告を提出することを口頭で指導した。そして、県内の販売事業者全てに対し、一酸化炭素中毒に関する注意文書を発行した。加えて、当該販売事業者に一酸化炭素中毒に係るガスオーブンの健全性確認について依頼文書を送ると共に、当該学校に対し、ガスの消費設備の使用に際してはCO警報器設置の必要校調査を行い、オール電化又はCO警報器設置済みを除く全校に設置した。 ・販売事業者は、当該施設以外の業務用施設消費者に対し、使用状況の確認及び注意喚起を実施するとともに、県からの依頼により、ガスオーブンの分解検査及び燃焼試験を実施した。また、当該施設にCO警報器を設置するとともに、業務用換気警報器の設置促進のためのキャンペーンを実施し、平成29年度中に至るまでの業務用消費者についてCO警報器の設置を実施することとした。
2016/8/17	石川県 金沢市	一酸化炭素中 毒 （軽症：3名）	その他(福祉 施設) 木造2階建	16:00	不明	不明	福祉施設の厨房内において、消費者3人がスチームオーブンレンジ及びオーブン付こんろのオーブンを使用中、1人が頭痛と吐き気がしたため作業を継続し、帰宅後も吐き気がしたため病院にて受診したところ「一酸化炭素中毒の疑い」との診断を受けた。 原因は、業務用厨房メーカーの点検依頼でも異常無しのため不明。 なお、販売事業者による調査でも、CO測定を含む定期点検調査を実施したが異常は見つからなかった。	スチームオーブ ンレンジ、 オーブン付きこ んろ	不明	不明	ミライフ西日本 (株)	・ガス放出防止器なし ・マイコンE4あり(作動なし) ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・業務用換気警報器なし ・ヒューズガス栓なし ・集中監視システムなし	・県は、販売事業者に対し、適正な周知の実施を口頭で指導した。 ・販売事業者は、業務用換気警報器を厨房内に台設置すると共に、厨房内換気扇、給気口点検、容器バルブの閉栓を実施した。 次いで、業務用機器に関する安全な使い方について再び注意喚起をすると共に、当該施設における全ガス機器のCO測定を含め、点検、調査を実施した。

年月日	発生場所	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	販売事業者	安全装置等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2016/9/17	栃木県 宇都宮市	一酸化炭素中 毒 (軽症2名)	寮・寄宿舎 鉄筋コンク リート造2階 建	17:00	一般消費者等	消費者による器 具の取扱いミス	特別養護老人ホームの厨房において、職員2名がス チーム&コンベクションオーブンを使用中、軽度の一 酸化炭素中毒となった。 原因は、当該職員が、当該器具を使用中、換気扇及び エアコンのスイッチを切ったため、燃焼に必要な酸素 が不足し、不完全燃焼を起こし、当該厨房内に一酸化 炭素を含む排気ガスが滞留したこと、一酸化炭素中 毒に至ったもの。	スチーム&コン ベクションオー ブン(開放式)	OKGP- 6(2011年9月 製造)	北沢産業(株)	(株)コープエ ジー	・CO警報器なし ・業務用換気警報器なし ・集中監視システム(双 方向)あり	・県は、警察と合同で現場確認を実施するともに、販売 事業者及び消費者に事故当時の使用設備の使用状況 及び人身被害の状況を確認した。 ・販売事業者は、現場確認を実施すると共に、当該店舗 内の一酸化炭素濃度の測定で異常が検出されなかった こと及び当該燃焼機器が、正常に燃焼していることを確認し た。 また、今後の対策として、CO警報器を当該燃焼機器付近の 壁に設置すると共に、以下の対策案を消費者に提案し た。 業務用換気警報器あり (作動なし) ・自動ガス遮断装置あり (ガス漏れ警報器連動) ・マイコンメーターSBあり (作動なし) ・ヒューズガス栓あり(作 動なし) ・CO警報器なし ・業務用換気警報器なし ・集中監視システムあり (双方向)
2016/9/20	香川県 高松市	一酸化炭素中 毒 (軽症4名)	飲食店 木造1階建	11:45	一般消費者等	燃焼器使用中の 換気不足	飲食店において、従業員が業務用めんゆで器を使用 中、周辺の食器洗いシンク前で急に嘔り込み、救急車 で搬送された。さらに、その後、他の従業員3名も気分が 悪くなったため病院へ搬送され、合計4名が軽度の一 酸化炭素中毒と診断された。 原因は、当該ゆでめん器及びフライヤーの排気ダクト 出口は、台風16号に伴う風雨が、吹き込んだため、排 気パランスが崩れたことに加え、通常は開放してい る店舗裏口の扉を閉じていたこと及び店舗への人の 出入りが少なかったため、給排気不良となり、店舗内 に一酸化炭素を含む排気ガスが滞留し、一酸化中毒 に至ったものと推定される。	業務用めんゆ で器、 業務用フライ ヤー	不明	不明	(株)共同ガス	・ガス放出防止器なし ・マイコンメーターSBあり (作動なし) ・自動ガス遮断装置あり (ガス漏れ警報器連動) ・ヒューズガス栓あり(作 動なし) ・CO警報器なし ・業務用換気警報器なし ・集中監視システムあり (双方向)	・県は、販売事業者と共に現場確認を行い、当該従業員 から事故状況を聴取し、CO警報器の設置を指導した。 ・販売事業者は、現場確認を実施すると共に、当該店舗 内の一酸化炭素濃度の測定で異常が検出されなかった こと及び当該燃焼機器が、正常に燃焼していることを確認し た。 また、今後の対策として、CO警報器を当該燃焼機器付近の 壁に設置すると共に、以下の対策案を消費者に提案し た。 業務用ゆでめん器及びフライヤーの間の床面近くに100 φの穴を数ヶ所開けること、窓サッシを換気機能付きに 替えること、裏口アルミドアを換気付きに替えること、窓 サッシが全開にならないようストッパーを取り付けること を提案し、参考としてアルミサッシのカタログを提示した。 なお、当該消費者は、排気ダクト出口を下向きに変更し た。
2016/10/25	熊本県 八代市	一酸化炭素中 毒 (軽症1名)	その他(特別 養護老人 ホーム) 鉄筋コンク リート造2階 建	12:30	一般消費者等	消費者による器 具の取り扱いミ ス	特別養護老人ホームにおいて、栄養士より厨房内で 以前からガス臭があったが、2〜3日前からガス臭が濃 くなったので点検をしてもらいたいとの連絡を受け、 販売事業者が出動したところ、食器洗浄機が不完全 燃焼を起こしていることを確認したため、CO警報器と ガス警報器を設置すると共に、当該洗浄機の使用禁止 を依頼した。 その1時間後、当該栄養士からの連絡で、職員の一人 が、緊急搬送され、一酸化炭素中毒であったことを確 認した。 原因は、当該職員が、当該食器洗浄機を使用したこと により不完全燃焼を起こしたため、当該厨房内に一酸 化炭素を含む排気ガスが滞留したものの、 なお、当該洗浄機の、バーナー部分に埃が詰まってい たため不完全燃焼を起こす状態となっていた。	業務用食器洗 浄機	GHA-26-N- 1 (製造年月：九州ガス(株) 2009年10 月)	九州ガス(株)	・ガス放出防止器あり ・マイコンメーターSBあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器あり ・集中監視システムなし	・県は、販売事業者に対し、今後の再発防止措置等につ いて、ヒアリングを実施した。 なお、今後は、ガス器具に不具合があり、使用禁止措置 を講ずる場合は、運用面での注意喚起のみならず、器具 を製作出来ないようにする等ハード対策の措置も施すこ とも検討するよう、口頭で指導した。 また、保安講習会にて、本事故事例を紹介し、CO中毒事 故対策の徹底を要請した。 県協会は、協会会長に対し、再発防止に係る注意喚起 文書を発出した。 ・販売事業者は、消費者に対し、業務用厨房へCO警報 器の取付促進、周知の徹底、機器不良時における使用 禁止措置の徹底を実施することとした。	
2016/12/1	福島県 岩瀬郡	一酸化炭素中 毒 (軽症1名)	飲食店 鉄筋コンク リート造3階 建	13:41	保安機関	保安機関による 燃焼器の取扱い ミス	スキー場において、レストハウスの従業員からの「オー ブンの点検に訪れた際、給湯器から音がして、お湯 にならないため見て欲しい」との連絡を受けた販売事 業者が、調査のため当該給湯器の運転をしたところ、 臭いとともに燃焼が停止した。内部を確認したところ給 排気管内へ塊が侵入をしていたため、一時的に燃焼さ せて除去しようとしたところ、CO警報器が鳴動したの で、直ちに作業を停止し、窓を開け厨房内の換気扇を 全開にして現場から待避した。CO警報器の鳴動停止 後、作業を開始し除去を終えた後に体調が悪くなった 従業員が病院へ行ったところ、軽度の一酸化炭素中 毒と診断された。 原因は、当該給湯器の使用時、給排気管内への塊の 侵入により、給排気不良となり不完全燃焼し一酸化炭 素を含む排気ガスが流出したものの、	瞬間給湯器(F 式)	PH-20SXT- 1 (2012年6月 製造)	西部ガスサー ビス(株)	・ガス放出防止器なし ・マイコンあり(作動なし) ・自動ガス遮断装置なし ・ヒューズガス栓あり(作 動不明) ・CO警報器あり(鳴動あ り) ・業務用換気警報器なし ・集中監視システムなし	・県は、販売事業者に対し、事故が発生した場合、直ち に関係機関に連絡をとることを口頭で指導した。 ・販売事業者は、給湯器の取り替えを実施した。	
2016/12/16	山形県 東置賜郡	一酸化炭素中 毒 (軽症1名)	工場 鉄骨造1階建	21:00	一般消費者等	燃焼器使用中の 換気不足及び給 気不足	工場において、作業員が暖房機を使用したところ、手 の痺れや吐き気の症状が出たため救急車にて病院に 搬送され高酸素治療が行われた。 原因は、当該暖房機の使用時、給気口に鳥が巣を 作っていたことで給気不足の状態にあったこと及び消 費者が、寒さのため当該工場内のシャッターを、ほぼ 閉めた状態で作業していたことで、一酸化炭素を含む 排気ガスが室内に滞留し一酸化炭素中毒に至ったも の。	遠赤外線暖房 機(天吊型)	FE式 (2012年11 月製造)	(株)サイサン	・ガス放出防止器あり (作動なし) (作動なし) ・マイコンSBあり(作動な し) ・自動ガス遮断装置(対 電あり)(作動なし) ・ヒューズガス栓なし ・CO警報器なし ・業務用換気警報器なし ・集中監視システムなし	・県は、販売事業者に対し、当該事故の原因が特定され 改善されるまで、当該機器の使用中止を指示するにと もに、CO中毒等の防止に向けた周知の徹底を依頼した。 ・販売事業者は、当該事故を全社で共有し当該設備と同 様の依頼があった場合、建物の構造や障害物による機 器の影響等を充分考慮し設置することとした。 また、燃焼機器の維持管理の観点から経年劣化、異物 の混入等も充分に予測するとともに、消費者に対し、運 転前点検の推奨、周知を徹底し再発防止に努めることと した。	

3. 埋設管事故の概要

年月日	発生場所	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	販売事業者	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2016/1/5	沖縄県 那覇市	漏えい	共同住宅 鉄筋コンク リート造	12:08	販売事業者	供給管の腐食劣 化	共同住宅において、アパート管理会社よりガス臭がする」との連絡が販売事業者に入り、同事業者が出勤したところ、他工事によりコンクリートで覆われた供給管の埋設部分が腐食し、ガスが漏えいしていることを確認した。 原因は、共同住宅の防水工事の際に、床上配管の下部がコンクリートに埋まり、腐食がすすんだもの。	供給管(埋設部)	不明	不明	(株)協和ガス	・マイコン1あり	・県は、販売事業者に対して当該共同住宅全体の供給管及び配管の状況を確認し、漏えいのおそれのある箇所には対応するよう指示した。 ・販売事業者は、漏えいのおそれのある箇所は住人の了解を得た後に修繕することを予定した。 ・その後の対応として、供給管の修繕とあわせて、ガスメーターの交換を実施済み。
2016/1/12	神奈川県 葉川町	漏えい	学校 鉄筋コンク リート3階建	9:00	販売事業者	経年による供給管の腐食・劣化	学校から「配電盤からガスが漏えている」との連絡を受け、販売事業者が調査したところ、ガスメーターが0表示(流量式)で微量漏えい(警告)が点灯していることを確認した。 原因は、配電盤付近より約55m離れた場所に埋設されている供給管のメカニカル継手部よりガスが漏えいしていたもの。 なお、漏えい箇所付近に電気設備配線用防護管が破損して存在していたが、漏えいとの関係は不明。	供給管(埋設部)	不明	不明	井村ガス(株)	・ガス放出防止器あり (作動なし) ・マイコンSあり ・自動ガス遮断装置あり (ガス漏れ警報器連動) (作動なし) ・ヒューズガス栓あり(作動なし) ・CO警報器なし ・業務用換気警報器なし ・集中監視システム設置なし	・県は、販売事業者に対し、埋設管の点検調査をさらに充実させ徹底するよう指示した。 ・販売事業者は、ガス漏えいの箇所が供給管であることを確認したため、供給管を切断し、配管に仮設供給如置を実施し、供給管の埋設部をポリエチレン管に変更する工事を実施した。
2016/1/22	静岡県 磐田市	漏えい	一般住宅 木造2階建	15:30	他工事業者(解体業者) 他工事業者(解体業者)	他工事業者(解体業者)による作業ミス	一般住宅において、解体業者より「建物解体中にガス配管を損傷させガスが漏えいした」との連絡を受け、販売事業者が調査したところ、当該宅地内の埋設供給管よりガスが漏えいしていることを確認した。 原因は、当該業者が解体作業中、当該供給管の存在を認識しなかつたため誤って重機を接触させ損傷させたもの。 なお、販売事業者によると、当該業者には、工事前にガス配管図面を渡し説明を行っていたとのこと。	供給管 (埋設部)	不明	不明	(株)サイサン	・CO警報器なし ・集中監視システム(片方向)あり	・販売事業者は、解体業者に対し、配管図面の確認及び現場作業者への伝達の徹底を依頼した。また、工事作業時は、自社担当の立会いを実施することとした。
2016/1/31	京都府 京丹後市	漏えい	その他(屋外)	10:30	他工事業者(水道工事業者) 他工事業者(水道工事業者)	他工事業者(水道工事業者)の作業ミス	水道工事業者が道路掘削作業中、集団供給(20戸)の埋設供給管(シュート巻き白管32A)に重機を接触させ、当該供給管よりガスが漏えいした。水道工事業者はタオルとビニールテープを巻き付け緊急措置を実施し、販売事業者に連絡をした。連絡を受けた販売事業者は現場に出勤し、破損箇所から下流の供給先(3戸)に対して仮設容器による供給を行うため、個別仮設供給設備工事を実施した。また、水道工事業者による水道管の補修工事後に、パイパス工事により設置した埋設供給管を本管に接続し、仮設供給設備の撤去を実施した。 原因は、当該水道工事業者が掘削作業を実施する際に埋設供給管の存在を把握していたが、作業員の不注意により損傷させたもの。	供給管(埋設部)	不明	不明	全国農業共同組合連合会	・ガス警報器なし ・マイコンなし ・ヒューズガス栓なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・漏えい検知メーターあり	

年月日	発生場所	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	販売事業者	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2016/2/3	山口県 山陽小野 田市	漏えい	その他(集合 供給の団地)	13:15	他工事業者(下 水道工事業者)	他工事業者(下 水道工事業者)に よる作業ミス	集合供給の団地において、下水道工事業者が道路掘削 中、パワーショベルで誤ってガス管(PE20A)を損傷さ せ、ガスが漏えいした。 原因は、下水道工事業者が、岩盤を取り除く際に、ガス 管(PE20A)が引えていたにも関わらず、手掘りせず パワーショベルを使用し、操作ミスによりガス管を損傷 させ、ガスが継続して漏えいした。 なお、販売事業者は、当該工事中に立ち会っていたも のの、手掘りの指示は行っていないかったとのこと。	供給管(埋設 部)	不明	不明	西日本液化ガ ス㈱	・ガス放出防止器あり ・マイコンなし ・自動ガス遮断装置なし ・ヒューズガス栓なし ・CO警報器なし ・業務用換気警報器なし ・集中監視システムあり (双方向)	・県は、販売事業者に対し、現場の立ち会いを行っている 際中の事故であったことから、施工中の現地確認を徹底 するよう指導した。
2016/2/20	群馬県 安中市	漏えい	一般住宅 水道2階建	16:17	他工事業者(建 物解体工事業 者)	他工事業者(建 物解体工事業 者)による作業ミ ス	戸建て住宅へ集団供給(全30戸)している地区におい て、解体工事業者が建物解体工事中に重機で埋設管 を損傷させ、ガスが漏えいした。 原因は、当該工事業者が、誤って埋設配管に重機を 接触させたため、損傷部よりガスが漏えいしたものの、 なお、埋設管表記のれが劣化しており、埋設配管の位 置が不明瞭であった。	供給管(埋設 部)	不明	ポリエチレ ン管	京浜燃燃料㈱	・ガス放出防止器あり (作動なし)	・県は、販売事業者に対し、届出が滞滞した理由の確認 及び再発防止対策の聞き取りを口頭で指導した。 ・販売事業者は、埋設等の表示札等の交換を行い、また 長期閉鎖中の住宅が解体される場合における関係事業 者との連絡体制の構築を行った。
2016/3/3	滋賀県 甲賀市	漏えい	その他(空 地)	14:15	他工事業者(水 道管工事業者)	他工事業者(水 道管工事業者)に よる作業ミス	空き地において、水道管工事業者よりガスが漏えいさ せたとの連絡を受け、販売事業者が出動したところ、 容器庫からの埋設供給管の引込み管(ポリエチレン管 25A)よりガスが漏えいしていることを確認した。 原因は、水道管工事業者が、工事の掘削中におい て、重機を誤って当該引込み管を損傷させたため、ガ スが漏えいしたものの、 なお、本工事の実施に際し、事前に水道管工事業者と 販売事業者は、工事内容の協議及び埋設配管の試験 を実施していた。 又、当該水道管工事業者は以前(平成27年4月29日) にも、同様の事故を起こしており、販売事業者も今回 の事故と同じ事業者であった。	供給管(埋設 部)	不明	ポリエチレ ン管25A	エルビ 一㈱		・県は、現場での状況確認を実施した。又、販売事業者 に対し、再発防止策を検討するよう指示した。
2016/3/5	東京都足 立区	漏えい	共同住宅	14:08	他工事業者(土 木工事業者)	他工事業者(土 木工事業者)に よる作業ミス	共同住宅において、土木工事業者より「コンクリート内 に埋まっていたガス管(白管)に穴をあけてしまったと の連絡を受け、販売事業者が調査したところ、パイプ シャフト内埋設配管が損傷しガスが漏えいしていること を確認した。 原因は、土木工事業者が当該住宅内のはつり工事中 に、誤って機器などで埋設配管に穴をあけたため、損 傷部よりガスが漏えいしたものの。 (バルク貯槽980kg×1基)	配管 (埋設部)	不明	不明	河原実業(株)	・マイコンSあり	・県は、販売事業者に対し、他工事業者による工事など を実施する場合は、事前に他工事業者より連絡をさせ るよう口頭で指導した。
2016/3/7	宮城県 仙台市	漏えい	その他(屋 外)	10:40	他工事業者(都 市ガス供給業 者)	他事業者(都市 ガス事業者)によ る工事ミス	一般住宅において、消費者より「ガスの使用が出来な い」との連絡を受け、販売事業者が調査したところ、ハ ルク供給設備の安全装置が作動しガスの供給が停止 していることを確認した。 原因は、埋設管水道工事していた水道工事業者より 供給部の撤去依頼を受けた都市ガス事業者が、 誤って当該埋設供給管の縁切、撤去工事を行ったも の。	供給管(埋設 部)	不明	不明	株三ツウロコ	・ガス放出防止器設置 (作動あり)	・県は、都市ガス事業者に対し、工事を実施する際には 埋設供給管の状況等を必ず確認することを口頭で指導し た。 又、販売事業者に対し、できるだけ早くバルク供給設備 の安全確認と復旧等を措置をするよう指示した。

年月日	発生場所	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	販売事業者	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2016/4/18	岡山県 倉敷市	漏えい	共同住宅 木造	10:30	他工事業者(下水道工事業者)	他工事業者(下水道工事業者)による作業ミス	共同住宅において、下水道工事業者が、敷地内のコンクリート部を掘削中に、使用していたハンサリ機により、埋設管(PE管25A)を損傷させガスが漏えいした。原因は、当該工事業者が敷地内の埋設管を認識していなかったことにより、誤って損傷させたもの。なお、当該建物管理会社から工事に係る連絡はなかった。 (バルク貯槽 298kg x 1基)	供給管(埋設部)	不明	ポリエチレン管25A (製造年月、不明)	伊藤忠エネクスホームライフ 西日本(株)	・ガス放出防止器なし ・マイコンなし ・自動ガス遮断装置なし ・ヒューズガス栓なし ・CO警報器なし ・業務用換気警報器なし ・集中監視システムなし	・販売事業者は、工事完了後気密試験を実施し、漏れがないことを確認すると共に、その後、共同住宅の各戸を訪問して点検確認をした。 又、建物管理会社に対し、工事について事前連絡等の徹底を依頼した。
2016/5/9	福岡県 福岡市	漏えい	共同住宅 木造2階建	17:00	他工事業者(水道工事業者)	他工事業者(水道工事業者)による作業ミス	共同住宅において、消費者よりガスが出ないなどの連絡を受け、販売事業者が調査したところ、配管埋設部からガスが漏えいしていることを確認した。原因は、当該配管付近にサンダーの使用及びコンクリート埋戻しの形跡が確認されたことから、水道工事業者が、工事を行った際、誤って当該配管を損傷させたものと推定される。なお、消費者によると、事故当日の朝までガスの使用はできていたが、夕刻帰宅後に使用出来なくなったこと。また、日中、水道工事が行われていたとのこと。 (バルク貯槽 495kg x 1基)	配管(埋設部)	不明	不明	(株)因幡燃料 商會	・ガス放出防止器あり ・マイコンSあり(作動あり) ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	・県は、販売事業者に対し、報告遅延に関する指導及び再発防止の指示を行った。 ・販売事業者は、埋設配管を露出配管として復旧した。
2016/5/11	静岡県 静岡市	漏えい	共同住宅 鉄骨造2階建	11:30	他工事業者(水道工事業者)	他工事業者(水道工事業者)による作業ミス	共同住宅において、水道工事業者が水道メーター交換作業中に、ガスが漏えいした。原因は、水道工事業者が当該埋設管を認識していなかったことにより、誤ってカッターで埋設供給管を損傷させたもの。なお、販売事業者によると、水道工事業者から工事前の確認はなかったとのこと。	供給管(埋設部)	日立金属	プラスチック被覆鋼管(PLS-25A)	イワタニ静岡(株)	・ガス放出防止器あり (作動しない) ・マイコンSあり(作動しない) ・自動ガス遮断装置なし ・ヒューズガス栓あり(作動しない) ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	・販売事業者は、他工事業者(水道工事業者)に対し、施行前の事前打ち合わせ等の実施を要請した。
2016/5/13	広島県 広島市	漏えい	事務所 鉄筋コンクリート造4階建	15:52	販売事業者	供給管の腐食・劣化	事務所において、近隣住人より「窓を開けると隣のビルよりガス臭がする」との連絡を受け、販売事業者が調査したところ、供給管にガスの漏えいがあることを確認した。原因は、当該供給管の埋設部(コンクリート土間打ち)、若しくは隠ぺい部の供給管が経年劣化により腐食していたものと推定される。	供給管(埋設・隠ぺい部)	不明	不明	広島ガス可部販売(株)	・ガス放出防止器なし ・マイコンSあり ・自動ガス遮断装置あり(対策) ・ヒューズガス栓あり ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	・販売事業者は、当該埋設管から露出配管への交換を実施すると共に、他の経年管についても交換を徹底することとした。
2016/5/25	宮城県 気仙沼市	漏えい	一般住宅 木造	6:44	一般消費者等	消費者による供給管の取り扱い不備	一般住宅において、消費者が敷地内の除草作業中、埋設供給管からガスが漏えいした。原因は、消費者が、埋設供給管の表示杭に十分注意を払わず、地中から出ていた植物の根をつるばしで除去する際、当該供給管を直撃し損傷させガスが漏えいした。なお、平成10年に、販売時事業者による当該埋設管についての説明はあったものの、経年により継ぎが繁殖し、表示杭は確認出来ない状態となっていた。	ポリエチレン管(口径25mm・埋設部)	三井化学産資(株)	不明	気仙沼市ガス	・ガス放出防止器なし ・マイコンSあり ・自動ガス遮断装置なし ・ヒューズガス栓なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	・県は、販売事業者に対し、埋設管に関する周知を行う等、再発防止策を検討・実施するよう指導した。 ・販売事業者は、当該消費者立会いのもと、埋設管の位置を再確認すると共に、チラシやパンフレット配布による注意喚起を徹底した。

年月日	発生場所	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	販売事業者	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2016/5/26	東京都 江戸川区	漏えい	共同住宅	9:40	他工事業者(水道工事業者)	他工事業者(水道工事業者)による作業ミス	共同住宅において、水道工事業者より埋設ガス管を傷つけてしまった」とどの連絡を受け、販売事業者がバルブの開閉を依頼し、現場へ出動し、ガス管を修理した。 原因は、水道工事業者が下水工事中に誤って埋設供給管を損傷させたもの。 (ハルレク貯槽 980kg×1基)	供給管 (埋設部)	不明	不明	ミライフ(株)		販売事業者は損傷配管の修繕を行った。
2016/5/30	新潟県 村上市	漏えい	一般住宅 木造	14:30	他工事業者(解体工事業者)	他工事業者(解体工事業者)による作業ミス	一般住宅において、解体工事業者が、集団供給設備に隣接する家屋の解体作業中に、埋設供給管を損傷させ、ガスが漏えいした。 原因は、当該集団供給設備を停止し個別供給とする際、当該家屋の敷地内の埋設部で切り離したため、埋設供給管が残っていたが、解体工事業者は認識しておらず、誤って重機等で当該供給管を損傷させたため、損傷部よりガスが漏えいたったもの。	供給管 (埋設部)	不明	不明	新プロ産業 (株)	・ガス放出防止器あり ・マイコンSあり(作動なし) ・自動ガス遮断装置なし ・ヒューズガス栓あり(作動なし) ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	販売事業者は、敷地内の埋設管を撤去した。
2016/6/21	京都府 与謝郡	漏えい	一般住宅 木造2階建	20:10	他工事業者(解体工事業者)	他工事業者(解体工事業者)による作業ミス	一般住宅において、住民よりガスが使えないとの連絡を受け、販売事業者が出動したところ、ガス臭がありガスが漏えいしたことを確認した。 原因は、解体工事業者が、当該住宅に隣接する家屋の解体工事の際、誤って重機を埋設配管(解体敷地内(小規模導管供給の開栓先の区画)の立ち上がり管(複層銅管)の部分)に接触し損傷させたため、損傷部よりガスが漏えいたったもの。 なお、確認したのが夜間であったため埋設配管の損傷状況が確認出来なかったことから、供給先10戸を停止し、各戸に20kg缶を設置、仮設供給を開始し、仮設供給は、当該供給管の復旧作業を完了した時点で、すべて撤去した。	配管(埋設部)	不明	不明	丹後瓦斯(株)	・ガス放出防止器なし ・マイコンなし ・自動ガス遮断装置なし ・ヒューズガス栓なし ・CO警報器なし ・業務用換気警報器なし ・集中監視システムなし	京都府は、販売事業者に対し、事故届を提出するよう指示した。 販売事業者は、他工事業者に対し、事前に既存ガス管の周知及び下請け業者への連絡の徹底を実施すると共に、定期的な巡回活動を行い、現場確認を実施することとした。
2016/6/21	福井県 あわら市	漏えい	その他(寮) 鉄筋コンクリート造4階建	0:00	販売事業者	機器の経年による腐食 <液化石油ガス法> 第27条第1項 (保安業務の実施)	社員寮において、消費者よりガス臭がするとの連絡を受け、消防及び保安機関が出動したところ、埋設供給管よりガスが漏えいしていることを確認した。 原因は、当該埋設管の防食テープを剥く際に異物混入等したことにより一部はがれていたため、そこから腐食が進行し、ピンホール程度の穴が開き、ガスが漏えいたったものと推定される。	供給管 (埋設部)	不明	不明	(有)佐々木弥 一郎商店	・ガス放出防止器なし ・マイコンモニターあり ・自動ガス遮断装置なし ・ヒューズガス栓あり ・CO警報器なし ・業務用換気警報器なし ・集中監視システムなし	県は、販売事業者に対し、当該施設に関して定期供給設備点検・定期消費設備調査の実施期限を超過していたため、早急に実施し改善報告書を提出するよう口頭で指導した。 また、その他の供給先についても、確実な法定検査の実施及び容器交換時検針時のガス漏えい表示確認を徹底するよう指導した。 販売事業者は、当該施設の管理者と協議の上、新たに漏えい検知装置を設置すると共に、今後、1年に1回以上の点検を実施することとした。 また、その他の埋設管物件については、容器交換時等供給設備点検の実施を徹底し、ガス漏えい表示の確認、管理を徹底することとした。

年月日	発生場所	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	販売事業者	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2016/7/19	埼玉県 越谷市	漏えい	共同住宅 鉄骨造3階建	1400	他工事事業者 (下水道工事業者)	他工事事業者 (下水道工事業者)による作業ミス	共同住宅において、下水道工事業者が、敷地内の下水道工事の際、埋設配管よりガスが漏えいした。原因は、当該工事業者が、下水道工事のためカッターでコンクリートを切断する際、埋設物の存在を確認せず、誤って3本の埋設配管をカッターで切断したものの。	配管(埋設部)	不明	不明	富士産業(株)	・ガス放出防止器なし ・マイコンSあり(作動あり) ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・ヒューズガス栓なし ・業務用換気警報器 ・集中監視システムなし	・県は、建物のオーナーや管理会社に対し、ガス工事以外の工事におけるガスに関する事故について周知すると共に、下水道工事前には販売事業者への連絡をすること で同様の事故の再発防止に努めるよう口頭で指導した。 販売事業者は、配管の修復作業を実施すると共に、配管の漏えい検査及び気密検査を行い問題が無いことを確認した。
2016/7/29	愛媛県 今治市	漏えい 火災	一般住宅 木造	1500	一般消費者等	消費者による埋設配管の損傷	一般住宅に隣接する空き地において、警察よりガス管から火が上がっているとの通報を受け、販売事業者が出動したところ、消防により既に消火され、埋設配管が損傷していることを確認した。 原因は、消費者が空き地を畑にしようとして中、誤って埋設配管を切断し、ガスが漏えいしている状態であったが、当該消費者は、当該配管を使用していない水道管だと思い込んでおり、野焼きをしようとしたため、漏えいしたガスに引火したものと推定される。	供給管 (埋設部)	不明	不明	四国ガス燃料 (株)	・ガス放出防止器あり ・マイコンSあり(作動なし) ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置あり (対応)(作動なし) ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	・県は、販売事業者に対し、事故の事情聴取を行うと共に、埋設供給管を有する一般消費者への周知を依頼した。 ・販売事業者は、損傷した埋設管を敷地境界部にて切断し、末端にキャップを取り付ける等の復旧作業を実施した。
2016/8/2	福島県 会津若松市	漏えい	その他 (分譲造成地)	1535	他工事事業者(建設業者)	他工事事業者(建設業者)による作業ミス	分譲造成地において、所有者より埋設ガス管を破壊させたとの連絡があり、販売事業者が調査したところ、埋設供給管よりガスが漏えいしていたことを確認した。 なお、販売事業者の到着時は、建設業者により応急処置が施されガスの漏えいは止まっていた。 原因は、当該建設工事業者が、外溝の整地工事中に埋設管末端の取出し継手部の存在を確認しなかったため、重機で誤って破壊させガスが漏えいしたものの。	供給管 (埋設部)	ブレハブ集合装置 GHS-2-8	(株)桂精機 製作所	会津ガス(株)	・ガス放出防止器設置なし ・マイコンなし ・自動ガス遮断装置(漏えい検知)あり ・ヒューズガス栓なし ・CO警報器なし ・業務用換気警報器なし ・集中監視システムなし	・当該事故は、県による立ち入り検査時における緊急対応記録の確認により発覚したものの。県は、事故報告の必要の有無については、販売事業者のみで判断せず、県へ問い合わせるよう口頭で指導した。また、集団供給区域内には埋設管等の存在を知らしめる標識等の設置を検討するように指導した。 ・販売事業者は、他工事業者にに対し、当該地区には埋設管がある旨の説明を行い、掘削時には事前連絡をするように周知した。 また、集団供給区域内での他工事に対する巡回・訪問時の際は周囲確認するよう、社員に再教育を実施した。
2016/8/15	神奈川県 川崎市	漏えい	学校 鉄筋コンクリート造3階建	8:30	他工事業者	他工事業者による作業ミス	学校において、他工事業者が屋外付帯工事を行った際、メーター下流の埋設供給管からガスが漏えいした。 原因は、他工事業者が、誤って当該埋設管にコンボを接触させたため、ガスが漏えいしたものの。 なお、販売事業者によると、当該工事業者の責任者に対し、工事前に埋設物の存在を説明したが、現場の作業員には連絡が届いていなかった可能性がこのこと。	供給管 (埋設部)	不明	不明	(株)ミトメ	・ガス放出防止器なし ・マイコンメーターSあり (作動あり) ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置なし ・集中監視システムなし	・販売事業者は、復旧工事を指示し、工事終了後の現場を確認した。

年月日	発生場所	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	販売事業者	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2016/8/16	静岡県 磐田市	漏えい	一般住宅 木造2階建	14:50	他工事業者(外 溝工事業者)	他工事業者(外 溝工事業者)に よる作業ミス	一般住宅において、外溝工事業者よりガス配管を損 傷させてしまった」との連絡を受け、販売事業者が調 査したところ、埋設供給管からガスが漏えいしているこ とを確認した。 原因は、当該工事業者が、工事中に誤って埋設供給 管を損傷させたためガスが漏えいたったもの。 なお、販売事業者によると、当該工事業者及び消費者 から工事の連絡は無かったとのこと。 (バルク貯槽 298kg×1基)	供給管 (埋設部)	不明	不明	(株)サイサン	・CO警報器なし ・集中監視システムなし	・販売事業者は、消費者及び外溝工事業者に対し、工事 の際は、必ず事前に連絡するよう依頼した。
2016/8/24	茨城県 稲敷郡	その他 (団地)	その他 (団地)	11:30	他工事業者(下 水道工事業者)	他工事業者(下 水道工事業者) による作業ミス	団地において、下水道工事業者が掘削中、埋設供給 管よりガスが漏えいたった。 原因は、当該工事業者が、重機を誤って操作し、団地 に供給する集団供給設備の供給管を損傷させたた め、ガスが漏えいたったもの。 なお、販売事業者と当該工事業者との事前の打ち合 わせでは、供給管の周囲は手掘りで掘削することとし ていたが、重機により掘削が行われたもの。	供給管 (埋設部)	不明	不明	アイ・エス・ガ スシステム(株)	・その他(流量検知式切 替型漏えい検知装置あ り)	・県は、文書により県の建設業協会、管工事業協同組合 連合会及び解体工事業協同組合に対し、建設工事等 におけるガス管損傷事故の防止に係る協力を要請した。
2016/8/24	福岡県 福岡市	漏えい	病院 鉄筋コンク リート造4階 建	10:45	他工事業者 (建設業者)	他工事業者 (建設業者)によ る作業ミス	病院において、建設工事業者が、増設工事のため掘 削作業を行っていたところ、ガスが漏えいたった。 原因は、当該建設工事業者が、埋設配管の存在を認 識していなかったため、誤って重機で当該配管に接触 し損傷させたため、損傷部よりガスが漏えいたったもの。	ポリエチレン管 (埋設配管部)	積水化学工 業(株)	100A	ENEOSグロー ブエナジー(株)	・ガス放出防止器あり ・マイコンあり(作動なし) ・自動ガス遮断装置(ガ ス漏れ警報器連動 対 震 作動あり) ・ヒューズガス栓あり ・CO警報器あり ・集中監視システムあり (片方向)	・県は、販売事業者に対し、詳細報告を指示した。 ・販売事業者は、配管の取替を行った。
2016/8/25	神奈川県 秦野市	漏えい	一般住宅 木造1階建	18:30	他工事業者(解 体工事業者)	他工事業者(解 体工事業者)に よる作業ミス	一般住宅において、消費者より「ガスが出ない」との運 絡を受け、販売事業者が調査したところ、埋設供給管 よりガスが漏えいしていることを確認した。 原因は、解体工事業者が登地した際、使用期間が40 年を経過しており劣化していた当該供給管に負荷 がかかり、ガスが漏えいたったものと推定される。 なお、販売事業者によると、当該供給管は毎月の漏え い検査にてこれまでに漏えいは確認されていないかっ たとのこと。	供給管 (埋設部)	不明	不明	三ツ輪液化瓦 斯(株)	・ガス放出防止器あり(作 動なし) ・マイコンメーターSあり (作動あり) ・自動ガス遮断装置なし ・ヒューズガス栓あり(作 動なし) ・CO警報器なし ・業務用換気警報器なし ・集中監視システムなし	・販売事業者は、他工事業者(解体工事業者)に対し、注 意喚起を行うと共に、何か発生した場合には速やかに運 絡をするよう伝えた。

年月日	発生場所	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	販売事業者	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2016/8/26	茨城県 日立市	漏えい	その他 (団地)	13:38	他工事業者(解体工事業者)	他工事業者(解体工事業者)による作業ミス	団地の宅地内において、解体工事業者がコンクリート打設された階段を解体していたところ、階段下の埋設供給管よりガスが漏えいした。 原因は、当該工事業者が、階段下の当該供給管の存在を認識しておらず、重機を接触させたため、当該供給管が損傷しガスが漏えいしたものである。	供給管 (埋設部)	不明	不明	ミツウロコ(株)	・ガス放出防止器なし ・マイコンメーターなし ・自動ガス遮断装置なし ・ヒューズガス栓なし ・CO警報器なし ・業務用換気警報器なし ・集中監視システムなし	・県は、文書により県の建設業協会、管工事事業協同組合連合会及び解体工事事業協同組合に対し、建設工事等におけるガス管損傷事故の防止に係る協力を要請した。
2016/8/30	神奈川県 横浜市	漏えい	一般住宅 木造1階建	8:58	他工事業者(造成工事業者)	他工事業者(造成工事業者)による作業ミス	一般住宅において、造成工事業者より「重機でガス管を引っ掛けた」との連絡を受け、販売事業者が調査したところ、破損の確認ができなかったが、埋設管の一部が曲がり、動くことから損傷の可能性を確認した。 なお、販売事業者によると、当該消費者に工事の際には事前に連絡するように周知していたが、隣地の造成工事であったため、事前連絡は無く、工事の立会いが出来なかったとのこと。	供給管 (埋設部)	不明	不明	(株)ミツウロコ	・ガス放出防止器あり ・マイコンメーターSあり (作動あり) ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	・販売事業者は、消費者に対し、埋設管の経路の周知及び隣地における掘削工事に係る啓蒙活動の実施及び経年埋設管を改善する際に可能な限り露出管に変更することの重要性を確認した。
2016/10/21	岡山県 倉敷市	漏えい	その他(道路)	1000	他工事業者(下水道工事業者)	他工事業者(下水道工事業者)の作業ミス	下水道工事業者が団地内の市道を掘削中に、埋設供給管(ポリエチレン被覆管)を損傷させガスが漏えいした。 原因は、当該下水道工事業者が現場の図面の細部まで確認していなかったため、誤って重機を当該供給管に接触させ、ガスが漏えいしたものである。 なお、販売事業者によると、当該工事業者からの事前連絡及び相談はなかったとのこと。 また、当該工事業者と販売事業者の図面に違いがあったとのこと。	供給管 (埋設部)	不明	ポリエチレン被覆管	伊藤忠エネクスホームライフ西日本(株)	・ガス放出防止器なし ・マイコンメーターなし ・自動ガス遮断装置なし ・ヒューズガス栓なし ・CO警報器なし ・業務用換気警報器なし ・集中監視システムなし	・県は、販売事業者に対し、当該事故の情報収集を行った。 ・販売事業者は、当該団地内のガスの供給をストップし、ガス配管損傷部を確認。工事完了後に気密試験を行い、ガス漏れがない事を確認すると共に、各戸を訪問して点火確認を実施した。 ・販売事業者は、市の水道局に対し、工事の事前連絡等を徹底するよう依頼した。
2016/11/2	佐賀県 三養基郡	漏えい	共同住宅 鉄筋コンクリート造2階建	9:50	他工事業者(側溝工事業者)	他工事業者(側溝工事業者)による作業ミス	共同住宅において、他工事業者(側溝工事業者)より「埋設供給管からガスが漏えいした」との連絡を受けた販売事業者が、漏えいを止めるための応急処置を指示し出動したところ、埋設供給管が損傷していた。 原因は、当該工事業者が、重機により埋設供給管を誤って損傷させたため、ガスが漏えいしたものである。	供給管 (埋設部)	不明	ポリエチレン管	久留米エルピー・ガス(株)	・集中監視システム(双方向)あり	・県は、販売事業者に対し、事故報告の遅延について厳重注意を行った。

年月日	発生場所	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	販売事業者	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2016/11/22	埼玉県 さいたま市	漏えい	一般住宅 木造2階建	9:25	他工事業者(エクステリア業者)	他工事業者(エクステリア業者)による作業ミス	一般住宅において、エクステリア業者が、屋外の勝手口付近に手すりを設置するため、土間に10cm程度の穴を開けたところ、敷設されていたビルトインコンロと接続している金属フレキシ管よりガスが漏えいした。 原因は、当該作業の際、当該業者が金属フレキシ管の存在を認知していなかったため、当該フレキシ管を損傷させガスが漏えいしたものの。 なお、消費者も当該配管経路を認知しておらず、販売事業者への連絡はなかったため、販売事業者の立会いはなかった。、 (バルク貯槽495kg×1基)	金属フレキシ ブルホース	不明	不明	ミライフ(株)	・ガス放出防止器設置なし ・マイコンSあり(作動なし) ・自動ガス遮断装置なし ・ヒューズガス栓なし ・CO警報器なし ・業務用換気警報器なし ・集中監視システムなし	・販売事業者は、事故報告の必要性に気付き、県に事故届けを提出した。
2016/11/29	滋賀県 東近江市	漏えい	その他	1000	他工事業者(側溝工事業者)	他工事業者(側溝工事業者)による作業ミス	共同住宅において、他工事業者(側溝工事業者)より「埋設供給管からガスが漏えいした」どの連絡を受けた。販売事業者が、漏えいを止めるための応急処置を指示し出勤したところ、埋設供給管が損傷していた。 原因は、当該工事業者が、重機により埋設供給管を誤って損傷させたため、ガスが漏えいしたものの。	供給管 (埋設部)	不明	不明	谷口酸素工業 (株)		・県は、販売事業者に対し再発防止策を検討するよう指示をした。 ・販売事業者は、集団供給失及びオール電化となっている消費者に対し、当該事故防止のための周知を行うこととした。
2016/12/26	福島県 郡山市	漏えい	その他 (市道)	1307	他工事業者(建設業者)	他工事業者(建設業者)による作業ミス	一般住宅及び集合住宅の小規模団地近くの市道において、建設会社従業員が掘り起こしの作業を行ったところ、ガスが漏えいした。 原因は、当該従業員が、当該工事に際して、埋設供給管の存在を確認していなかったため、誤ってコンクリートで埋設供給管に接触したものの。	供給管(埋設部)	三井化学産 資(株)	不明	ミライフ東日本 (株)	・ガス放出防止器あり (作動不明) ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	・県は、販売事業者に対し、他工事業者から工事の連絡があった場合は、引き継ぎ今後も図面確認や立会いを実施するよう口頭で指導した。 ・販売事業者は、当該供給管の修繕完了後に接続部や本管のガス漏えいがないことを確認するとともに、翌日に行われた同様の工事にも社員が立会い、図面の照会等を実施した。

4. バルク供給に係る事故の概要(充てん設備及び供給設備に限る)

年月日	発生場所	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	販売事業者	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2016/1/28	静岡県 磐田市	漏えい	飲食店 鉄骨造1階建	14:41	不明	バルク貯槽用ガス 取出弁の閉止不 良	バルク貯槽の二段式一体型調整器の交換に当たり、当該調整器の上流側に設置しているガス取出弁を閉止し、当該調整器の上流側と供給管との接続部のナットを緩めたところ、ガスが漏えいした。ガスの圧力により同接続部をナットで締め直せなかったため、消防に通報し、通報を受けた消防と警察により付近の通行規制が実施された。約30分後にガスの圧力が低下したため、当該接続部のナットを締め直し、漏えいがおさまった。 原因は、ガス取出弁の閉止不良によるもの。 (バルク貯槽 487kg×1基)	バルク貯槽用 ガス取出弁	宮入バルブ 製作所	SG-102 BJ (2008年10 月6日製造)	鈴商事株式 会社	・ガス放出防止器あり ・ガス警報器なし	・販売事業者は、ガス取出弁を閉止したが閉止されなかつたことから、その原因についてメーカーに調査を依頼した。また、特定液化石油ガス設備工事事業者に対し、調整器の交換は低圧側より取り外しを行い、ガスの漏えいがないことを確認して取り外すよう指示した。
2016/2/8	岐阜県 山県市	漏えい	学校 鉄筋コンク リート4階建	15:44	販売事業者	設備等の不備(レインキャップの離脱)に伴う劣化 <法令違反> (液石法第16条の2 (基準適合義務等) 規則第19条第1項 4号 バルク供給・充てん設備告示第12条第1項第2号 高圧法第36条第2項 (危険時の措置及び届出)	中学校において、集中監視センターからの要請により販売事業者が出動したところ、バルク貯槽の安全弁放 出管からガスが漏えいしていた。液相配管圧力が異常 は見られず、当該安全弁を閉鎖したが漏えいが継続し たため、液取り出し弁元弁にて閉鎖し、別の安全弁及 び元弁を仮装着した。なお、当該安全弁放出口管のレイ ンキャップは外れ、約30.5m離れた場所に落ちていた。 原因は、メーカーの調査結果から、安全弁シートハッ キングの破損及び弁体空気抜き穴の埋めこみ部分の 閉通によるものであるが、当該安全弁放出口管のレイ ンキャップが風等の振動により外れたため、雨水が浸 入、貯留し、凍結融解を繰り返したことで、安全弁弁体 の空気抜き穴を塞いでいた接着剤が劣化、及び雨水 の砂粒物の侵入、凍結融解による破損によるものと推 定される。 (バルク貯槽2900kg×1基)	バルク貯槽	日本車両製 造(株)	16名 2135/平成 17年6月9日 製造)	ぎふ農業協 組合	・ガス放出防止器あり (作動なし) ・マイコンSなし ・自動ガス遮断装置あり (ガス警報器連動) ・ヒューズガス栓あり(作 動なし) ・CO警報器なし ・業務用換気警報器なし ・集中監視システムあり (双方向)	・販売事業者に対し、事故処理報告及び集中監視システ ムにて異常を告知した場合は、消防本部を含む関係機 関に速やかに通報するよう指導した。 又、同型の安全弁の使用を禁止し、別型の安全弁及び 元弁が技術上の基準に適合するように変更許可申請手 続きをもつて工事を完了させるとともに、完了までの間の 当該特定供給設備の事故配管部の使用を禁止し、併せ て配管用安全弁は5年以内ごとに点検するか取り換える 措置をとるよう指示した。 ・販売事業者は、レインキャップを新品と交換した。又、一 時的に同型の新品と交換、又は変更許可申請により別 型のもので交換するまでは、液取り出し弁からは液相配 管は使用を控えることとした。
2016/5/28	佐賀県 小城市	漏えい	その他(養護 施設) 鉄筋コンク リート造 2階建	14:50	販売事業者	経年による機器等 の腐食・劣化	養護施設において、職員よりガス臭いなどの連絡を受 け、販売事業者が調査したところ、バルク貯槽プロテ クター内にある圧力計の接続部、気化器への高圧配管 にある圧力計の接続部、気化器の気相供給パイプの 接続部より、ガスが漏えいしていることを確認した。 原因は、圧力計の接続部の2ヶ所については、パッキ ンの経年劣化によるもの、気化器の気相供給パイプ の接続部については、長期の震動等によるナットの緩 みによるものと推定される。 (バルク貯槽231 製造年月 日2003年1 月9日) (株)JAライ フ サポート佐賀	①その他機器 (圧力計) ②その他(継手 部)	①長野計器 (圧力計(プ ロテクター 内)) ②(株)車場 計器製作所 (圧力計(高 圧配管部)) ③不明(継手 部)	①GS-51- 231 (製造年月 日2003年1 月9日) ②202311336 (製造年月 日不明) ③不明		・県は、販売事業者に対し、液化石油ガス設備工事の届 出の資料と設置設備に相違があるため、実施に則した図 面を作成する様、口頭で指導した。 また、施行完了時に、再発防止のための二重チェック及 び機器の期限管理と充てん時や定期点検時の徹底を図 るよう口頭で指導した。 ・販売事業者は、設置資料の修正をすると共に、設備の 更新期間についても徹底管理することとした。	
2016/9/8	茨城県 常陸大宮 市	漏えい	その他 店舗(道の 駅)	9:10	器具メーカー	器具メーカーによ る製造ミス	その他店舗(道の駅)において、バルク貯槽への充て ん作業時に、当該貯槽の液取出弁ネック部分よりガス の微少漏えいを確認した。 原因は、バルク貯槽メーカーによると、製造過程にお ける溶接不良による不具合品であったことによるも の。 (バルク貯槽 980kg×1基)	バルク貯槽		KT- 980TT(2015 年10月製 造)	常陸農業協 組合	・ガス放出防止器あり(作 動なし) ・マイコンあり(作動なし) ・自動ガス遮断装置なし ・ヒューズガス栓あり(作 動なし) ・CO警報器なし ・業務用換気警報器なし ・集中監視システムなし	・販売事業者は、メーカーに対し、バルク貯槽の本体を交 換させた。
2016/9/23	東京都 昭島市	漏えい 軽傷1名	保育園 鉄筋コンク リート造	14:00	販売事業者	販売事業者による バルク貯槽安全弁 交換時の作業ミス	保育園において、販売事業者の作業員がバルク貯槽 の安全弁交換を行っていたところ、高圧ガス約60kgが 噴出し、手に軽傷を負った。 原因は、当該作業員が、安全弁の交換の際、誤って 元弁を外したため、ガスが噴出したもの。 (バルク貯槽 148kg×1基)	バルク貯槽安 全弁元弁	不明	不明	東京燃料林産 (株)	・ガス放出防止器あり(作 動なし) ・マイコン(ガス警報器連 動)あり(作動なし) ・自動ガス遮断装置(ガ ス警報器連動)あり(作 動なし) ・ヒューズガス栓あり(作 動なし) ・CO警報器あり(作動な し) ・業務用換気警報器あり (作動なし) ・集中監視システムなし	・都は、販売事業者に対して、社内で情報共有等を行 い、同様の作業ミスを再度起こさないように、口頭注意を 行なった。また、販売事業者向けの講習会において、当該 事故事例の概要を説明し、同様の事故を起こさないよう に注意喚起を行った。 ・販売事業者は、社内保安勉強会で交換作業要領を再 学習し、作業においては指差し確認の実施を徹底するこ ととした。

5. LPガス事故(全事故)の概要

年月日	発生場所	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	販売事業者	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2016/1/5	沖縄県 那覇市	漏えい	共同住宅 鉄筋コンク リート造	12:08	販売事業者	供給管の腐食劣 化	共同住宅において、アパート管理会社より「ガス臭がする」との連絡が販売事業者に入り、同事業者が出動したところ、他工事によりコンクリートで覆われた供給管の埋設部分が腐食し、ガスが漏えいしていることを確認した。 原因は、共同住宅の防水工事の際に、床上配管の下部がコンクリートに埋まり、腐食がすすんだもの。	供給管(埋設部)	不明	不明	(株)協和ガス	・マイコン1あり	・県は、販売事業者に対して当該共同住宅全体の供給管及び配管の状況を確認し、漏えいのおそれのある箇所に 대해서는 対応するよう指示した。 ・販売事業者は、漏えいのおそれのある箇所は住人の了解を得た後に修繕することを予定した。 ・その後の対応として、供給管の修繕とあわせて、ガスメーターの交換を実施済み。
2016/1/6	熊本県 熊本市	漏えい	共同住宅 鉄骨造2階建	10:28	器具メーカー	器具メーカーの 製造ミス	共同住宅に隣接した場所にいる一般消費者等より「ガス臭がする」との通報を受け現場に出動した警察が、当該共同住宅に販売を行っている販売事業者と連絡した。販売事業者が現場に出動し、ガスの供給を停止し調査したところ、調整器からの漏えいを確認した。なお、当該調整器は有効期限内のものであり、目視による劣化損傷は確認されなかった。 原因は、器具メーカーによる組立てミスにより調整器の一次側のダイヤフラムにすれが発生し、時間の経過と共に歪みが生じ、ガス漏れが発生したものと推定。	一体型自動切換式調整器	(株)桂精機製作所	CA-H5Z (2010年8月製造)	(有)二神石油ガス	・販売事業者は、漏えいが確認された調整器を交換し、併せて器具メーカーに対し、当該調整器の調査を依頼し、当該調査の結果(組み立てミスによる調整器の一次側のダイヤフラムのすれ)を県に報告した。 ・器具メーカーは組み立て治具の見直しによりダイヤフラムのすれを防止する対策を実施した。	
2016/1/8	大分県 佐伯市	漏えい	共同住宅(その他店舗) 鉄筋コンク リート造2階 建	10:00	設備工事業者 保安機関	設備工事業者の 工事ミス	「ガス臭がする」との通報を受けた消防が、現場である共同住宅に出動したところガス臭を確認した。そして、警察により当該共同住宅の住民の一時避難が実施された。出動した販売事業者はガスの供給を停止し、漏えい試験を実施したところガスメーター入り口側のメーターユニオン部から漏えいしていることを確認した。 原因は、ガスメーター交換時におけるパンギンの取り付け忘れによるもの。 なお、集中監視システムにより、当該ガスメーターからのBR(圧力式微小漏洩警告)情報を受信したため、対処しようとして当該共同住宅を訪れたが、共同住宅に設置されている他のガスメーターと取り違えて対処したことにより、当該ガスメーターに対する措置がとられていなかった。	ガスメーター (メーターユニオン)	愛知時計電機(株)	SA25MT-1 (2015年製造)	(株)ダイプロ 南部販売	・ガス警報器あり(鳴動なし) ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置(その他)あり ・CO警報器なし ・集中監視システムあり (双方向)	・県は販売事業者に対し、BR表示等異常算出後の速やかな対応を指導した。また、対応設備確認の再発防止策の検討を指示した。 ・販売事業者は、漏えい箇所であるガスメーターを含めた設備改善、漏えい量の推定・推算出による検証を行うとともに、BR表示等に係る対応の見直しを実施した。
2016/1/12	神奈川県 寒川町	漏えい	学校 鉄筋コンク リート3階建	9:00	販売事業者	経年による供給 管の腐食・劣化	学校から「配電盤からガスが漏えいしている」との連絡を受け、販売事業者が調査したところ、ガスメーターが圧表示(流量式微小漏えい警告)が点灯していることを確認した。 原因は、配電盤付近より約55m離れた場所に埋設されている供給管のメカニカル継手部よりガスが漏えいしたため、漏えい箇所付近に電気設備配線用防護管が破損して存在していたが、漏えいとの関係は不明。	供給管(埋設部)	不明	不明	井村ガス(株)	・ガス放出防止器あり(作動なし) ・マイコンSあり ・自動ガス遮断装置あり (ガス漏れ警報器連動作動なし) ・ヒューズガス栓あり(作動なし) ・CO警報器なし ・業務用換気警報器なし ・集中監視システム設置なし	・県は、販売事業者に対し、埋設管の点検調査をさらに充実させ徹底するよう指示した。 ・販売事業者は、ガス漏えいの箇所が供給管であることを確認したため、供給管を切断し、配管に仮設供給処置を実施し、供給管の埋設部をポリエチレン管に変更する工事を実施した。
2016/1/19	群馬県 高崎市	漏えい	一般住宅 木造2階建	7:30	その他(雪害)	降雪による調整 器の損傷	一般住宅において、ガス切れの疑いから一般消費者が容器を確認したところ調整器の破損及びガスの漏えいを見つけた。一般消費者は容器バルブを閉めた後に販売事業者と連絡し、連絡を受けて出動した販売事業者は調整器を交換した。 原因は、屋根からの落雪により調整器が破損し、破損部分からガスが漏えいしたものと推定。	調整器	富士工器(株)	RSA5 (2010年9月製造)	有限会社黒崎商店	・ガス警報器なし ・マイコンSあり ・自動ガス遮断装置あり ・ヒューズガス栓あり ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	・販売事業者は、落雪を考慮して、新しい調整器を設置した。

年月日	発生場所	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	販売事業者	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策	
2016/1/19	滋賀県 大津市	現象 爆発 漏えい	飲食店 鉄骨造り棟 2階建	0:15	販売事業者	経年による露出 配管立上り部の 劣化 〈法令違反〉 液石法施行規則 第37条第1号イ (1) (埋設供給管 (白管)の漏えい 試験は1年に1回 以上行うこと	飲食店において、店長が2階の厨房に設置している食器洗浄機を使用するため点火したところ、当該食器洗浄機の下部から瞬間的に炎が出たことを確認したため、販売事業者に連絡した。連絡を受けた販売事業者は、店長に対しメーターガス栓を閉止するように指示し現場に出動し調査したところ、階下から当該食器洗浄機下部へと立ち上っている配管(白管)においてガスの漏えいを確認した。 原因は、厨房床の湿気の影響を受けた配管(白管)の腐食によりガスが漏えいし、滞留したガスに食器洗浄機の点火操作時の火が引火したものと推定。埋設管なお、埋設部に白管が用いられているもの、埋設管の埋設導入部がプラスチック被覆鋼管であったため配管全体が同様であると誤り、漏えい試験を年に1回実施していなかった。 (ハルク貯槽 980kg×1基)	配管	不明	不明	株式会社リ ビック長浜	・ガス警報器あり(鳴動なし) ・マイコンSなし ・自動ガス遮断装置(ガス漏れ警報器連動及び圧力低下検知式、漏えい検知装置連動)あり(作動なし) ・ヒューズガス栓なし ・CO警報器なし ・業務用換気警報器あり(鳴動なし) ・集中監視システムあり(片方向)	・県は、販売事業者に対し、他の一般消費者等についても配管の腐食防止について検討するように指示すると共に、1年に1回以上実施するように指示した。また、ガス漏れ警報器の期限がきれていたのでため期限管理を指示した。	
2016/1/22	静岡県 磐田市	漏えい	一般住宅 木造2階建	15:30	他工事業者(解体業者)	他工事業者(解体業者)による作業ミス	一般住宅において、解体業者より建物解体中にガス配管を損傷させガスが漏えいしたとの連絡を受け、販売事業者が調査したところ、当該宅地内の埋設供給管よりガスが漏えいしていることを確認した。 原因は、当該業者が解体作業中、当該供給管の存在を認識しなかつたため誤って重機を接触させ損傷させたもの。 なお、販売事業者によると、当該業者には、工事前にガス配管図面を渡し説明を行っていたとのこと。 (ハルク貯槽 985kg×1基)	供給管 (埋設部)	不明			(株)サイサン	・CO警報器なし ・集中監視システム(片方向)あり	・販売事業者は、解体業者に対し、配管図面の確認及び現場作業者への伝達の徹底を依頼した。また、工事作業時は、自社担当の立会いを実施することとした。
2016/1/25	岩手県 一関市	漏えい	その他(作業 所兼住宅) 木造1階建	不明	その他(雪害)	落雪による調整器の損傷	一般消費者からコンロの火が点かないことから容器を確認したところ、低圧ホースが外れていたため容器バルブを閉めたとの連絡が販売事業者に入った。 連絡を受けた販売事業者が出動したところ、20kg容器と二段式調整器の接続部が損傷していた。 原因は、容器のプロテクター上に落雪保護板を設置していたが、例年以上の大雪に伴う屋根からの落雪により荷重がかかり、容器と調整器の接続部が損傷し、ガスが漏えいしたものと推定される。	二段式調整器	矢崎総業 (株)	R5 (2010年11月製造)	合る会社岩佐 商店	・ガス警報器あり(鳴動なし) ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	・販売事業者は、ガス取出弁を閉止したが閉止されなかったことから、その原因についてメーカーに調査を依頼していたこと、特定液化石油ガス設備工事業者に対し、調整器の交換は低圧側より取り外しを行い、ガスの漏えいがないことを確認して取り外すよう指示した。	
2016/1/28	静岡県 磐田市	漏えい	飲食店 鉄骨造り(階建)	14:41	不明	バルク貯槽用ガス取出弁の閉止不良	バルク貯槽の二段式一体型調整器の交換に当たり、当該調整器の上流側に設置しているガス取出弁を閉止し、当該調整器の上流側と供給管との接続部のナットを締め直したところ、ガスが漏えいした。ガスの圧力により同接続部をナットで締め直せなかったため、消防に通報し、通報を受けた消防と警察により付近の通行規制が実施された。約30分後にガスの圧力が低下したため、当該接続部のナットを締め直し、漏えいがおさまった。 原因は、ガス取出弁の閉止不良によるもの。 (ハルク貯槽 487kg×1基)	バルク貯槽用 ガス取出弁	官入バルブ 製作所	SG-102 BJ (2008年10月6日製造)	給与商事株式 会社	・ガス放出防止器あり ・ガス警報器なし	・県は、販売事業者に対し、容器交換時等供給設備点検等における確認の徹底を指示した。また、事故報告が随われていたことから、遅滞なく報告するように指導した。 ・販売事業者は、容器交換時等供給設備点検にてリングパッキンの確認の徹底を図ることとした。	
2016/1/29	福島県 いわき市	漏えい	一般住宅 木造1階建	17:03	販売事業者	高圧ホースの経年による劣化	圧力低下遮断情報を受信した集中監視センターが一般消費者に連絡し復旧作業を依頼したところ復旧できなかった。集中監視センターから連絡を受けた販売事業者が現場に出動し確認したところ、自動切替式調整器と高圧ホースで接続している2本の容器が空になっていた。また当該容器を取り外す際に、高圧ホースのリングパッキンの片方が切れていることを確認した。 原因は、高圧ホースのリングパッキンの劣化により、ガスが漏えいしていたものと推定。	高圧ホース	富士工器 (株)	NX6S (2009年3月製造)	(株)JALいわき 市燃料サービス	・ガス警報器なし ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・CO警報器なし ・集中監視システムあり(双方向)		

年月日	発生場所	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	販売事業者	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2016/1/30	北海道札幌市	漏えい	共同住宅 木造2階建	10:18	販売事業者	容器と高圧ホース接続部の緩み	通行人より「屋外の容器からガス漏れ、音とガス臭がする」との通報を受けた消防が現場に出勤し、当該共同住宅の供給設備(50kg容器×4本)の容器・バルブを全て閉止し、拡散作業を実施した。消防から連絡を受けて販売事業者が現場に到着し、1本の容器において容器バルブと高圧ホースの接続部からガスの漏えいを確認した。 原因は、容器交換時に、容器バルブと高圧ホースの接続部の締め付けが不足していたため、当該接続部がゆるみガスが漏えいしたものと推定。	高圧ホース	富士工器(株)	不明 (2015年9月製造)	伊藤忠エネクスホームライフ北海道(株)	・ガス警報器あり(鳴動なし) ・マイコン・Sあり ・ヒューズガス栓あり ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	・販売事業者は、当該容器交換を実施した配送員が、同日に容器交換を行った他の供給設備(25件)について漏えい検査を実施した。また、当該配送員に対して容器の配送・交換・廃棄業務について教育実習を実施すると共に、新たに配送コンテストを計画する等、社員への定期的な教育・訓練の見直しを行った。
2016/1/31	京都府京丹後市	漏えい	その他(屋外)	10:30	他工事業者(水道工事業者)	他工事業者(水道工事業者)の作業ミス	水道工事業者が道路掘削作業中、集団供給(20戸)の埋設供給管(ジョイント巻き白管32A)に重機を接触させ、当該供給管よりガスが漏えいした。水道工事業者は、当該供給管よりガスが漏えいした。水道工事業者は、タカとビニールテープを巻き付け付けた応急措置を実施し、販売事業者と連絡をした。連絡を受けた販売事業者は現場に出勤し、破損箇所から下流の供給先(3戸)に対して仮設容器による供給を行うため、個別仮設供給設備工事を実施した。また、水道工事業者による水道管の補修工事を完了後に、バypass工事に伴って設置した埋設供給管を本管に接続し、仮設供給設備の撤去を実施した。 原因は、当該水道工事業者が掘削作業を実施する際に埋設供給管の存在を把握していたが、作業員の不注意により損傷させたもの。	供給管(埋設部)	不明	不明	全国農業共同組合連合会	・ガス警報器なし ・マイコンなし ・ヒューズガス栓なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・漏えい検知メータあり	
2016/2/1	青森県北津軽郡	漏えい	事務所 木造1階建	15:23	その他(雪害)	落雪による調整器損傷	事務所において、消費者より「ガス臭い」との連絡を受け、販売事業者が調査したところ、調整器が損傷していることを確認した。 原因は、当該事務所の屋根からの落雪により、調整器が損傷したため、ガスが漏えいしたものと推定される。	調整器 (単段式過流防止型)	I・T・O(株)	HS-38P2012年11月製造	ミライフ東日本(株)	・ガス放出防止器あり ・マイコン・Sあり ・自動ガス遮断装置なし ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	・県は、販売事業者に対し、事故報告が遅延していたため、事故が発生した際は、速やかに報告するよう口頭で指導した。 ・販売事業者は、ガスの滞留が無いことを確認後、今後の再発防止のため、配管を延長し、雪害の影響を受けない場所にメータや容器を設置した。
2016/2/2	京都府城陽市	漏えい 火災	その他(空き地)	11:00	他工事業者(家屋解体事業者)	他工事業者(家屋解体事業者)による作業ミス	集合供給の閉栓先(戸建)の宅地内において、解体事業者が、家屋の解体工事を行っていたところ、コンクリートの塊を倒し、ガス管(供給管)の立ち上がり部を数センチ、ガス管が折損しガスが漏えい、折損部から50cm程度の火が上がった。 原因は、解体事業者がコンクリート屏の解体中、誤ってガス管の立ち上がり部分を折損させ、ガスが漏えいしたが、漏えいに気付かず、電動切断機でコンクリート掘を分断したため、当該切断機の火花が漏えいしたガスに引火したものの。	ガス管(SPG)	不明	不明	伊丹産業㈱	・ガス放出防止器なし ・マイコンなし ・自動ガス遮断装置なし ・ヒューズガス栓なし ・CO警報器なし ・業務用換気警報器なし ・集中監視システムなし	・販売事業者は、集団供給の閉栓先において、他工事業者から工事の事前連絡を徹底させるため、重機作業等による事故の可能性があるガス管に工事の際は連絡を下さいとの旨を記載した札の取り付けを徹底することとした。
2016/2/3	山口県山陽小野田市	漏えい	その他(集合供給の団地)	13:15	他工事業者(水道工事業者)	他工事業者(水道工事業者)による作業ミス	集合供給の団地において、下水工事業者が道路掘削中、パワーショベルで誤ってガス管(PE20A)を損傷させ、ガスが漏えいした。 原因は、下水工事業者が、岩盤を取り除く際に、ガス管(PE20A)が見えていたにもかかわらず、手掘り挖せず、パワーショベルを使用し、誤作ミによりガス管を損傷させ、ガスが継続して漏えいした。 なお、販売事業者は、当該工事中に立ち会っていたものの、手掘りの指示は行っていなかったとのこと。	供給管(埋設部)	不明	不明	西日本液化ガス㈱	・ガス放出防止器あり ・マイコンなし ・自動ガス遮断装置なし ・ヒューズガス栓なし ・CO警報器なし ・業務用換気警報器なし ・集中監視システムあり (双方向)	・県は、販売事業者に対し、現場の立ち会いを行っている際の事故であったことから、施工中の現地確認を徹底するよう指導した。
2016/2/4	青森県青森市	漏えい	一般住宅 木造2階建	17:00	その他(雪害)	落雪によるガスメーターの損傷	一般住宅において、ガス臭に気付いた巡回中の警察官が消防と販売事業者と通報した。通報を受けた販売事業者は容器・バルブを閉めたよう依頼し出勤、調査したところガスメーターが損傷していることを確認した。原因は、当該住宅の屋根から水の塊が落下し、ガスメーターが損傷し、ガスが漏えいしたものの。	マイコンメーター S型	東洋ガスメーター(株)	STG25TMT (平成21年6月)	㈱青森ファイア	・ガス放出防止器なし ・マイコン・Sあり ・自動ガス遮断装置なし ・ヒューズガス栓あり ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	・県は、販売事業者に対し、事故発生時の報告について遅れが見られたことから、今後は早急に報告するよう指示した。 ・販売事業者は、まだ落雪のおそれがあったことから、応急措置として20Kg容器は回収し、屋内に5kg容器を設置していた。 なお、屋根雪が少なくなった段階で、元の状態に復旧することとした。

年月日	発生場所	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	販売事業者	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2016/2/5	秋田県 大館市	漏えい	一般住宅 木造2階建	1020	その他(自然落 雪)	法違反の有無	一般住宅において、消防よりガスが漏えいし、ガス臭いとの連絡を受けた当該地区の防災協議会連絡所が出動し、容器バルブを閉止、又、販売事業者も出動し確認したところ、容器周辺に氷塊と雪が散乱しており、容器と自動切替調整器の接続部が折損していたことを確認した。 原因は、当該住宅の屋根に降雪が堆積し、氷の状態となり落下し、容器と自動切替調整器を直接接続していたため、接続部に負担がかかり折損し、ガスが漏えいたったもの。	一体型自動切替式調整器	矢崎エナジーシステム(株)	AS6Z-NT-600L	カメイ(株)	・ガス放出防止器なし ・マイコンSあり ・自動ガス遮断装置(対震) ・ヒューズガス栓あり ・CO警報器なし ・業務用換気警報器なし ・集中監視システムなし	・販売事業者は、自動切替式調整器を容器に直接接続せず、両側バルブで接続することとした。又、降雪防止のためコンクリートパネルを設置した。 ・販売事業者は、消費者に対して、降雪の危険のある顧客に検討し、降雪事故防止啓発のための配送時にパンフレットを配布した。
2016/2/5	滋賀県 長浜市	漏えい・火災	一般住宅 木造2階建	9:12	一般消費者等	消費者による器具の取り扱いミス	一般住宅において、消費者がこんろを使用中、二口ガス栓の未使用側を誤って開放し、漏えいしたガスにこんろの火が引火、台所の壁を一部損傷し、当該ガス栓のツマミ部分が溶解した。 原因は、消費者が誤って二口ガス栓の未使用側を開放したが、当該ガス栓には不適切なプラスチック製のキャップが装着されていたため、ヒューズガス栓の過流出安全機構が作動しない程度の流量でガスが漏えいし、こんろの火が引火したものと推定される。 なお、ガス栓のつまみ部分が溶けたことにより、ガスの流量が増加し、マイコンメーターの増加流量遮断機能により、ガスは遮断された。	二口ヒューズガス栓	矢崎総業(株)	不明	北びわこ農業協同組合	・ガス放出防止器なし ・マイコンSあり(ガス警報器連動動作あり) ・自動ガス遮断装置なし ・ヒューズガス栓あり(作動しない) ・CO警報器なし ・業務用換気警報器なし ・集中監視システムあり(片方向)	・県は、販売事業者に対し、ガス器具の安全・安心な使用方法について、再度、消費者に周知するよう指導した。 ・販売事業者は、消費者に対し、閉栓カバーの取り付けを提案した。
2016/2/5	北海道 網走市	漏えい	共同住宅 木造1階建	1900	その他(雪害)	落雪による供給管継手部の損傷	一般住宅において、消費者よりガス臭がするとの連絡を受け、販売事業者が出動したところ、供給管の継手部が損傷し、ガスが漏えいしていることを確認した。 原因は、屋根からの落雪や氷により、供給管に荷重がかかり損傷し、ガスが漏えいたったもの。	供給管	不明	不明	山崎石油(株)	・ガス放出防止器なし ・マイコンSあり ・自動ガス遮断装置なし ・ヒューズガス栓あり(作動しない) ・CO警報器なし ・業務用換気警報器なし ・集中監視システムなし	・北海道は、販売事業者に対し、事故状況の聴取を実施するとともに、現場の写真を提出するよう指導した。 ・販売事業者は、供給管の損傷防止のため流量が当たらないように配管経路を改めた。
2016/2/8	岐阜県 山県市	漏えい	学校 鉄筋コンクリート4階建	1544	販売事業者	設備等の不備(レインキャップの離脱)に伴う劣化 <法令違反> 液石法第16条の2(基準適合義務等) 規則第19条第1項4号 パルク供給・売手設備告示第12条第1項第2号 高圧法第36条第2項 (危険時の措置及び届出)	中学校において、集中監視センターからの要請により販売事業者が出動したところ、バルク貯槽の安全弁放出口管からガスが漏えいしていた。液相配管圧力に異常は見られず、当該安全弁を閉鎖したのが漏えいが継続したため、液取り出し弁元弁にて閉鎖し、別の安全弁及び元弁を仮装着した。なお、当該安全弁放出口管のレインキャップは外れ、約0.5m離れた場所に落ちていた。 原因は、メーカーの調査結果から、安全弁シートパッキングの破損及び弁体空気抜き穴の埋めこみ部分の開通によるものであるが、当該安全弁放出口管のレインキャップが風等の揺動により外れたため、雨水が浸入、貯留し、凍結融解を繰り返したこと、安全弁弁体の空気抜き穴を塞いでいた接着剤が劣化、及び雨水の砂粒物の侵入、凍結融解による破損によるものと推定される。 (バルク貯槽2900kg×1基)	バルク貯槽	日本車両製造(株)	2135平成17年6月9日製造	ぎふ農業協同組合	・ガス放出防止器あり(作動なし) ・マイコンSなし ・自動ガス遮断装置あり(ガス警報器連動) ・ヒューズガス栓あり(作動なし) ・CO警報器なし ・業務用換気警報器なし ・集中監視システムあり(双方向)	・販売事業者に対し、事故処理報告及び集中監視システムにて異常を通知した場合、消防本部を含む関係機関に速やかに通報するよう指導した。 又、同型の安全弁の使用を禁止し、別型の安全弁及び元弁が技術上の基準に適合するように変更許可申請手続きをもって工事を完了させるとともに、完了までの間当該特定供給設備の事故配管部の使用を禁止し、併せて配置用安全弁は5年以内ごとに点検するか取り換える措置をとるよう指示した。 ・販売事業者は、レインキャップを新品と交換した。又、一時的に同型の新品と交換、又は変更許可申請により別型のものに交換するまでは、液取り出し弁からは液相配管は使用を控えることとした。
2016/2/8	埼玉県 川口市	漏えい・爆発	共同住宅 木造2階建	1505	一般消費者等	消費者による点火ミス	共同住宅において、管理会社より消費者宅で風呂釜が爆発燃焼したとの連絡を受け、販売事業者が出動したところ、BF式風呂釜のケーシングが変形していることを確認した。 原因は、消費者が当該風呂釜を使用の際、何らかの要因で煙火が点火せず、点火操作を繰り返して行ったため、機器内に未燃ガスが滞留し、点火時の火が引火したものと推定される。	風呂釜	(株)ガスター	BF式(1997年5月製造)	日本瓦斯(株)	・ガス放出防止器あり(作動なし) ・マイコンSあり(作動なし) ・自動ガス遮断装置なし ・ヒューズガス栓なし ・CO警報器なし ・業務用換気警報器なし ・集中監視システムなし	・県は、販売事業者に対し、風呂釜メーカーへ製品調査を依頼するよう指示した。 ・販売事業者は、当該風呂釜を屋外式のものへの交換を予定した。

年月日	発生場所	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	販売事業者	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2016/2/12	京都府 京都市	漏えい爆発 軽傷1名	飲食店 鉄骨造3F建	1800	一般消費者等	消費者による 点火ミス	飲食店において、従業員が焼き肉用ロースター付テールのロースターを点火したところ、炎が上がり、着席していた客1名が軽度の火傷を負った。 原因は、従業員が当該ロースターを使用の際、最初の点火では何らかの要因により着火していないかったが、そのことに気が付き、着火炎が調整つまみを半開きにしたままの状態であったため、当該ロースター内に未燃ガスが滞留、再度点火した際、漏えいしたガスに点火時の火が引火したものと推定される。 なお、販売事業者が取り付けた当該ロースター付テールの下のガス警報器は、当該飲食店により取り外されていた。	ロースター	シンボー (株)	SKRY 開放式 (1997年7月 製造)	伊丹産業㈱	・ガス放出防止器あり(作動なし) ・マイコンSBあり ・自動ガス遮断装置なし ・ヒューズガス栓なし ・CO警報器なし ・業務用換気警報器あり(鳴動なし) ・集中監視システムあり(双方向)	・府は、販売事業者に対し、ガス警報器の重要性について飲食店の従業員等に周知するよう口頭指導した。 ・販売事業者は、毎年実施している周知の際、警報器が取り外されていないかを確認し、再発防止に努めることとした。
2016/2/15	愛知県 一宮市	漏えい火災	その他(店舗) 鉄骨造1階建	6:50	一般消費者等	消費者による 器具の取り扱いミス	店舗の調理室において、店員(アルバイト)が業務用フライヤーに点火しようとしたところ、炎が上がったため、消火器で消火した。なお、炎により業務用フライヤーに接続された金属フレキシブルホースが損傷した。 原因は、事故前後、別の店員が、当該フライヤーの器具栓を完全に閉めていなかったため、器具栓部から推定0.002m ³ (2リットル)のガスが漏えいし、滞留していたガスに点火時の火が引火したものと推定される。 なお、事故当時ガス警報器は鳴動していなかった。	業務用フライヤー	株式会社サ ミニ	SF-018	大陽日酸エネ ルギー㈱	・ガス放出防止器あり ・マイコンメーターあり ・自動ガス遮断装置なし ・ヒューズガス栓あり ・CO警報器あり ・集中監視システムなし	・県は、販売事業者に対し、事故についての聞き取り調査を実施した。 ・販売事業者は、配管や器具のガス漏れ検査を実施した。
2016/2/20	群馬県 安中市	漏えい	一般住宅 木造2階建	16:17	他工事業者(建物解体工事業者)	他工事業者(建物解体工事業者)による作業ミス	戸建て住宅へ集団供給(全30戸)している地区において、解体工事業者が建物解体工事中に重機で埋設配管を掘削させ、ガスが漏えいした。 原因は、当該工事業者が、誤って埋設配管に重機を接触させたため、損傷部よりガスが漏えいしたものの、埋設配管の位置が不明瞭であった。	供給管(埋設部)	不明	ポリエチレン管	京浜燃料㈱	・ガス放出防止器あり(作動なし)	・県は、販売事業者に対し、届出が滞滞した理由の確認及び再発防止対策の聞き取りを口頭で指導した。 ・販売事業者は、埋設管の表示札等の交換を行い、また長期閉鎖中の住宅が解体される場合における関係事業者との連絡体制の構築を行った。
2016/2/29	埼玉県 越谷市	一酸化炭素中毒 (軽症1名)	飲食店 鉄骨造2階建	17:09	一般消費者等	消費者による 器具の取り扱いミス	飲食店において、従業員よりガス警報器が鳴っているとの連絡を受け、販売事業者が出動したところ、業務用換気警報器が鳴動していたこと、換気扇が作動していなかったこと、従業員1名が軽度の一酸化炭素中毒であったことを確認した。 原因は、従業員が使用していた業務用コンろが、不完全燃焼を起こしていたことに加え、ファンベルトの切断により換気扇が作動せず業務用換気警報器が鳴動したが、当該コンろを使用し続けたことにより、室内に一酸化炭素を含む排気ガスが滞留したものと推定される。 また、事故発生日より3日前に、鍋の底が抜け落ち、内容物が当該コンろに流入したが、メンテナンスが十分であったため、不完全燃焼を起こしたものと推定される。	業務用コンろ	オザキ㈱	開放式 (2014年6月 製造)	㈱サイサン	・ガス放出防止器なし ・マイコンSBあり ・自動ガス遮断装置なし ・ヒューズガス栓あり ・CO警報器あり(鳴動あり) ・業務用換気警報器あり(鳴動あり) ・集中監視システムあり(片方向)	・県は、販売事業者に対し、飲食店に設置されていたCO警報器の履歴調査、及び消費者への再周知を指示した。 ・販売事業者は、消費者に対し、調理こんろのメンテナンス及び換気扇の修繕を実施した。又、一酸化炭素中毒についての注意喚起を実施するとともに、始業前の換気扇作動の徹底を要請し、年1回以上の定期訪問による周知を実施することとした。
2016/3/3	滋賀県 甲賀市	漏えい	その他(空地)	14:15	他工事業者(水道管工事業者)	他工事業者(水道管工事業者)による作業ミス	空き地において、水道管工事業者よりガスを漏えいさせたとの連絡を受け、販売事業者が出動したところ、容器庫からの埋設供給管の引込み管(ポリエチレン管25A)よりガスが漏えいしていることを確認した。 原因は、水道管工事業者が、工事の掘削中において、重機を誤って当該引込み管を損傷させたため、ガスが漏えいしたものである。 なお、本工事の実施に際し、事前に水道管工事業者と販売事業者は、工事内容の協議及び埋設配管の試験を実施していた。 又、当該水道管工事業者は以前(平成27年4月29日)にも、同様の事故を起こしており、販売事業者も今回の事故と同じ事業者であった。	供給管(埋設部)	不明	ポリエチレン管25A	エルビ一㈱		・県は、現地での状況確認を実施した。又、販売事業者に対し、再発防止策を検討するよう指示した。

年月日	発生場所	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	販売事業者	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2016/3/5	愛媛県 伊方町	漏えい	一般住宅 鉄筋コンク リート造2階 建	13:12	販売事業者	経年による容器 底辺部の腐食	一般住宅において、近隣住民から「LPガス臭がする」との連絡を受け、消防職員及び販売事業者が出動したところ、20kg容器2本のうち1本からガスが漏えいしていることを確認した。 原因は、当該容器が長期期間放置されていたことにより、外面が腐食し2mm程度のピンホールが発生したため、住宅付近にガスが漏えいしたものと推定された。 なお、販売事業者は当該宅において、本人死亡に伴い約14～15年前にLPガスの供給を停止したもの、容器・ガスメーター等の供給設備を撤去しないまま、誤って販売台帳等から情報を削除したことにより、供給設備の点検等管理を長期間行っていないかった。	容器	不明	不明	西宇和農業 協同組合	・ガス放出防止器なし ・マイコンなし ・自動ガス遮断装置なし ・ヒューズガス栓なし ・CO警報器なし ・業務用換気警報器なし ・集中監視システムなし	・県は、販売事業者に対し、事故の概要、原因等について聞き取り調査を実施し、当該事故と同様の事例（販売台帳の記載漏れにより設置されたままの供給設備）がないかどうか早急に調査をするよう指示する共に、当該調査に係る実施時期・調査方法等を記載した計画書の提出も口頭で指示した。 又、今回の事故は、販売事業者が誤って販売台帳等から情報を削除したことが間接的な原因となっていることから、口頭で厳重に注意した。 ・販売事業者は、今回の事故と同様の事例がないかどうか、現在その調査方法・実施等について検討中。
2016/3/5	東京都足 立区	漏えい	共同住宅	14:08	他工事業者（土木工事業者）	他工事業者（土木工事業者）による作業ミス	共同住宅において、土木工事業者よりコンクリート内に埋まっていたガス管（白管）に穴をあけてしまったとの連絡を受け、販売事業者が調査したところ、パイプシャフト内埋設配管が損傷しガスが漏れ出していることを確認した。 原因は、土木工事業者が当該住宅内のはつり工事中に、誤って機器などで埋設配管に穴をあけたため、損傷部よりガスが漏れ出したもの。 （バルク貯槽980kg×1基）	配管 （埋設部）	不明	不明	河原実業（株）	・マイコンSあり	・県は、販売事業者に対し、他工事業者による工事などを実施する場合は、事前に他工事業者より連絡をさせるように口頭で指導した。
2016/3/7	宮城県 仙台市	漏えい	その他（屋 外）	10:40	他工事業者（都市ガス供給業者）	他事業者（都市ガス事業者）による工事ミス	一般住宅において、消費者よりLPガスの使用が出来ないとの連絡を受け、販売事業者が調査したところ、バルク供給設備の安全装置が作動しガスの供給が停止していることを確認した。 原因は、埋設管水道工事をしていった水道工事業者より供給管の撤去依頼を受けた都市ガス事業者が、誤って当該埋設供給管の縁切・撤去工事を行ったもの。	供給管（埋設部）	不明	不明	株ニツウロコ	・ガス放出防止器設置 （作動あり）	・県は、都市ガス事業者に対し、工事を実施する際には、埋設供給管の状況等を必ず確認することを口頭で指導した。 又、販売事業者に対し、できるだけ早くバルク供給設備の安全確認と復旧等を措置をするよう指示した。
2016/3/15	北海道 小樽市	漏えい	共同住宅 木造	7:50	その他（凍上）	凍上による集合措置（調整器とヘッドーとの接続部）の損傷	共同住宅において、住人からの通報を受けた消防が出動し、容器バルブを閉止した。消防からの連絡を受けた販売事業者が出動したところ、自動切替式調整器と集合装置のヘッドーとの接続部分より、ガスが漏えいしていることを確認した。 原因は、地面の凍上により、容器庫、横引き配管及び自動切替式調整器が押し上げられ、集合装置が建物基礎部分にアングル金具により固定されていたことから調整器と集合装置のヘッドーとの接続部分に負荷がかかり亀裂が入ったため、ガスが漏れ出したもの。	自動切替式調整器	矢崎総業（株）	矢崎総業 AS10ZA	北海道日通 ロバン販売（株）	・ガス放出防止器なし ・マイコンSあり ・自動ガス遮断装置なし ・ヒューズガス栓あり ・CO警報器なし ・業務用換気警報器なし ・集中監視システムなし	・北海道は、今後講習会等の機会を利用し、事故防止の啓発を行うこととした。 ・販売事業者は、ボンベ庫配管入口部分の開口を広げ、横引き配管のエルボ返しを2箇所にし配管に可とう性を持たせ調整器及び集合装置に直接影響がないよう施行した。又、従業員に対し、配達時や検計時に供給設備及び配管に歪み等を発見した場合は報告をさせ、担当者が現場確認し、改善が必要な場合は、速やかに措置を講ずることとした。
2016/3/17	徳島県 海部町	漏えい・爆発 軽傷1名	一般住宅 木造2階建	18:00	設備工事業者	設備工事業者の工事ミス	一般住宅において、消費者が新設したビルトインこんろのグリルを使用したところ、爆発が発生し、1名が火傷を負った。 原因は、設備工事業者が当該ビルトインこんろを設置する際、当該ビルトインこんろと短管の締め付けが不十分であったため、ガスが漏れ出し、グリル点火時の火が引火したものと推定される。 なお、当該工事業者は、ビルトインこんろの設置後、漏えい検査を行い、工具で各接続部の締め具合を確認したが、ガスの漏れいには気付かなかった。	配管	リンナイ（株）	RS31W20K1 OD-VW （2016年2月製造）	海南石油	・ガス放出防止器あり ・マイコンSあり ・自動ガス遮断装置なし ・ヒューズガス栓あり ・CO警報器なし ・業務用換気警報器なし ・集中監視システム設置なし	・県は、販売事業者に対し、設備工事を行った際は、漏えい試験を徹底して行うよう指導すると共に、再発防止策を文書にて提出するよう指導した。 又、事故の報告が遅れたことについては、今後速やかに連絡するよう指導すると共に、再発防止の実施及び社内の保安教育について徹底するよう文書により指導した。 ・販売事業者は、設備工事終了後の気密試験及び漏えい試験を自費負担にて確実に実施することを再度徹底することとした。
2016/3/17	栃木県 日光市	漏えい	飲食店 木造3F建	11:00	充てん事業者	過充てんによる容器バルブの安全弁の作動	飲食店において、50kg容器の一方の安全弁が作動しガスが漏れ出した。 原因は、ガスの充てん事業者が、容器に充てんする際、残ガス量を過少計量する不適切な充てん機を使用したため、過充てんを行ったことに加えて、当日の気温上昇により、容器内圧が上昇し、安全弁が作動したものの、 なお、当該店においては、1週間に1本の割合で容器交換を行っているが、容器交換後1時間から1時間半経過した頃に安全弁が作動した。	容器バルブ	不明	不明	イツモ高圧（株）	・ガス放出防止器なし ・マイコンSBあり（作動なし） ・自動ガス遮断装置なし ・ヒューズガス栓あり（作動なし） ・CO警報器なし ・業務用換気警報器なし ・集中監視システム設置なし	・県は、販売事業者に対し、事故の状況を速やかに報告するよう指導した。 ・販売事業者は、安全弁作動後、容器を安全な場所に移動し、容器内圧力が下がるまで放出した後バルブを開鎖した。 また、容器は当日中に卸業者に引き渡した。

年月日	発生場所	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	販売事業者	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2016/3/22	群馬県 前橋市	一酸化炭素中 毒 (疑症3名)	共同住宅 鉄骨造2階建	19:22	一般消費者等	断熱材による給 排気口の閉塞	共同住宅において、消費者がRF式給湯器を使用中、一酸化炭素が居室内に流入し、当該消費者を含む3名が軽度の一酸化炭素中毒で入院した。 原因は、消費者が、何らかの要因により住宅用断熱材が給排気口を覆った状態となった当該給湯器を使用したため、給気が阻害された不完全燃焼を起こし、また浴室や台所の換気扇使用により、室内が負圧の状態となったため、当該建物の断面より一酸化炭素を含む排気ガスが流入したものと推定される。 なお、当該機器の不具合の可能性についてメーカーと独立行政法人製品評価技術基盤機構との検証が行われているが結論は出ていない。	瞬間湯沸器(R F式)	緑ガスター	不明(製造 年月・不明)	京清燃料(株)	・ガス放出防止器あり (作動なし) ・マイコンSあり ・自動ガス遮断装置あり (対震(作動なし)) ・ヒューズガス栓なし ・CO警報器なし ・業務用換気警報器なし ・集中監視システム設置 (双方向)	・県は、販売事業者に対し、再発防止対策を講じること及び事故原因の早期報告を口頭で指導した。 ・販売事業者は、凍結防止措置を取っている建物管理者の先い出しを行い、当該管理者に対して不要な断熱材の撤去を依頼した。 また、社員に対し屋外給湯器の設置や事故対応についての再教育を加えて消費者に対し注意喚起を行った。
2016/3/25	広島県 広島市	漏えい	一般住宅 木造1階建	20:22	販売事業者	容器交換時の作業ミス	一般住宅において、周辺住民よりガス漏れの連絡を受け、販売事業者が出動したところ、容器に未接続の高圧ホースよりガスが漏れいていることを確認した。 原因は、販売事業者が、供給側の容器に高圧ホースを接続せずガスの供給を開始したため、予備側の容器からガスが流れ漏れいていたもの。	高圧ホース	不明	不明	(株)ナカガワ	・ガス放出防止器なし ・マイコンSあり ・自動ガス遮断装置あり ・ヒューズガス栓あり ・CO警報器なし ・業務用換気警報器なし ・集中監視システムなし	・県は、販売事業者に対し、来庁の上、責任者が事故発生経緯を説明することを求め、当該事故に係る周知、作業時確認の徹底を図るよう口頭で指導した。
2016/3/29	静岡県 袋井市	漏えい火災	一般住宅 木造2階建	7:50	一般消費者等	こんろと低圧 ホース(ガスコード)の接続不良	一般住宅において、消費者よりこんろ付近より火が上がって壁が焦げた。けが人は居ないが、消防署に連絡をいれたところガス会社に連絡するよう指示があった」との連絡を受け、販売事業者が出動し確認したところ、台所のガス栓、低圧ホース(ガスコード)、キッチンパネ、レンジフードに一部接続があり、ガス栓と低圧ホース(ガスコード)の接続部よりガスが漏れいていることを確認した。 原因は、消費者が当該こんろを使用の際、当該ガス栓と低圧ホース(ガスコード)の接続が、何らかの要因により不十分であったため、接続部よりガスが漏れいし、点火時の火が引いたもの。	低圧ホース(ガスコード)	不明	不明	ガスデックサー ビス(株)	・ガス放出防止器あり ・マイコンSあり ・自動ガス遮断装置あり (対震・作動なし) ・ヒューズガス栓あり ・CO警報器なし ・業務用換気警報器なし ・集中監視システムなし	
2016/4/9	広島県 庄原市	漏えい火災	共同住宅 鉄骨造	8:10	一般消費者等	消費者による未 使用末端ガス栓 の誤開放	共同住宅において、消費者がこんろを使用した際、二口ヒューズガス栓の未使用側を開放したところ、当該ガス栓付近から出火した。 原因は、消費者が、当該ガス栓の未使用側を誤って開放したが、異物混入防止のためのキャップが装着してあったため、過流出安全機構が作動しない程度の流量でガスが漏れいし、当該こんろ点火時の火が引いたもの。 (バルク貯槽490kg×1基、貯槽1トン×1基)	二口ヒューズガス栓	不明	不明	日通エネルギー 中国(株)	・ガス放出防止器なし ・マイコンSあり(作動あり) ・自動ガス遮断装置なし (ヒューズガス栓あり(作動なし)) ・CO警報器なし ・業務用換気警報器なし ・集中監視システムあり (双方向)	・販売事業者は、消費者に対し、二口ヒューズガス栓、ゴム管を交換しガス漏えい検査を実施すると共に、閉栓カバーの設置の上、未使用側ガス栓を開放しないよう周知を徹底した。
2016/4/10	神奈川県 川崎市	漏えい	飲食店 鉄筋コン クリート造 1階建	7:30	一般消費者等	消費者による器具の 取り扱いミス	飲食店において、店舗前を通行していた一般人より「ガス臭気がある」との連絡を警察から受け、消防及び販売事業者が出動したところ、たこ焼き器の器具栓が完全に閉まっていなかったことを確認した。 原因は、たこ焼き器の器具栓が完全に閉まっていなかったため、ガスが漏れいしたものである。	業務用たこ焼き器	不明 (製造年月 日 2011年1月)	不明	JA全農かなが わ	・ガス放出防止器あり (作動なし) ・マイコンEBあり(作動なし) ・自動ガス遮断装置あり (対震・作動なし) ・ヒューズガス栓あり(作動なし) ・CO警報器なし ・業務用換気警報器なし ・集中監視システムあり (双方向)	・販売事業者は、店舗責任者に対し、事故当日には、自己記圧力計による測定で漏れがないことを確認したチャート紙へのサインを依頼し注意喚起をするともに、翌日も、使用状況・発生状況確認及びガス器具使用の再注意喚起のため業務用周知チラシを配布した。
2016/4/18	岡山県 倉敷市	漏えい	共同住宅 木造	10:30	他工事業者(下水道工事業者)	他工事業者による作業ミス	共同住宅において、下水道工事業者が、敷地内のコンクリート部を掘削中に、使用していたパツリ機により、埋設管(PE管25A)を損傷させガスが漏れいた。 原因は、当該工事業者が敷地内の埋設管を認識していなかったことにより、誤って損傷させたもの。 なお、当該建物管理会社から工事に係る連絡はなかった。 (バルク貯槽298kg×1基)	供給管(埋設部)	不明	ポリエチレン管25A (製造年月・不明)	伊藤忠エネクス ホームライフ 西日本(株)	・ガス放出防止器なし ・マイコンなし ・自動ガス遮断装置なし ・ヒューズガス栓なし ・CO警報器なし ・業務用換気警報器なし ・集中監視システムなし	・販売事業者は、工事完了後気密試験を実施し、漏れがないことを確認すると共に、その後、共同住宅の各戸を訪問して点検確認をした。 又、建物管理会社に対し、工事について事前連絡等の徹底を依頼した。

年月日	発生場所	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	販売事業者	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2016/4/28	北海道 札幌市	漏えい	共同住宅(その他店舗) 鉄筋コンクリート造3階 建	21:30	一般消費者等	消費者による器具 具の不完全閉 止	共同住宅において、住民より「漏えいしたところガス臭を感じた」との連絡を受け、消防及び販売事業者が出動したところ、当該住宅の1階・店舗(飲食店)のマイコンメーターがBFR(圧力微小漏えい警告)を表示しており、当該店舗は既に閉店していたが、ガスが使用中であることを確認した。 原因は、当該店舗の従業員が、厨房内の業務用ガステーブル(4口)の1ヶ所のバーナーのつまみを閉め忘れて開放状態にしていたため、ガスが漏えいしたものの、ガス警報器は、当該店舗の従業員により取り外されていなかったため未設置であった。 (バルク貯槽 498kg × 1基)	業務用レンジ	タニコー (株)	T1222 (製造年月: 2000年12 月)	北海道エナジ ティック(株)	・ガス放出防止器なし ・マイコンSBあり ・ヒューズガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・業務用換気警報器なし ・集中監視システムなし	・販売事業者は、店舗従業員に対し、閉店後のガス栓閉止の確認を依頼した。 ・店舗内のメイン管にボールガス栓を設置し、店舗従業員が帰宅する際に閉栓してもらい、二重での安全対策をとるとともに、電話回線による監視や、ガス警報器をメーター運動にする等の安全対策の検討も実施することとした。
2016/5/9	福岡県 福岡市	漏えい	共同住宅 木造2階建	17:00	他工事業者(水道工事業者)	他工事業者(水道工事業者)による作業ミス	共同住宅において、消費者より「ガスが出ない」との連絡を受け、販売事業者が調査したところ、配管埋設部からガスが漏えいしていることを確認した。 原因は、当該配管付近にサンダーの使用及びコンクリート埋戻しの形跡が確認されたことから、水道工事業者が、工事を行った際、誤って当該配管を損傷させたものと推定される。 事故当日の朝までガスでの使用なお、消費者によると、事故当日の使用出来なくなっていたこと。 また、日中、水道工事が行われていたとのこと。 (バルク貯槽 495kg × 1基)	配管 (埋設部)	不明	不明	(株)因幡燃料 商会	・ガス放出防止器あり ・マイコンSあり(作動あり) ・ヒューズガス遮断装置あり ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	・県は、販売事業者に対し、報告遅延に関する指導及び再発防止の指示を行った。 ・販売事業者は、埋設配管を露出配管として復旧した。
2016/5/10	東京都八 王子市	漏えい爆発	一般住宅 木造	21:44	一般消費者等	消費者による点火 ミス	一般住宅において、消費者より「風呂釜を点火したら異常音が出たので調べて欲しい」との連絡を受け、販売事業者が調査したところ、BF式風呂釜の左右面パネルが損傷していることを確認した。 原因は、消費者が当該風呂釜を使用の際、何らかの要因により種火が点火せず、点火操作を繰返し行ったため、機器内に未燃ガスが滞留し、点火時の火が引火したものと推定される。	風呂釜	(株)長府製 作所	BF式 (1997年5月 製造)	日本瓦斯(株)	・ガス放出防止器なし ・マイコンSあり(作動しない) ・自動ガス遮断装置なし ・ヒューズガス遮断装置あり ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	・販売事業者は、当該風呂釜の接続を外してガス栓にプラグ止めを施し使用禁止すると共に、BF式給湯器に交換した。
2016/5/11	静岡県静 岡市	漏えい	共同住宅 鉄骨造2階建	11:30	他工事業者(水道工事業者)	他工事業者(水道工事業者)による作業ミス	共同住宅において、水道工事業者が水道メーター交換作業中に、ガスが漏えいした。 原因は、水道工事業者が当該埋設配管を認識していなかったことにより、誤ってカッターで埋設供給管を損傷させたもの。 なお、販売事業者によると、水道工事業者から工事前の確認はなかったとのこと。	供給管 (埋設部)	日立金属	プラスチック ク被膜鋼管 (PLS-25A)	イフタニ静岡 (株)	・ガス放出防止器あり (作動しない) ・マイコンSあり(作動しない) ・自動ガス遮断装置なし ・ヒューズガス遮断装置あり(作動しない) ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	・販売事業者は、他工事業者(水道工事業者)に対し、施工前の事前打ち合わせ等の実施を要請した。
2016/5/12	神奈川県 足柄市	漏えい爆発	共同住宅 木造造2階建	19:15	一般消費者等	消費者による点火 ミス	共同住宅において、オーナーより「部屋の風呂釜が爆発した」との連絡を受け、販売事業者が調査したところ、BF式風呂釜のケーシング前面及び側面が変形していることを確認した。 原因は、消費者が当該風呂釜を使用の際、何らかの要因で口火が点火せず、点火操作を繰返し行ったため、機器内に未燃ガスが滞留し、点火時の火が引火したものと推定される。	風呂釜	(株)ノーリツ	BF式 (2000年12 月製造)	日本瓦斯(株)	・ガス放出防止器あり (作動なし) ・マイコンSあり(作動なし) ・自動ガス遮断装置なし ・ヒューズガス遮断装置あり ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	・販売事業者は、消費者に対し、当該風呂釜の即日使用禁止を伝えると共に、メーカーへの調査を依頼し、BF式給湯付風呂釜への変更を実施した。

年月日	発生場所	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	販売事業者	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2016/5/13	広島県 広島市	漏えい	事務所 鉄筋コンク リート造 4階建	15:52	販売事業者	供給管の腐食・劣化	事務所において、近隣住人より「窓を開けると隣のビルよりガス臭がする」との連絡を受け、販売事業者が調査したところ、供給管にガスの漏えいがあることを確認した。 原因は、当該供給管の埋設部(コンクリート土間打ち、若しくは隠ぺい部の供給管が経年劣化により腐食していたものと推定される。	供給管 (埋設・隠ぺい部)	不明	不明	広島ガス可部販売(株)	・ガス放出防止器なし ・マイコンSあり ・自動ガス遮断装置あり(対震) ・ヒューズガス栓あり ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	・販売事業者は、当該埋設管から露出配管への交換を実施すると共に、他の経年管についても交換を徹底することとした。
2016/5/20	埼玉県 日高市	漏えい・爆発 軽傷1名	その他(作業場) 木造造(階建)	13:00	一般消費者等	消費者による器具の取り扱いミス ＜液化石油ガス法＞ 第14条 第16条第2項 第27条第2号及び第3号 第81条	作業場において、消費者が業務用二重巻こんろに、質量販売で購入した10kg容器を接続して使用中、一旦ガス栓を閉めた際に燃焼し、軽傷を負い、ガス、建具及びドアが損傷した。 原因は、消費者が一旦火を止めようとガス栓を閉めた際、完全に閉めていなかったためガスが漏えいしていたが、その状態で再度点火したため、当該こんろ周辺に滞留していたガスに点火時の火が引火したものの。(質量販売10kg×1本)	業務用こんろ	不明	不明	(有)山岸屋商店	・ガス放出防止器なし ・マイコンなし ・自動ガス遮断装置なし ・ヒューズガス栓なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	・県は、販売事業者に対し、事故に至った経緯について事情徴収を行うとともに、指導票を用いて文書指導を行った。 ・販売事業者は、消費者より事故情報の収集を行うと共に、原因や負傷者等を確認した。 また、県に対して、質量販売における改善計画書を提出した。
2016/5/25	宮城県 気仙沼市	漏えい	一般住宅 木造	6:44	一般消費者等	消費者による供給管の取り扱い不備	一般住宅において、消費者が敷地内の除草作業中、埋設供給管からガスが漏えいした。 原因は、消費者が、埋設供給管の表示杭に十分注意を払わず、地中から出ていた植物の根をつるはしで除去する際、当該供給管を直撃し損傷させガスが漏えいしたものの。 なお、平成10年に、販売時事業者による当該埋設管についての説明はあったものの、経年により雑草が繁殖し、表示杭は確認出来ない状態となっていた。	ポリエチレン管 (口径25mm・埋設部)	三井化学産業(株)	不明	気仙沼市ガス	・ガス放出防止器なし ・マイコンあり ・自動ガス遮断装置なし ・ヒューズガス栓なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	・県は、販売事業者に対し、埋設管に関する周知を行う等、再発防止策を検討・実施するよう指導した。 ・販売事業者は、当該消費者立会いのもと、埋設管の位置を再確認すると共に、チラシやパンフレット配布による注意喚起を徹底した。
2016/5/26	東京都 江戸川区	漏えい	共同住宅	9:40	他工事業者(水道工事業者)	他工事業者(水道工事業者)による作業ミス	共同住宅において、水道工事業者より「埋設ガス管を傷つけてしまった」との連絡を受け、販売事業者がバルブの閉鎖を依頼し、現場へ出動し、ガス管を修理した。 原因は、水道工事業者が下水工事中に誤って埋設供給管を損傷させたもの。 (バルク貯槽 980kg×1基)	供給管 (埋設部)	不明	不明	ミライフ(株)		・販売事業者は損傷配管の修繕を行った。
2016/5/28	佐賀県 小城市	漏えい	その他(養護施設) 鉄筋コンク リート造 2階建	14:50	販売事業者	経年による機器等の腐食・劣化	養護施設において、職員より「ガス臭い」との連絡を受け、販売事業者が調査したところ、バルク貯槽プロテクター内にある圧力計の接続部、氧化器への高圧配管にある圧力計の接続部、氧化器の気相供給パイプの接続部より、ガスが漏えいしていることを確認した。 原因は、圧力計の接続部の2ヶ所については、バルブの経年劣化によるもの、氧化器の気相供給パイプの接続部については、長期の震動等によるネットの緩みによるものと推定される。	①その他機器 (圧力計) ②その他(継手部)	①長野計器(圧力計)プロテクター内) ②(株)草場計器製作所(圧力計(高圧配管部)) ③不明(継手部)	①GS-51-231 (製造年月日2003年1月9日) ②02311336 (製造年月日不明) ③不明	(株)Uライフサポート佐賀	・ガス放出防止器あり(作動なし) ・マイコンSBあり ・自動ガス遮断装置あり(ガス警報器連動) ・ヒューズガス栓あり(作動なし) ・CO警報器なし ・集中監視システムあり(双方向)	・県は、販売事業者に対し、液化石油ガス設備工事の届出の資料と設置設備に相違があるため、実施に則した図面を作成する様、口頭で指導した。 また、施行完了時に、再発防止のための二重チェック及び機器の期限管理と充てん時や定期点検時の徹底を図るよう口頭で指導した。 ・販売事業者は、設置資料の修正をすると共に、設備の更新期限についても徹底管理することとした。
2016/5/30	新潟県 村上市	漏えい	一般住宅 木造	14:30	他工事業者(解体工事業者)	他工事業者(解体工事業者)による作業ミス	一般住宅において、解体工事業者が、集団供給設備に隣接する家屋の解体作業中に、埋設供給管を損傷させ、ガスが漏えいした。 原因は、当該集団供給設備を停止し個別供給とする際、当該家屋の敷地内の埋設部で切り離したため、埋設供給管が残っていたが、解体工事業者は認識しておらず、誤って重機等で当該供給管を損傷させたため、損傷部よりガスが漏えいしたものの。	供給管 (埋設部)	不明	不明	新プロ産業(株)	・ガス放出防止器あり ・マイコンSあり(作動なし) ・自動ガス遮断装置なし ・ヒューズガス栓あり(作動なし) ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	・販売事業者は、敷地内の埋設管を撤去した。

年月日	発生場所	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	販売事業者	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2016/6/4	東京都 大田区	漏えい爆発・火 災 軽傷2名	飲食店 その他(露 店)	14:42	一般消費者等	消費者による器 具の取扱いミス	露店のお好み焼き店において、女性が燃焼器具で調 理していたところ、当該器具からホースが外れガスが 漏えいし、当該器具の火気が引火した。その際、周辺 のダンボールや当該女性の衣服に引火し火傷を負っ た。また、当該店舗に居た男性も手に軽度の火傷を 負った。 原因は、当該器具と当該ホースが接続不良であつたも のと推定されるが、当該女性及び男性の行方が分か らないため詳細は不明。 なお、当該女性が調理している際、当該男性が、当該 ホースに足を引っ掛け接続が外れたとの情報もある。 また、消防の調査以前に、販売事業者が、当該器具を 引き取りに来た者に渡しに渡したため、販売事業者も不明。	ゴム管	不明	不明	不明	・ガス放出防止器設置不 明 ・マイコンなし ・自動ガス遮断装置なし ・ヒューズガス栓なし ・CO警報器なし ・業務用換気警報器なし ・集中監視システムなし	・警察署において調査を行ったが、所管消防署が容器を 引き取りに来た男性に引き渡してしまつたこと及び当事 者の所在が確認できないことから、販売事業者を確認で きなかった。そのため県は、所轄警察署、消防署に対し、 同様のケースにおいて容器引き渡し前に都に通報するよ う依頼した。
2016/6/11	埼玉県 上尾市	漏えい	一般住宅 木造2階建	11:30	器具メーカー	器具メーカーの 製作ミス ＜液化石油ガス 法＞ 第16条の2 第46条	一般住宅において、消費者よりガス容器付近で破裂 音とガス臭がするとの通報を受け、販売事業者が調 査したところ、簡易型集合装置の集合管部よりガスが 漏えいしていることを確認した。 原因は、調整器メーカーによる、集合管の製造過程 である溶接工程において、管材の洗浄不足により溶 接不良となる不適合品が発生し、継手と集合管の溶 接部分からガスが漏えいしたものである。	簡易型集合装 置	富士工器 (株)	HE4-8 (2015年11 月製造)	伊藤忠エネ クスホームライフ 関東(株)	・ガス放出防止器あり(作 動なし) ・マイコンあり(作動なし) ・自動ガス遮断装置あり ・ヒューズガス栓なし ・CO警報器なし ・業務用換気警報器なし ・集中監視システムなし	・県は、販売事業者に対し、情報収集を行うとともに、原 因調査の実施及び事故原因の同製品についてすべて交換す ることを口頭で指導した。 ・販売事業者は、メーカーによる事故原因の報告を受け、 県に事故原因を提出すると共に、過去に埼玉県内に設置し た、事故原因同製品については、メーカー等によりすべ て交換作業が完了したことを確認した。
2016/6/15	福岡県 筑紫野市	漏えい	一般住宅 木造2階建	15:00	販売事業者	経年による容器 底部部の腐食	一般住宅において、住民よりガス臭があり、敷地内 の納屋に設置されていた2本立ての容器のうち50kg容器 からガスが漏えいしているとの通報を受け、販売事 業者が出動したところ、ガスの漏えいを確認したため、 火気等の無い安全な場所でガスの大気放出を行っ た。 原因は、当該容器は、以前に敷地内で行われた民家 建築の際、当該住民が仮住まいをしていた納屋に設 置された供給設備であり、仮住まいを移転した後も、 撤去されず長年屋外に放置されていたため、容器下 部の腐食によりピンホールからガスが漏えいしたも のと推定される。 なお、容器の放置期間については不明(容器に表示さ れている有効期限は平成4年)。所有者名は事業譲渡 を受けた元の販売所によるものであるが、当該容器に ついては承継時に引継ぎがなされていなかった。	容器	不明	HWT47046 (1984年11 月製造)	福岡ライフエナ ジー(株)	・ガス放出防止器なし ・マイコンN型あり(作動な し) ・自動ガス遮断装置あり (対震)(作動なし) ・ヒューズガス栓あり(作 動なし) ・CO警報器なし ・業務用換気警報器なし ・集中監視システムなし	・県は、販売事業者が今回の事故を発生より1週間後に 消防へ通報していたことに対し、被害者の有無にかかわ らず、事故としての認識を持ち、速やかに通報すること及 び施設全体の腐食状況等を確認し、事故防止を計るよう 口頭で指導した。 ・販売事業者は、検査機関による当該事故の原因究明 と、設備の更新を検討することとした。
2016/6/15	新潟県 柏崎市	漏えい	その他(店 舗) 鉄筋コンク リート造	9:30	販売事業者	供給管の腐食	特定供給管設置内において、販売事業者が管刈り作 業をしていた際、ガス臭に気づき調査したところ、貯槽 (2.5t)の元弁下の払出供給管よりガスが漏えいしてい ることを確認した。 原因は、当該供給管の塗装が剥がれていた箇所にお いて、著しい腐食により減肉したことにより、腐食部よ りガスが漏えいしたものである。 (貯槽2.5t×1基)	供給管	日本鋼管	STPG38SC H40	中村石油(株)	・ガス放出防止器なし ・マイコンなし ・自動ガス遮断装置あり (対震)(作動なし) ・ヒューズガス栓あり(作 動なし) ・CO警報器なし ・業務用換気警報器なし ・集中監視システムなし	販売事業者は、ガス配管工事業者に対し、工事の完成と 気密、漏えい試験の実施の実施を指示した。
2016/6/17	神奈川県 川崎市	漏えい爆発 軽傷1名	一般住宅 木造2階建	17:45	販売事業者	販売事業者によ る作業ミス (消費設備の点 検ミス)	長期空家の一般住宅において、ガス再供給のための 配管工事中、給湯器の点火試験を実施したところ、周 辺のビルトインこんろ下のキャビネット内よりガスが漏 えいし、爆発。当該キャビネット内が焦損した。 原因は、販売事業者が施工途中であった配管を見 て、当該ビルトインこんろも接続完了しているものと思 い込み、漏えい及び気密試験を実施せずに、当該給 湯器の点火試験をしたため、当該ビルトインこんろ下 のキャビネット内で、また未接続であったフレキ管の隙 間よりガスが漏えいし、点火時の火が引火したものの。	配管用フレキ管	フジクラ	10A	伊藤忠エネ クスホームライフ 関東(株)	・ガス放出防止器なし ・マイコンなし ・自動ガス遮断装置なし ・ヒューズガス栓なし ・CO警報器なし ・業務用換気警報器なし ・集中監視システムなし	

年月日	発生場所	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	販売事業者	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2016/6/17	千葉県 船橋市	漏えい爆発 軽傷1名	飲食店 鉄骨造2階建	13:00	一般消費者等	消費者の器具の 取扱い	飲食店において、従業員が業務用こんろの使用時、うまく点火できなかったため、一旦その場を離れ、他の従業員により重点点火を行った際、爆発し、顔と手に軽度の火傷を負った。 原因は、従業員が業務用こんろを使用の際、何らかの要因により点火しなかったため、器具を閉めた状態で、その場を一旦離れたことで機器内に未燃ガスが滞留していた状態となり、その状態で、他の従業員が点火したため、点火時の火が引火したものの。	業務用こんろ	(株)マルゼン	開放式 (2016年5月製造)	日本瓦斯(株)	・ガス放出防止器あり ・マイコンS断装置なし ・自動ガス遮断装置なし ・ヒューズガス栓あり ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	・県は、販売事業者に対し、事故に関する情報収集を実施した。 ・販売事業者は、飲食店責任者に対し、業務用燃焼器に関する注意事項を記載した周知パンフレットを渡すとともに、注意喚起を徹底した。 また、容器は当日中に卸業者に引き渡した。
2016/6/19	東京都 日野市	漏えい爆発・火災 重傷1名・軽傷1名	共同住宅 鉄筋コンクリート造9階建	11:00	不明	不明	共同住宅において、消防より火災の連絡を受け、販売事業者が出動したところ、火災は鎮火され分岐バルブで閉止されていた。容器バルブを閉止した後、出火元である702号のバypassバルブにおいて、取り外されたメーターガス栓のハンドル、テープ巻きされたメーターガス栓、溶解したガスメーターを確認した。 なお、当該住宅は、出火元である部屋が全焼したものの、他の部屋への延焼は無かった。 又、住人1名が緊急搬送され重傷、他の住人1名が軽傷を負ったこと、爆風や消火活動により破損した窓ガラスが飛散し駐車場の車面に傷がついたことを確認した。 原因は、警察による調査のため不明。	不明	不明	不明	日本瓦斯(株)	・ガス放出防止器なし ・マイコンメーターSあり ・ガスS断装置なし (作動不明) ・自動ガス遮断装置なし ・ヒューズガス栓あり ・業務用換気警報器なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	・都は販売事業者に対し、引き続き警察等から情報収集に努めるよう口頭で依頼した。 ・販売事業者は、事故当日、当該建物の全戸において漏えい検査を実施し異等がないことを確認した。 また、ガス警報器未設置の入居者に対し、ガス警報器の取付けを実施すると共に、全入居者に対し、ガス設備に少しでも異常を感じた場合には、直ちに販売事業者へ連絡するよう要請した。
2016/6/20	千葉県 鴨川市	漏えい火災	共同住宅 木造2階建	16:30	不明	経年及び設置環境不良による劣化・腐食	保養所において、消費者が入浴の際、プレーカーが落ち給湯出来なくなつたため漏電プレーカーを復旧させたが、その後、焦げた臭気を感じ、外壁に設置されたRF式給湯器から出火していた。 原因は、消防、販売事業者、製造メーカーの3者合同調査によると、当該給湯器は、保養所に設置しており、主な利用は夏と冬であったことから、経年及び設置環境の不良による腐食劣化等の要因により、機器内部の元ガス電線并手前のバypass部より、ガスが漏えいし、何らかの着火源により、引火したものと推定される。	給湯器	パーバス(株)	RF式 (2013年8月製造)	イワタニ関東(株)	・ガス放出防止器あり ・マイコンメーター(あり) (作動なし) ・自動ガス遮断装置あり (対震/ガス栓あり) ・ヒューズガス栓あり ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	・県は、販売事業者及び消防から情報収集を行うと共に、事故発生報告及び事故届出の提出を指示した。 また、販売事業者に対し、特定消費設備による事故が発生した場合は速やかに通報すること及び定期消費設備調査を確実に履行し、消費設備の技術上の基準に適合のうえ維持できるよう監督すること口頭で指導した。 ・販売事業者は、当該消費者に対し、消費設備及び配管の漏えい検査を実施し、給湯器内部の漏えい箇所を確認すると共に、事故のあった給湯器の交換を実施した。また、保養所内の一般消費者に対し、閉栓中の給湯器については、早急に交換し、閉栓中の給湯器については、閉栓時に給湯器を交換するよう働きかけたこととした。
2016/6/21	京都府 与謝郡	漏えい	一般住宅 木造2階建	20:10	他工事業者(解体工事業者)	他工事業者(解体工事業者)による作業ミス	一般住宅において、住民よりガスが使えないなどの連絡を受け、販売事業者が出動したところ、ガス臭がありガスの漏えいを確認した。 原因は、解体工事業者が、当該住宅に隣接する家屋の解体工事の際、誤って重機を埋設配管(解体敷地内(小規模連管供給の開栓先の区画)の立ち上がり管(裾置銅管)の部分)に接触し損傷させたため、損傷部よりガスが漏えいしたものの。 なお、確認したのが夜間であったため埋設配管の損傷状況が確認出来なかったことから、供給先10戸を停止し、各戸に20kg容器を設置、仮設供給を開始し、仮設供給は、当該供給管の復旧作業を完了した時点で、すべて撤去した。	配管(埋設部)	不明	不明	丹後瓦斯(株)	・ガス放出防止器なし ・マイコンなし ・自動ガス遮断装置なし ・ヒューズガス栓なし ・CO警報器なし ・業務用換気警報器なし ・集中監視システムなし	・京都府は、販売事業者に対し、事故届を提出するよう指示した。 ・販売事業者は、他工事業者に対し、事前に既存ガスの周知及び下請け業者への連絡の徹底を実施すると共に、定期的な巡回活動を行い、現場確認を実施することとした。
2016/6/21	福井県 あわら市	漏えい	その他(葬) 鉄筋コンクリート造4階建	0:00	販売事業者	機器の経年による腐食 ＜液化石油ガス法＞ 第27条第1項(保安業務の未実施)	社員寮において、消費者よりガス臭がするとの連絡を向け、消防及び保安機関が出動したところ、埋設配管よりガスが漏えいしていることを確認した。 原因は、当該埋設管の防食テープを巻く際に、異物混入等したことにより一部はがれていたため、そこから腐食が進行し、ピンホール程度の穴が開き、ガスが漏えいたものと推定される。	供給管 (埋設部)	不明	不明	(有)佐々木弥一郎商店	・ガス放出防止器なし ・マイコンメーターあり ・自動ガス遮断装置なし ・ヒューズガス栓あり ・CO警報器なし ・業務用換気警報器なし ・集中監視システムなし	・県は、販売事業者に対し、当該施設に関して定期供給設備点検・定期消費設備調査の実施期限を超過していたため、早急に実施し改善報告書を提出するよう口頭で指導した。 また、その他の供給先についても、確実な法定検査の実施及び容器交換時検針時のガス漏えい表示確認を徹底するよう指導した。 ・販売事業者は、当該施設の管理者と協議の上、新たに漏えい検知装置を設置することとした。 また、その他の埋設管物件について、容器交換時等供給設備点検の実施を徹底し、ガス漏えい表示の確認、管理を徹底することとした。

年月日	発生場所	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	販売事業者	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2016/6/22	埼玉県 深谷市	漏えい爆発 軽傷1名	一般住宅 木造1階建	18:42	一般消費者等	未使用末端ガス 栓の誤開放	一般住宅において、消防よりガス爆発があったとの連絡を受け、販売事業者が出動したところ、台所のコンロ及び二口ヒューズガス栓付近が焦げていることを確認した。 原因は、消防によると、消費者が当該コンロを使用した際、誤って未使用前の当該ガス栓を開放したが、装着されていたキャップが不適切であったため、顔面から逆流出安全機構が作動しない程度の流量でガスが漏えいし、点火時の火が引火したものと推定される。	ヒューズガス栓 (2口)	(株)桂精機 製作所	KG-31	日本瓦斯(株)	・ガス放出防止器あり(作動なし) ・マイコンSあり(作動なし) ・自動ガス遮断装置なし ・ヒューズガス栓あり(作動なし) ・CO警報器なし ・業務用換気警報器なし ・集中監視システムなし	・県は、販売事業者に対し、事故の調査収集を行うと共に、原因調査の実施及び事故届の提出を指示した。 ・販売事業者は、メーカーから提出された二口ヒューズガス栓の調査結果を確認した。
2016/7/2	北海道 札幌市	漏えい	一般住宅 木造2階建	20:30	不明	不明	一般住宅において、消費者より「屋外にあるエコジョーエス付近からガス臭を感じた」との通報を受け、販売事業者が調査したところ、低圧配管用継手金属製フレキシブルホースからガスが漏えいしていることを確認した。 原因は、当該フレキシブルホースが、何らかの要因により外面から腐食し貫通孔が発生したため、ガスが漏えいしたものである。 (バルク貯槽150kg×1基)	低圧配管用継手付金属製フレキシブルホース	(株)ライフサク ライ	F110(20A)		・ガス放出防止器あり ・マイコンSあり(作動あり) ・自動ガス遮断装置なし ・ヒューズガス栓あり ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	・北海道は、販売事業者に対し、事故の調査及び事故届の報告について口頭で指示し、立入検査を実施する予定。また、バルク貯槽の設置に係る保安物件との距離が不十分(＜液化石油ガス法＞第16条の2第1項(供給設備の技術上の基準等)、＜液化石油ガス施行規則＞第19条3号ロ)であることから早急に是正すると共に、他のバルク供給先の設置状況を再確認し、技術上の基準に適合しないものがある場合についても早急に是正するよう口頭で指導した。 ・販売事業者は、当該フレキシブルホースの交換をすると共に、メーカーに対し、漏えいした原因調査を依頼した。
2016/7/3	埼玉県 川越市	漏えい爆発	一般住宅 木造1階建	15:30	一般消費者等	消費者による点火 ミス	一般住宅において、BF式風呂釜が変形していることを確認した。 原因は、消費者が当該風呂釜を使用の際、何らかの要因により種火が点火せず、点火操作を繰り返したため、機器内に未燃ガスが溜留し、点火時の火が引火したものと推定される。 (バルク貯槽150kg×1基)	風呂釜	(株)タイハイ	BF式-HH DPS-101B (2015年9月製造)	武州産業(株)	・ガス放出防止器なし ・マイコンあり(作動なし) ・自動ガス遮断装置あり(作動なし) ・ヒューズガス栓あり(作動なし) ・CO警報器なし ・業務用換気警報器なし ・集中監視システムなし	・県は、販売事業者に対し、情報収集を行うとともに、原因調査の実施及び事故届の提出を指示した。 ・販売事業者は、BF式給湯器への変更を要すると共に、風呂釜メーカーより事故調査報告書を受領し、事故届を提出した。
2016/7/4	山形県 山形市	漏えい爆発 軽傷1名	学校 鉄筋コンクリート造2階建	9:30	一般消費者等	消費者による点火 ミス	学校において、従業員が、業務用湯沸器の種火に点火しようとしたところ、小規模の爆発が起こり、当該従業員が手に火傷を負った。 原因は、当該従業員が、当該湯沸器使用の際、点火機が不良であったため点火不良の状態となり、点火操作を繰り返したことで、機器内に未燃ガスが溜留し、点火時の火が引火したものである。	業務用湯沸器	サンウエーブ	PTS-60 (1995年1月製造)	山形ガス燃料 (株)	・ガス放出防止器なし ・マイコンメーターSあり(作動なし) ・ヒューズガス栓あり(作動なし) ・自動ガス遮断装置なし ・自動ガス遮断装置なし ・業務用換気警報器なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	・県は、販売事業者に対し、聴取を行うと共に事故届を提出すること及び事故のあった消費者にガス器具の取扱いについて教示するよう口頭で指導した。 ・販売事業者は、消費者に対し、業務用周知文書を用いて、ガス の性質及び機器の取扱い操作を現場にて指導した。
2016/7/7	栃木県 足利市	漏えい火災	飲食店 鉄骨造1階建	15:30	一般消費者等	配管の腐食	飲食店において、従業員が業務用ゆでめん器を使用していたところ、ガスが漏えいし引火したため、当該従業員が消火し、ガス栓を閉止した。 原因は、当該ゆでめん器に接続された配管に、経年劣化による腐食が発生し亀裂が生じたため、亀裂部よりガスが漏えいし、点火時の火が引火したものである。 なお、当該配管は、塩分を含んだお湯がかかっている位置に設置されていた。 (バルク貯槽980kg×1基)	配管	不明	不明	東京ガスエネルギー(株)	・ガス放出防止器あり ・マイコンSあり(作動なし) ・自動ガス遮断装置なし ・ヒューズガス栓あり(作動なし) ・CO警報器あり ・集中監視システムあり(片方向)	・県は、販売事業者に対し、人身・物損の被害がないことを確認すると共に、事故の状況を調査し速やかに報告するよう指示した。 ・販売事業者は、当該飲食店において、今後、配管経路を見直し、直接湯さりのお湯がかからない位置に燃焼器具の配置変更を実施することとした。 なお、熱湯に近いポリエチレン管の使用については、配置変更が困難であるため、銅管による施工後、防錆塗装を2回塗りとして防食処置を講ずることとした。 また、当該機器付近で有効と思われる位置にガス漏れ検知器を複数設置することとした。
2016/7/8	神奈川県 川崎市	漏えい	一般住宅 木造2階建	13:00	販売事業者	メーター交換作業ミス ＜液化石油ガス法施行規則＞第18条第10号	一般住宅において、近隣住民よりガス臭がするとの連絡を受け、販売事業者が出動したところ、メーターユニオン部からガスが漏えいしていることを確認した。 原因は、販売事業者が、事故前日のメーター交換の際、ゴムパッキンの取り替えを確実に行っていないかったため、接続不良となりガスが漏えいたものである。なお、メーター交換工事施工後の漏えい試験は、実施されていないかった。	ガスメーター (メーターユニオン)	東洋ガスメーター(株)	STG25MT	早川燃料店	・ガス放出防止器なし ・マイコンメーターSあり(作動なし) ・自動ガス遮断装置なし ・ヒューズガス栓あり(作動なし) ・CO警報器なし ・業務用換気警報器なし ・集中監視システムなし	・県は、販売事業者に対し、メーター交換時の漏えい試験等を確実に行うよう口頭で指導した。 ・販売事業者は、メーターユニオン部のゴムパッキンの交換及び作業終了後に自己圧力計とガス検知器によるガス漏えい試験を実施した。

年月日	発生場所	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	販売事業者	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2016/7/17	鹿児島県 霧島市	漏えい	飲食店 木造1階建	4:30	一般消費者等	消費者による器具 具栓の不完全閉 止	飲食店において、従業員より「異臭がありガス警報器が鳴動している」との連絡があり、消防及び販売事業者が出動したところ、ガスガスメーターによるガス警報器連動遮断により、ガスは遮断されていた。 原因は、当該店の従業員が、無煙ロースターの器具栓を閉め忘れたため、ガスが漏えいしたものの。	無煙ロースター	山岡金属工業	開放式 (1997年11月製造)	イワタニ鹿児島(株)	・ガス放出防止器あり(作動なし) ・マイコンEBあり(作動あり) ・自動ガス遮断装置あり(ガス漏れ警報器連動) ・ヒューズガス栓あり(作動なし) ・CO警報器あり(作動なし) ・業務用換気警報器あり(作動なし) ・集中監視システムなし	・県は、販売事業者に対し、事故の原因確定と防止対策を早急に行うよう指示した。 ・販売事業者は、当該飲食店に対し、ガス機器の取り扱いについて周知した。
2016/7/17	静岡県 下田市	漏えい爆発 軽傷1名	飲食店 木造2階建	12:00	一般消費者等	消費者による点火 ミス	飲食店において、従業員が業務用オーブンの点火しようとしていたところ、爆発し、当該従業員1名が軽度の火傷を負った。 原因は、当該オーブンの使用時、従業員が、誤った順番での点火操作をしたことにより、当該オーブン庫内に未燃ガスが滞留し、点火時の火が引火したものの。 なお、飲食店によると、当該従業員は、事故当日初めて作業に携わったとのこと。	業務用オーブンの配管(埋設部)	不明	開放式	(株)ザ・トーカー イ	・ガス放出防止器あり ・マイコンSあり(作動なし) ・ヒューズガス栓あり(作動なし) ・自動ガス遮断装置あり(作動なし) ・業務用換気警報器あり(作動なし) ・集中監視システムなし	・県は、販売事業者に対し、事故状況を聴取した。 ・販売事業者は、消費者に対し、負傷者の確認をすると共に、配管の漏えい検査及び器具の漏えい検査、ガス警報器の作動確認、オーブナーに対して当該オーブンの点火手順を徹底的に周知、今後は、ガスメーターは使用せず、厨房にある電気オーブンのみを使用する旨の確認を実施した。
2016/7/19	埼玉県 越谷市	漏えい	共同住宅 鉄骨造3階建	14:00	他工事事業者 (下水道工事業者)	他工事事業者 (下水道工事業者)による作業ミス	共同住宅において、下水道工事業者が、敷地内の下水道工事の際、埋設配管よりガスが漏えいした。 原因は、当該工事業者が、下水道工事のためのカッターでコンクリートを切断する際、埋設物の存在を確認せず、誤って3本の埋設配管をカッターで切断したものの。	配管(埋設部)	不明	不明	富士産業(株)	・ガス放出防止器なし ・マイコンSあり(作動あり) ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・ヒューズガス栓なし ・業務用換気警報器あり ・集中監視システムなし	・県は、建物のオーナーや管理会社に対し、ガス工事以外の工事におけるガスに関する事故について周知すると共に、下水道工事には販売事業者への連絡をすることと、同様の事故の再発防止に努めるよう口頭で指導した。 販売事業者は、配管の修復作業を実施すると共に、配管の漏えい検査及び気密検査を行い問題が無いことを確認した。
2016/7/23	神奈川県 横浜市	漏えい	一般住宅 木造2階建	19:00	販売事業者	メーター交換作業 及び点検作業ミス 〈液化石油ガス 施設法規則〉 第18条第10号	一般住宅において、通行人より「ガス臭がする」との連絡を受け、消防及び販売事業者が調査したところ、メーターユニオン部よりガスが漏えいしていることを確認した。 原因は、販売事業者が前日施工したメーター交換の際、バキギンをねじれた状態で挿入していたことにより、ガスが漏えいしていたものと推定される。 なお、販売事業者によると、メーター交換時、ガス容器のチャエーンが錆びていたため、その対応作業をしたことで、漏えい検査の実施を失念していたとのこと。	ガスメーター (メーターユニオン)	矢崎総業	SV25MT (2016年7月製造)	三ツ輪液化瓦斯(株)	・マイコンSあり(作動なし) ・自動ガス遮断装置対震あり	・販売事業者は、メーター交換時にバキギンと正しく挿入し、検知液又は検知器での漏えい確認を確実に実施すると共に、当該事故について、保安教育にて周知及び指導を実施することとした。
2016/7/25	鳥取県 鳥取市	漏えい	共同住宅 木造2階建	10:00	販売事業者及び 他工事事業者 (供給設備工事業者)	他工事業者(供給設備工事業者)による作業ミス	共同住宅において、販売事業者がガス供給変更作業の下見のために当該宅の供給設備を確認したところ、当該事業者の計画と異なり、供給設備工事業者が中間バルブを閉止し新たな配管を接続していたことから、当該工事の際に、ガスの供給停止することなく作業を行い、供給管継手部よりガスが漏えいし事故が発生したものと推定した。 なお、新たな販売事業者は、当該宅のオーナーには先行工事の了承を得ていたが、これまで供給していた販売事業者への連絡は行っており、当該工事の立会いも行っていなかった。 (バルク貯槽498kg×1基)	供給管	不明	不明	鳥取瓦斯産業(株)	・ガス放出防止器あり(作動なし) ・集中監視システムあり	・県は、変更後の販売事業者に対し、供給切替時には前供給業者への事前連絡をすること及び委託先の設備工事業者の作業時に立会いをする等の監督業務も実施するよう口頭で指導した。 また、液化石油ガス設備士再講習等講習会にて点検時の注意喚起を行うと共に、今後も継続して実施する予定。 ・事故当時の販売事業者は、変更先に販売事業者に対し、当該事故における経緯の説明と今後の対応について、書面での説明を求めた。
2016/7/29	愛媛県 今治市	漏えい火災	一般住宅 木造	15:00	一般消費者等	消費者による埋設 供給管の損傷	一般住宅に隣接する空き地において、警察より「ガス管から火が上がっている」との通報を受け、販売事業者が出動したところ、消防により既に消火され、埋設供給管が損傷していることを確認した。 原因は、消費者が空き地を掘削しようとして重機を使用し、誤って埋設供給管を切断し、ガスが漏えいしている状態であったが、当該消費者は、当該供給管を使用していない水道管かと思い込んでおり、野焼きをしようとしたため、漏えいしたガスに引火したものと推定される。	供給管 (埋設部)	不明	不明	四国ガス燃料(株)	・ガス放出防止器あり ・マイコンSあり(作動なし) ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置あり(対震)(作動なし) ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	・県は、販売事業者に対し、事故の事情聴取を行うと共に、埋設供給管を有する一般消費者への周知を依頼した。 ・販売事業者は、損傷した埋設管を敷地境界部にて切断し、末端にキャップを取り付ける等の復旧作業を実施した。

年月日	発生場所	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	販売事業者	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2016/7/30	福島県 郡山市	漏えい爆発 軽傷1名	その他(寮) 木造2階建	3:57	一般消費者等	消費者による点 火ミス	寮において、管理人が業務用卓上こんろの使用を終え就寝し、翌朝、当該こんろの点火操作を行ったところ爆発し、台所の窓枠、天井、壁などが損傷し、軽度の火傷を負った。 原因は、当該管理人が、事故前夜に当該こんろを使用した際、点火つまみを「止」の位置に戻さなかったため、ガスが漏えいし滞留した状態で点火操作を繰り返したことで、点火時の火が引火したものと推定される。なお、当該台所は、当該こんろ周辺を坂などで囲うような状態であったため、周辺にガスが滞留し易い構造であった。当該こんろには立消安全装置が付いていないかった。	業務用こんろ	タニコー(株)	TQU-75 (2016年2月 製造)	(有)キタガス 販売	・ガス放出防止器なし ・マイコンメーターあり (作動なし) ・自動ガス遮断装置なし ・ヒューズガス栓あり(作動不明) ・CO警報器なし ・業務用換気警報器なし ・集中監視システムなし	・県は、後日、販売事業者に対し、立ち入り検査を実施し、定期点検・調査の実施状況や警報器・メーター等の期限切れの有無を画面にて確認したが、期限切れは無いことを確認した。 また、販売事業者に対し、当該消費者へ業務用燃焼器であっても安全装置付きのガス器具の購入を勧めていた上、その他でも安全装置付きのガス器具を使用していないことも確認し、使用を周知するよう口頭で指示した。さらに、ガス警報器の重要性や必要性を、検針時に徹底して周知するとともに、設置状況の確認をし、事故の再発に努めるよう口頭で指導した。 ・県は、販売事業者に対し、事故発生後、県への報告が遅れていたため、緊急時の連絡体制を見直すよう口頭で指導した。
2016/8/2	福島県 会津若松市	漏えい	その他 (分譲造成 地)	15:35	他工事業者(建設業者)	他工事業者(建設業者)による作業ミス	分譲造成地において、所有者より埋設ガス管を破損させたとの連絡があり、販売事業者が調査したところ、埋設給水管よりガスが漏えいしていたことを確認した。 なお、販売事業者の到着時は、建設業者により応急処置が施されガスの漏えいは止まっていた。 原因は、当該建設工事業者が、外溝の整地工事中に埋設管末端の取出し継手部の存在を確認しなかったため、重機で誤って破損させガスが漏えいしたものの。	供給管 (埋設部)	プレハブ集合装置 GHS-2-8	(株)住精機 製作所	会津ガス(株)	・ガス放出防止器設置なし ・マイコンなし ・自動ガス遮断装置(漏えい検知)あり ・ヒューズガス栓なし ・CO警報器なし ・業務用換気警報器なし ・集中監視システムなし	・当該事故は、県による立ち入り検査時における緊急対応記録の確認により発見したもの。県は、事故報告の必要の有無については、販売事業者のみで判断せず、県へ問い合わせるよう口頭で指導した。また、集団供給区域内には埋設管等の存在を知らしめる確認等の設置を検討するよう口頭に指導した。 ・販売事業者は、他工事業者に対し、当該地区には埋設管がある旨の説明を行い、掘削時には事前連絡をするよう周知した。 また、集団供給区域内での他工事に対する巡回・訪問の際は周囲確認するよう、社員に再教育を実施した。
2016/8/3	青森県 八戸市	漏えい	一般住宅 木造2階建	1:15	販売事業者	容器交換時の作業ミス	一般住宅において、消費者が2本の容器(50kg1本、20kg1本)のうち、20kgの容器交換を行った際、50kgの容器を高圧ホースに接続したまま少し位置をずらしたことで、接続部が引っぱられ漏えいが生じたため、ガスが漏えいしたものと推定される。	高圧ホース	富士工器 (株)	NX6S (2012年1月 製造)	中村燃料店	・ガス放出防止器なし ・マイコンメーターあり ・自動ガス遮断装置なし ・ヒューズガス栓あり(作動なし) ・CO警報器なし ・業務用換気警報器なし ・集中監視システムなし	・県は、販売事業者に対し、当該事故の報告が遅れていたため、今後事故発生時は速やかに報告するよう口頭で指導した。 ・販売事業者は、自動切替式調整器と高圧ホースを交換した。
2016/8/4	宮城県 栗田村郡	一酸化炭素中毒 <B級事故> (軽症15名)	学校 鉄筋コンクリート造2階建	9:15	一般消費者等	給気不足により換気不良となったことによる排気の滞留	高校の調理実習室において、冷房を入れ窓を開け切った状態で業務用ガスオーブンを使用していた生徒が「臭いが悪くなった」と訴え、生徒13名教諭2名の計15名が(内、救急搬送は9名)めまいや吐き気を訴え病院を受診したところ、全員が一酸化炭素(CO)中毒と診断された。 原因は、当該実習室には給気扇、排気扇各4つが設置され、うち、給気扇2つが作動していなかったほか、作動している給気扇は、フィルターに目詰まりがあった。このことから室内は、換気不良の状態となり、一酸化炭素を含む排気が滞留していたことが中毒に至った原因の一つと推定される。	業務用オーブン	(株)ワールド 精機	FG63Y-FFF (2005年3月 製造)	(株)協同サー ビス	・ガス放出防止器なし ・マイコンSBあり(作動なし) ・自動ガス遮断装置なし ・ヒューズガス栓なし ・CO警報器なし ・業務用換気警報器なし ・集中監視システムなし	・県は、現地調査を行うと共に、当該オーブンの設置状況、学校関係者及び販売事業者の聴取、県警の現場検証に立会い、事故原因を調査した。 また、当該事故とは直接の関係はないものの、ガスメーター及びガス警報器の期限切れが確認されたため、当該販売事業者への立ち入り検査を行い、機器の交換や改善報告を提出することを口頭で指導した。そして、県内の販売事業者全てに対し、一酸化炭素中毒に関する注意文書を発出した。加えて、当該販売事業者に一酸化炭素中毒に係るガスオーブンの健全性確認について依頼文書を発出し、ガスオーブンの分解検査及び燃焼試験を実施すると共に、当該学校に対し、ガスの消費設備の使用に関する啓蒙文書を出した。 ・県教育委員会、県立学校長に注意喚起を行うとともに、CO警報器設置の必要を調査を行い、オール電化又はCO警報器設置済みを除く全校に設置した。 ・販売事業者は、当該施設以外の業務用施設消費者に対し、使用状況の確認及び注意喚起を実施することともに、県からの依頼により、ガスオーブンの分解検査及び燃焼試験を実施した。また、当該施設にCO警報器を設置するとともに、業務用換気警報器の設置促進のためのキャンペーンを実施し、平成29年度中に全ての業務用消費者についてCO警報器の設置を実施することとした。

年月日	発生場所	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	販売事業者	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2016/8/5	沖縄県 沖縄市	漏えい火災	その他(介護施設) 鉄筋コンクリート造2階建 (地下1階)建	9:30	一般消費者等	設置位置不良による接続不良	介護施設において、「洗濯室から火災が起きた」との通報を受け、消防及び販売事業者が出動したところ、ガス乾燥機付近に設置されていたコンセント型ヒューズガス栓及び燃焼器用ホースの接続部分に集げがあることを確認した。 原因は、当該乾燥機を使用した際の振動により、その付近に設置されていた当該ガス栓と燃焼器用ホースが接続不良となったため、接続部より過流出安全機構が作動しない流量でガスが漏えいし、静電気が着火源となり出火したものと推定される。 なお、消防の現場検証ではガス漏れの確認及び着火原因については不明とされている。	ヒューズガス栓	不明	不明	(株)りゅうせき	・ヒューズガス栓あり	・販売事業者は、ガス乾燥機メーカー及びヒューズメーカーに対し、出火原因の調査依頼を行ったが、製品自体にガス漏えいの不具合は認められなかったとの回答を受け、コンセント型ヒューズガス栓の位置の変更を行うこととした。
2016/8/6	新潟県 長岡市	漏えい	一般住宅 木造	8:33	販売事業者 (容器交換事業者)	容器交換の作業ミス	一般住宅において、消費者よりガス臭がするとの連絡を受け、販売事業者が緊急出動したところ、容器と高圧ホースの接続部よりガスが漏えいしていることを確認した。 原因は、当該高圧ホースのリングに砂が付着していたことから、作業員が容器交換の際、当該ホースに着いた砂を完全に除去しない状態で接続したため、接続不良となりガスが漏えいしたものの。	高圧ホース	RHS-600H	矢崎エナジーシステム(2010年12月製造)	(株)サイサン	・ガス放出防止器設置なし ・マイコンあり(作動なし) ・自動ガス遮断装置なし ・ヒューズガス栓なし ・CO警報器なし ・業務用換気警報器なし ・集中監視システム(片方向)あり	・販売事業者は、全配送担当者に当該事故を周知し情報を共有した。 また、容器設置時の接続確認を再徹底するとともに指差し呼称実施の指示を行った。
2016/8/6	神奈川県 海老名市	漏えい	共同住宅 木造2階建	11:00	設備工事業者	設備工事業者による作業ミス	未入居の状態であった新築の共同住宅において、管理会社より入居予定者が荷物搬入に訪れた際、ガス臭に気付いたとの連絡を受け、販売事業者が調査したところ、調整器左側フランジ部分よりガスが漏えいしていることを確認した。 原因は、販売事業者による容器設置時の施工ミス、あるいは、第三者によるいたづら等により、調整器が緩みガスが漏えいしたものと推定される。	ヘッダー	不明	不明	レモンガス(株)	・ガス放出防止器あり ・マイコンメーターSあり (作動なし) ・ヒューズガス栓なし ・自動ガス遮断装置なし ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	・販売事業者は、施工業者への指示により、漏えい箇所の修理及び点検を実施した。
2016/8/7	埼玉県 草加市	漏えい・爆発・火災	共同住宅 木造2階建	10:46	一般消費者等	消費者による点火ミス	共同住宅において、オーナーより入居している消費者宅の風呂釜が爆発したとの連絡を受け、販売事業者が出動したところ、浴室扉のガラス及びBF-W式風呂釜の前面パネルが損傷していることを確認した。 原因は、消費者が当該風呂釜を使用の際、何らかの要因で口火が点火せず、時間を置かずに入浴操作を繰返し行なったため、機器内に未燃ガスが滞留し、点火時の火が引火したものと推定される。	風呂釜(BF-W式)	(株)ガスター	BF式-SR-S (1997年2月製造)	日本瓦斯(株)	・ガス放出防止器あり (作動なし) ・マイコンメーターSあり (作動なし) ・自動ガス遮断装置なし ・ヒューズガス栓あり(作動なし) ・CO警報器なし ・業務用換気警報器なし ・集中監視システムなし	・県は、販売事業者に対し、原因調査の実施の指示及びメーカーからの調査結果が報告され次第、速やかに県に報告するよう口頭で指導した。 ・販売事業者は、事故当日に接続の取り外し・プラグ留めにより当該風呂釜を使用禁止とし、翌日に撤去した。また、メーカーへ調査依頼をし、後日、県に報告した。
2016/8/15	神奈川県 川崎市	漏えい	学校 鉄筋コンクリート造3階建	8:30	他工事業者	他工事業者による作業ミス	学校において、他工事業者が屋外付帯工事を行った際、メーター下流の埋設供給管からガスが漏えいした。 原因は、他工事業者が、誤って当該埋設管にコンボを接触させたため、ガスが漏えいしたものの。 なお、販売事業者によると、当該工事業者の責任者に対し、工事前に埋設管の存在を説明したが、現場の作業員には連絡が届いていなかった可能性があるとのこと。	供給管 (埋設部)	不明	不明	(株)ミトメ	・ガス放出防止器なし ・マイコンメーターSあり (作動あり) ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置なし ・集中監視システムなし	・販売事業者は、復旧工事を指示し、工事終了後の現場を確認した。
2016/8/15	千葉県 船橋市	漏えい火災	共同住宅 木造2階建	23:30	不明	不明	共同住宅において、消費者がこんろの火をつけようとしたところ、末端ガス栓とゴムホースの接続部より出火し、こんろ及び壁面の一部が焼損した。 原因は、消費者が当該こんろを使用の際、当該ガス栓とゴムホースの接続部から、何らかの要因により、過流出安全機構が作動しない程度の流量でガスが漏えいしている状態にあったため、点火時の火が引火したものと推定される。	末端ガス栓 (ヒューズガス栓)	不明	不明	(株)エルビオ	・ガス放出防止器なし ・マイコンメーターSあり (作動あり) ・ヒューズガス栓あり(作動なし) ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	・販売事業者は、消費者に対し、燃焼器の使用方法や注意事項について再度周知を行うと共に、社内の業務主任者に対しても、今回の事故事例の検証を実施し、改めて安全管理体制の徹底について指導した。

年月日	発生場所	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	販売事業者	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2016/8/16	静岡県 磐田市	漏えい	一般住宅 木造2階建	14:50	他工事業者(外 溝工事業者)	他工事業者(外 溝工事業者)に よる作業ミス	一般住宅において、外溝工事業者よりガス配管を損傷させてしまった」との連絡を受け、販売事業者が調査したところ、埋設供給管からガスが漏えいしていることを確認した。 原因は、当該工事業者が、工事中に誤って埋設供給管を損傷させたためガスが漏えいたもの。 なお、販売事業者によると、当該工事業者及び消費者から工事の連絡は無かったとのこと。	供給管 (埋設部)	不明	不明	(株)サイサン	・CO警報器なし ・集中監視システムなし	・販売事業者は、消費者及び外溝工事業者に対し、工事の際は、必ず事前に連絡するよう依頼した。
2016/8/17	石川県 金沢市	一酸化炭素中 毒 (軽症1名)	その他(福祉 施設) 木造連2階建	16:00	不明	不明	福祉施設の厨房内において、消費者3人がスチームオーブンレンジ及びオーブン付こんろのオーブンを使用中、1人が頭痛と吐き気がしたため病院にて受診したところ、1週間後に吐き気がしなくなったため病院にて受診したところ、一酸化炭素中毒の疑いとの診断を受けた。 原因は、業務用厨房器メーカーの点検依頼でも異常無いため不明。 なお、販売事業者による調査でも、CO測定を含む定期点検調査を実施したが異常は見つからなかった。	スチームオーブン レンジ、 オーブン付きこ んろ	不明	不明	ミライフ西日本 (株)	・ガス放出防止器 ・マイコンE4あり(作動なし) ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・業務用換気警報器なし ・ヒューズガス栓なし ・集中監視システムなし	・県は、販売事業者に対し、適正な周知の実施を口頭で指導した。 ・販売事業者は、業務用換気警報器を厨房内に1台設置すると共に、厨房内換気扇・給気口点検、容器バルブの閉栓を実施した。 ・自動ガス遮断装置に関する安全な使い方について、再次、業務用換気警報器に関する安全な使い方について、再び注意喚起すると共に、当該施設における全ガス機器のCO測定を含め、点検・調査を実施した。
2016/8/17	愛媛県 松山市	漏えい・爆発 軽傷1名	旅館 鉄筋コンク リート・造4階 建	10:00	一般消費者等	消費者による点 火ミス	旅館の厨房において、従業員が業務用ガスオーブンを使用した際、爆発が起き、当該従業員1名が軽度の火傷を負った。 原因は、当該オーブンの使用時、ガス栓を開いたまま、点火せずしばらく放置していたため、当該オーブンの厨房内に未燃ガスが滞留した状態となり、点火時の火が引火したため。 なお、当該厨房内には、ガス警報器が設置されていたが、従業員によりコンセントを抜いていたため、事故当時に正常に作動しなかった。	業務用オーブン	不明	不明	大ーガス(株)	・ガス放出防止器あり(作動なし) ・マイコン・EBあり(作動なし) ・自動ガス遮断装置(作動なし) ・ヒューズガス栓なし ・CO警報器なし ・業務用換気警報器なし ・集中監視システムなし	・県は、事故概要、原因等について聞き取り調査を行うと共に、現場確認を実施した。 ・販売事業者は、消費者に対し、業務用機器の危険性及び正しい使用方法の周知を徹底することとした。
2016/8/21	石川県 白山市	漏えい・爆発	飲食店 木造	19:44	一般消費者等	消費者による器 具の取り扱いミ ス	飲食店(焼肉屋)において、未使用の無煙ロースターが接続されている排気ダクト内で爆発が発生し、当該排気ダクトの屋外先端及び無煙ロースターが損傷した。 原因は、未使用であった当該無煙ロースターの点火つまみ及びヒューズガス栓が開いていたことによりガスが漏えいたため、当該排気ダクト内に未燃ガスが滞留し、何らかの着火源により引火したため。 なお、当該無煙ロースターには、立ち消え安全装置が無かった。	無煙ロースター	SHINPO	開放式 (1984年12 月製造)	ENEOSグロー ブエナジー(株)	・ガス放出防止器なし ・マイコンSBあり(作動なし) ・自動ガス遮断装置なし ・ヒューズガス栓あり(作動なし) ・CO警報器なし ・業務用換気警報器なし ・集中監視システムあり (双方向)	・県は、販売事業者に対し、適正な周知の実施を口頭で指導した。
2016/8/21	長野県 茅野市	漏えい	共同住宅 鉄骨造2階建	4:18	不明	供給管継手部 (調整器出口側 ユニオン部)の緩 み	共同住宅において、警察より「ガス臭がする」との連絡を受け、販売事業者が出動したところ、調整器出口側のユニオン部よりガスが漏えいしていることを確認した。 原因は、定期点検設備点検時にガス漏えいが確認されたこと、及び正常な状態でユニオンが約4年の外部震動により自然に緩むことは考えにくくことから、いたずら等外部からの力により、ユニオン部が故意に緩められたことによるものと推定される。	供給管	不明	不明	岡谷酸素(株)	・ガス放出防止器あり ・マイコンメーターSあり (作動なし) ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	・県は、販売事業者に対し、事故報告書を提出するよう指示すると共に、警察へ事故原因等を報告するよう指示した。
2016/8/24	茨城県 稲敷郡	漏えい	その他 (団地)	11:30	他工事業者(下 水道工事業者)	他工事業者(下 水道工事業者)に よる作業ミス	団地において、下水道工事業者が掘削中、埋設供給管よりガスが漏えいた。 原因は、当該工事業者が、重機を誤って操作し、団地に供給する集団供給設備の供給管を損傷させたため、ガスが漏えいたもの。 なお、販売事業者と当該工事業者との事前の打ち合わせでは、供給管の周囲は手掘りで掘削することとしていたが、重機により掘削が行われたもの。	供給管 (埋設部)	不明	不明	アイ・エス・ガ システム(株)	・その他(流量検知式切 替型漏えい検知装置あり)	・県は、文書により県の建設業協会、管工事業協同組合連合会及び解体工事業協同組合に対し、建設工事等におけるガス管損傷事故の防止に係る協力を要請した。

年月日	発生場所	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	販売事業者	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2016/8/24	福岡県 福岡市	漏えい	病院 鉄筋コンク リート造4階 建	10:45	他工事事業者 (建設業者)	他工事事業者 (建設業者)による 作業ミス	病院において、建設工事業者が、増築工事のため掘削作業を行っていたところ、ガスが漏えいた。 原因は、当該建設工事業者が、埋設配管の存在を認識していなかったため、誤って重機で当該配管に接触し損傷させたため、損傷部よりガスが漏えいたもの。	ポリエチレン管 (埋設配管部)	積水化学工業(株)	100A	ENEOSグローブエナジー(株)	・ガス放出防止器あり ・マイコンあり(作動なし) ・自動ガス遮断装置(ガス漏れ警報器連動 作動あり) ・ヒューズガス栓あり ・CO警報器あり ・集中監視システムあり(片方向)	・県は、販売事業者に対し、詳細報告を指示した。 ・販売事業者は、配管の取替を行った。
2016/8/25	神奈川県 秦野市	漏えい	一般住宅 木造1階建	16:30	他工事事業者(解体工事事業者)	他工事事業者(解体工事事業者)による作業ミス	一般住宅において、消費者よりガスが出ないとの連絡を受け、販売事業者が調査したところ、埋設供給管よりガスが漏えいしていることを確認した。 原因は、解体工事業者が壁地を掘削した際、使用期間が40年程経過しており老朽化していた当該供給管に負荷がかかり、ガスが漏えいしたものと推定される。 なお、販売事業者によると、当該供給管は毎月の漏えい検査にてこれまでに漏えいは確認されていないかったとのこと。	供給管 (埋設部)	不明	不明	三ツ輪液化瓦斯(株)	・ガス放出防止器あり(作動なし) ・マイコンメーターSあり(作動あり) ・自動ガス遮断装置なし ・ヒューズガス栓あり(作動なし) ・CO警報器なし ・業務用換気警報器なし ・集中監視システムなし	・販売事業者は、他工事事業者(解体工事業者)に対し、注意喚起を行うと共に、何が発生した場合には速やかに連絡を要するよう伝えた。
2016/8/26	茨城県 日立市	漏えい	その他 (団地)	13:38	他工事事業者(解体工事事業者)	他工事事業者(解体工事事業者)による作業ミス	団地の宅地内において、解体工事業者がコンクリート打設された階段を解体していたところ、階段下の埋設供給管よりガスが漏えいした。 原因は、当該解体工事業者が、階段下の当該供給管の存在を認識しておらず、重機を接触させたため、当該供給管が損傷しガスが漏えいたもの。	供給管 (埋設部)	不明	不明	ミツウロコ(株)	・ガス放出防止器なし ・マイコンメーターなし ・自動ガス遮断装置なし ・ヒューズガス栓なし ・CO警報器なし ・業務用換気警報器なし ・集中監視システムなし	・県は、文書により県の建設業協会、管工事事業協同組合、連合会及び解体工事事業協同組合に対し、建設工事等におけるガス管損傷事故の防止に係る協力を要請した。
2016/8/28	福岡県 北九州市	漏えい火災	病院 鉄筋コンクリート造3階建	5:45	一般消費者等	消費者による器具の取り扱いミス	病院の厨房室において、従業員が、回転釜を10分ほど使用したところ、当該釜の左側から出火したため直ちに消火、当該釜に接続されていた金属フレキシブルホースが一部焼損した。 原因は、当該回転釜とガス接続管と繋がっている回転駆動部が、 그리스不足やカルキ等何らかの要因により固着したことと、当該接続管に負荷がかかり亀裂が生じたため、亀裂部よりガスが漏えいし点火時の火が引火したものと推定される。	回転釜	服部工業(株)	GHSI-28 (2002年2月製造)	ENEOSグローブエナジー(株)	・ガス放出防止器あり ・マイコンメーターSあり(作動あり) ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	・県は、販売事業者に対し、厨房機器のメンテナンスについて、消費者への注意喚起を行うよう指示した。
2016/8/30	神奈川県 横浜市	漏えい	一般住宅 木造1階建	8:58	他工事事業者(造成工事事業者)	他工事事業者(造成工事事業者)による作業ミス	一般住宅において、造成工事業者より「重機でガス管を引っかけた」との連絡を受け、販売事業者が調査したところ、破損の確認ができなかったが、埋設管の一部が曲がり、動くことから損傷の可能性があることを確認した。 なお、販売事業者によると、当該消費者に工事の際には事前に連絡するように周知していたが、隣地での造成工事であったため、事前連絡は無く、工事の立会いが出来なかったとのこと。	供給管 (埋設部)	不明	不明	(株)ミツウロコ	・ガス放出防止器あり ・マイコンメーターSあり(作動なし) ・自動ガス遮断装置なし ・ヒューズガス栓あり(作動あり) ・CO警報器なし ・業務用換気警報器なし ・集中監視システムあり(双方向)	・販売事業者は、消費者に対し、埋設管の経路の周知及び隣地における掘削工事に係る夜間活動の実施及び経年埋設管を改善する際に可能な限り露出管に変更することの重要性を確認した。
2016/8/30	新潟県 新潟市	漏えい火災	共同住宅 木造2階建	6:58	一般消費者等	ゴム管の劣化損傷	共同住宅において、消費者がこんろを使用した際、いつもより炎が大きいと感じたため、一旦火を消し、再点火したところ、ガス栓側に火が移り、ゴム管の一部が溶解し、壁面が焦損した。 原因は、当該ゴム管が何らかの要因で損傷し、過流出安全機構が作動しない程度の流量でガスが漏えいし、点火時の火が引火したものと推定。 なお、当該こんろは、供給開始時点検調査後から定期消費設備調査前に消費者により設置されたものであつたが、事故発生後に接続を確認したところ異常はなかった。	ゴム管	(株)ダンロップホームプロダクツ	LPガス用内径9.5mm 標準年 (製造年2015年)	越後プロパン(株)	・ガス放出防止器あり(作動なし) ・マイコンメーターSあり(作動なし) ・自動ガス遮断装置なし ・ヒューズガス栓あり(作動あり) ・CO警報器なし ・業務用換気警報器なし ・集中監視システムあり(片方向)	・県は、販売事業者に対し、事故の原因究明及び事故対策を指示した。 ・販売事業者は、消費者に対し、燃焼器具を購入設置した場合に販売事業者と連絡すること及びゴムホース等の接続や腐蝕及び劣化等の点検の必要性について、供給開始時点検調査及び定期消費設備調査等に周知することとした。
2016/9/1	北海道 札幌市	漏えい爆発	共同住宅 木造2階建	16:00	一般消費者等	消費者による点火ミス	共同住宅において、消費者より「風呂釜の点火操作をしたところ、異常とともに風呂釜の蓋が外れた」との連絡を受け、販売事業者が調査したところ、BF式風呂釜の側面が変形していることを確認した。 原因は、当該風呂釜蓋は、何らかの要因により口火の点火が難しい状態にあり、消費者が点火操作を繰り返したため機器内に可燃ガスが滞留し、点火時の火が引火したものと推定される。	風呂釜	リンナイ(株)	BF式-RBF-SHDP-FX-LT (2001年10月製造)	北ガスジェネックス(株)	・ガス放出防止器なし ・マイコンメーターSあり(作動なし) ・自動ガス遮断装置なし ・ヒューズガス栓あり(作動なし) ・CO警報器なし ・業務用換気警報器なし ・集中監視システムなし	・北海道は、販売事業者に対し、事故の調査及び事故届の報告について指示すると共に、火災に係る調査も実施した。また、消費者に対する保安意識の向上等事故防止策を強化し、事故防止に努めることを指導した。 ・販売事業者は、当該風呂釜の調査をメーカーに依頼すると共に、修理し、再度設置する予定とした。 また、当該風呂釜と同様のものを使用する他の消費者に対して、使用に際する注意喚起を実施することとした。

年月日	発生場所	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	販売事業者	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2016/9/3	鳥取県 米子市	漏えい	学校 鉄筋コンク リート造4階 建	13:00	充てん事業者	充填容器超過容 器の選別後の混 在	学校において、ガス臭と異音に気付いた先生より連絡を受け、販売事業者が調査したところ、50kg容器4本立てのうち1本が安全弁より、ガスが漏えいしていることを確認した。 原因は、当該容器は、充てん事業者により誤って充てん量超過している容器であったため、事故当日の温度が上昇したことで、当該容器内の液体が膨張によって、充てん済み容器に誤って混在させたため、配送員が当日持ち出し、当該校において、容器交換を行ったもの。	50kg容器	富士工器 (株)	JHC64030 (2008年12 月製造)	米子瓦斯(株)	・ガス放出防止器なし ・マイコンメーターSBあり (作動なし) ・自動ガス遮断装置なし ・集中監視システムなし	・販売事業者は、当該高校において、配送委託業者がガス漏えいのないことを確認してから容器交換を行ったことを確認した。
2016/9/8	茨城県 常陸大宮 市	漏えい	その他 店舗(道の 駅)	9:10	器具メーカー	器具メーカーに よる製造ミス	その他店舗(道の駅)において、バルク貯槽への充てん作業時に、当該貯槽の液取出弁ネット部分よりガスの微少漏えいを確認した。 原因は、バルク貯槽メーカーによると、製造過程における溶接不良による不具合品であったことによるもの。	バルク貯槽	I・T・O(株)	KT- 980T(2015 年10月製 造)	常陸農業協同 組合	・ガス放出防止器あり(作 動なし) ・マイコンあり(作動なし) ・自動ガス遮断装置なし ・ヒューズガス栓あり(作 動なし) ・CO警報器なし ・業務用換気警報器なし ・集中監視システムなし	・販売事業者は、メーカーに対し、バルク貯槽の本体を交換させた。
2016/9/10	山梨県 中巨摩郡	漏えい火災 軽傷1名	一般住宅 木造1階建	19:20	不明	小型湯沸かし器 と金属フレキシジブ ルホースの接続 不良	(バルク貯槽 980kg×1基) 一般住宅において、消費者より湯沸器のガス栓がとれたが、ガス漏れ臭気は無し。ボンと音がしたとの連絡を受け、販売事業者が調査したところ、小型湯沸器に接続された金属フレキシジブの器具側接続部よりガスが漏れ出ていることを確認した。また、消費者より漏えいしたガスが金属フレキシジブを伝い、小型湯沸かし器付近で延焼したことを確認した。 原因は、当該フレキシジブの器具側接続部が、何らかの要因により緩みガスが漏えいする状態となり、点火時の火が引火したものと推定される。	金属フレキシジブ ルホース	(株)玉川製 作所	TAWA FLEX LM A3 E B 1200L (2014年12 月製造)	東京ガス山梨 (株)	・ガス放出防止器なし ・マイコンSあり(作動な し) ・自動ガス遮断装置なし ・ヒューズガス栓あり(作 動なし) ・CO警報器なし ・業務用換気警報器なし ・集中監視システムなし	・販売事業者は、消費者に対し、今後も業務機会時に継続的に、ガスの安全な使用方法や日常管理について周知活動を実施するとともに、社内及び協力企業に当該事故事例を共有し再発防止に努めることとした。
2016/9/15	三重県 鈴鹿市	漏えい火災	その他店舗 プレハブ1階 建	9:48	他工事業者(解体 事業者)	他工事業者(解体 事業者)による作 業ミス	空き店舗において、解体業者が供給管をサンダーで切断したため、ガスが漏えいし引火した。 原因は、当該設備はメーターガス栓が開められ、またメーターによるガス止めが行われていたところ、当該業者が配管を切断する際に、誤って供給管をサンダーで切断したため、ガスが漏えいし、サンダーの火花が引火したものの。	供給管	不明	不明	(有)飯田商事	・CO警報器なし ・業務用換気警報器なし ・集中監視システム(双 方向)あり	・県は、販売事業者に対して事故報告がなされていない かったことについて口頭で厳重注意を行った。
2016/9/17	栃木県 宇都宮市	一酸化炭素中 毒 (軽症2名)	寮・寄宿舎 鉄筋コンク リート造2階 建	17:00	一般消費者等	消費者による器 具の取扱いミス	特別養護老人ホームの厨房において、職員2名がスチーム&コンベクションオーブンを使用中、軽度の一酸化炭素中毒となった。 原因は、当該職員が、当該器具を使用中、換気扇及びエアコンのスイッチを切ったため、燃焼に必要な酸素が不足し、不完全燃焼を起し、当該厨房内に一酸化炭素を含む排気ガスが滞留したこと、一酸化炭素中毒に至ったもの。	スチーム&コン ベクションオー ブン(開放式)	GKGP- 6(2011年9月 製造)	北沢産業 (株)	(株)コープエナ ジー	・CO警報器なし ・業務用換気警報器なし ・集中監視システム(双 方向)あり	・県は、警察と合同で現場確認を実施するとともに、販売事業者及び消費者に事故当時の使用設備の使用状況 また、販売事業者に対し、事故を告知した際は、曜日や 時間に関わらず速やかに連絡するよう口頭で指導した。 ・県は、本事例を協会に報告するとともに、各販売事業者 に対し、再発防止に向けての周知徹底を実施した。 また、県への報告の義務についても再度協会で周知 することを検討することとした。
2016/9/20	香川県 高松市	一酸化炭素中 毒 (軽症4名)	飲食店 木造1階建	11:45	一般消費者等	燃焼器使用中の 換気不足	飲食店において、従業員が業務用めんゆで器を使用 中、周辺の食器洗いシンク前で急に座り込み、救急車 で搬送され、さらに、その後、他の従業員3名も気分が 悪くなったため病院へ搬送され、合計4名が軽度の一 酸化炭素中毒と診断された。 原因は、当該めんゆで器及びフライヤーの排気ダクト 出口に、台風16号に伴う風雨が、吹き込んだため、排 気ファンが濡れたことに加え、通常は開放して、排 気店裏口の扉を閉じていたこと及び店舗への人の 出入りが少なかったため、給排気不良となり、店舗内 に一酸化炭素を含む排気ガスが滞留し、一酸化炭素 に至ったものと推定される。	業務用めんゆ で器 業務用フライ ヤー	不明	不明	(株)共同ガス	・ガス放出防止器なし ・マイコンメーターSBあり (作動なし) ・自動ガス遮断装置あり (ガス漏れ警報器連動) ・ヒューズガス栓あり(作 動なし) ・CO警報器なし ・業務用換気警報器なし ・集中監視システムあり (双方向)	・県は、販売事業者と共に現場確認を行い、当該従業員 から事故状況を聴取り、CO警報器の設置を指導した。 ・販売事業者は、現場確認を実施すると共に、当該店舗 内の一酸化炭素濃度の測定で異常が検出されなかった こと及び当該燃焼器が、正常に燃焼していることを確認し た。 また、今後の対策として、CO警報器を当該燃焼器付近 の壁に設置すると共に、以下の対策案を消費者に提案し た。 業務用めんゆで器及びフライヤーの間の床面近く(100 cmの穴を数ヶ所開けること、窓サッシを換気機能付きに 替えること、裏口アルミドアを換気付きに替えること、窓 サッシが全開にならないようストッパーを取り付けること を提案し、参考としてアルミサッシのカタログを提示した。 なお、当該消費者は、排気ダクト出口を下向きに変更し た。

年月日	発生場所	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	販売事業者	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2016/9/22	神奈川県 相模原市	漏えい	一般住宅 木造2階建	1340	販売事業者 設備工事業者	メーター交換作業 ミス ＜液化石油ガス 法施行規則＞ 第18条第10号	一般住宅において、消費者よりガスコンロが点かないとの連絡を受け、販売事業者が調査したところ、20kg容器2本の残量が空の状態となっており使用量と合わないため、漏えい試験を実施したところメーターユニット部からガスが漏れ出し、点火を確認した。 原因は、設備工事業者によるメーター交換の際、メーターユニット部（入り口側）にバックシンを挿入しなかったためガスが漏れ出す状態となり、また、メーター交換後の漏えい試験を怠ったことで、漏えいする状態が続いたもの。	ガスメーター （メーターユニット）	不明	不明	三ツ輪液化瓦斯(株)	・ガス放出防止器あり ・マイコンメーターSあり （作動あり） ・自動ガス遮断装置（対震）あり（作動あり） ・ヒューズガス栓あり ・CO警報器なし ・業務用換気警報器なし ・集中監視システムなし	・販売事業者は、今後、メーター交換後の漏えい試験の実施を徹底すると共に、保安教育においても、当該事故について、設備工事業者等関係者に周知及び指導を実施することとした。
2016/9/23	東京都 昭島市	漏えい 軽傷1名	保育園 鉄筋コンクリート造	1400	販売事業者	販売事業者によるバルク貯槽安全弁交換時の作業ミス	保育園において、販売事業者の作業員がバルク貯槽の安全弁交換を行っていたところ、高圧ガス60kgが噴出し、手に軽傷を負った。 原因は、当該作業員が、安全弁の交換の際、誤って元弁を外したため、ガスが噴出したもの。 （バルク貯槽 148kg × 1基）	バルク貯槽安全弁元弁	不明	不明	東京燃料林産(株)	・ガス放出防止器あり（作動なし） ・マイコン（ガス警報器連動）あり（作動あり） ・自動ガス遮断装置（ガス警報器連動）あり（作動なし） ・ヒューズガス栓あり（作動なし） ・CO警報器あり（作動なし） ・業務用換気警報器あり（作動なし） ・集中監視システムなし	・都は、販売事業者に対して、社内で情報共有等を行い、同様の作業ミスを再度起こさないように、口頭注意を行った。また、販売事業者向けの講習会において、当該事故事例の概要を説明し、同様の事故を起こさないよう注意喚起を行った。 ・販売事業者は、社内保安勉強会で交換作業要領を再学習し、作業においては指差し確認の実施を徹底することとした。
2016/9/24	東京都 千代田区	漏えい・爆発・火災 軽傷3名	その他（露店）	1035	一般消費者等	消費者による器具の取扱いミス	露店において、作業員がコンロ2台をテーブルに専断せ、点火作業を行っていたところ、ガスが漏れ出し爆発事故が発生、男性3名が火傷等の軽傷を負った。 原因は、点火作業中に、当該テーブルの脚が折れ落ち、そこに乗っていた1台の当該コンロが崩れ落ち、調整器とぶつかったため調整器の接続部が損傷し、ガスが漏れ出し引火に至ったもの。	調整器	SKL-5AH	（株）桂精機製作所	（株）福田屋	・ガス放出防止器設置なし ・自動ガス遮断装置なし ・ヒューズガス栓なし ・CO警報器なし ・業務用換気警報器なし ・集中監視システムなし	・都は、販売事業者及び消費者に対し、翌日も同様のイベントがあるのに注意するよう指示した。今後、イベントブースでの熱源配置について、器具同士が至近距離にならないこと及び調整器の配置について十分注意することとした。また、テーブル台及び地面の安定性について、さらに確認をすめると共に、ヒューズガス栓（コンセント口）を接続した調整器を推奨することとした。
2016/9/27	広島県 呉市	漏えい	一般住宅 木造2階建	2200	配送センター	容器交換時の作業ミス	一般住宅において、消費者より風呂の湯が出ない。ガスコンロの火も点火しないとの連絡を受け、販売事業者が調査したところ、20kg容器が2本空になっておりガス臭がしていることを確認した。 原因は、予備側の20kg容器のバルブ内に泥砂が詰まっていたことにより、バルブと高圧ホースの接続部に隙間が生じ、ガスが漏れ出したものと推定される。なお、当該バルブの泥砂については、錆が当該バルブ内で巣作りした可能性が考えられる。	容器バルブ	不明	不明	広島ガス呉販売(株)	・ガス放出防止器なし ・マイコンSあり（作動あり） ・自動ガス遮断装置なし ・ヒューズガス栓なし ・CO警報器なし ・業務用換気警報器なし ・集中監視システムなし	・販売事業者は、容器バルブの充填口の確認及び高圧ホースの接続部及びガス漏れの有無について徹底することとした。
2016/10/8	茨城県 かすみがうら市	漏えい	一般住宅 木造2階建	7:43	販売事業者 設備工事業者	調整器と高圧ホースの接続不良	一般住宅において、消費者よりガスが出ないとの連絡を受け、販売事業者が調査したところ、50kg容器2本が空になっており、調整器と高圧ホースの接続部が緩みガスが漏れ出し、点火を確認した。 原因は、販売事業者が供給開始時に高圧ホースを接続したが、高圧ホースのねじ込みが不足していたことにより漏れする状態となったもの。なお、接続時に気密試験及び漏えい試験を実施したが漏洩は見つからなかったとのこと。	高圧ホース（張方式）	矢崎エナジーシステム(株)	RHS-800ST(2016年1月製造)	ミライフ(株)	・ガス放出防止器あり（作動なし） ・マイコンSあり（作動なし） ・自動ガス遮断装置なし ・ヒューズガス栓あり ・CO警報器なし ・業務用換気警報器なし ・集中監視システムなし	・県は、販売事業者に対し、供給開始時は高圧ホースの接続、漏えいの有無の点検を徹底するよう口頭で指導した。 ・販売事業者は、本事例をもとに社内保安教育を実施するとともに、工事時の確認作業と工事後の漏えい点検を徹底することとした。
2016/10/9	広島県 呉市	漏えい	一般住宅 木造2階建	2040	配送センター	容器交換時の作業ミス	一般住宅において、消費者より風呂の湯が出ない。ボンベ容器が寝い気をするなどの連絡を受け、販売事業者が出動したところ、自動切替式調整器が切り替わり20kg容器が4本とも残量が無い状態であったこと、また予備側の容器バルブに泥砂が付着していたことを確認した。 原因は、当該容器バルブ内に泥峰の巣作りによる泥砂が詰まった状態で、高圧ホースを接合したため接合部に隙間が生じ、ガスが漏れ出したものと推定される。なお、販売事業者によると、40日間で約15.2㎡のガスが漏れ出したものと推測されたとのこと。	容器バルブ	不明	不明	広島ガス呉販売(株)	・ガス放出防止器なし ・マイコンメーターSあり（作動あり） ・自動ガス遮断装置なし ・ヒューズガス栓あり（作動なし） ・CO警報器なし ・業務用換気警報器なし ・集中監視システムあり（双方向）	・販売事業者は、配送対象全てに対し、供給側及び予備側容器バルブの充填口と高圧ガスホースの接続口の漏えい検査を検知器で実施した。 また、容器交換時は充填口の異物の混入変形等の確認、接続部の漏えい確認を強化することとした。 加えて、今後は20kg以下の容器バルブにプラスチックキャップを着装することとした。

年月日	発生場所	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	販売事業者	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2016/10/14	広島県 呉市	漏えい	一般住宅 木造2階建	14:20	配送センター	容器交換時の作業ミス	一般住宅において、販売事業者が9/27、10/9の漏えい事故を受けて、配送対象全消費者に対して設置容 器の点検に訪問した際、供給側の20kg容器に残ガス が確認された。また、容器交換時の漏えい確認を強化することとした。 原因は、当該容器バルブ内に泥埃の堆積による泥 砂が詰まった状態で、高圧ホースを接続したため接 部に隙間が生じ、ガスが漏えいしたものと推定される。 なお、販売事業者によると、70日間で約9.6m ³ のガスが 漏えいしたものと推定されたとのこと。	容器バルブ	不明	不明	広島ガス呉販 売(株)	・ガス放出防止器なし ・マイコンメーターSあり ・自動ガス遮断装置なし ・自動ガス遮断装置あり ・ヒューズガス栓あり ・CO警報器なし ・業務用換気警報器なし ・集中監視システムなし	・販売事業者は、配送対象全てに対し、供給側及び予備 側容器バルブの充填口と高圧ガスホースの接続口の漏 えい検査を検知器で実施した。 また、容器交換時は充填口の異物の混入変形等の確 認、接続部の漏えい確認を強化することとした。 加えて、今後は20kg以下の容器バルブにプラスチック キャップを装着することとした。
2016/10/15	高知県 高知市	漏えい	共同住宅 鉄骨造3階建	10:10	販売事業者	経年による劣化、 腐食 <法令違反> 液化石油ガス法 規則第19条第6 号	共同住宅において、住民よりガス臭がする」との連絡 を受け、販売事業者が調査したところ、供給管の床貫 通部からガスが漏えいしていることを確認した。 原因は、当該床貫通部の供給管に腐食防止がなされ ていなかったため、経年劣化及び雨水等により当該供 給管が腐食したもののこと。	供給管	不明	不明	高知エィネン (株)	・ガス放出防止器設置な し ・マイコンなし ・ヒューズガス栓なし ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	・県は、販売事業者に対し、事故発生時における県への 報告についての認識が不足し報告がなされていなかった ことから、事故報告書の提出及び事故措置マニュアルに ついて従業員への周知徹底を指示した。また、事故発生 に伴い、立ち入りを要する箇所を事前に特定し、事故 発生時は、当該配管の床貫通部に防護テープを巻 き、腐食防止措置を講じるとともに、当該アパートの供給 設備にガス警報器を設置した。
2016/10/18	広島県 呉市	漏えい	一般住宅 木造2階建	11:20	配送センター	容器交換時の作業ミス	一般住宅において、販売事業者が9/27、10/9の漏えい 事故を受けて、配送対象全消費者に対して設置容 器の点検した際、予備側容器の残ガスが半分程減っ ている状態であることを確認した。 原因は、当該容器バルブ内に泥埃の堆積による泥 砂が詰まった状態で、高圧ホースを接続したため接合 部に隙間が生じ、ガスが漏えいしたものと推定される。 なお、販売事業者によると、74日間で約4.8m ³ のガスが 漏えいしたものと推定されたとのこと。	容器バルブ	不明	不明	広島ガス呉販 売(株)	・ガス放出防止器なし ・マイコンメーターSあり (作動なし) ・自動ガス遮断装置なし ・ヒューズガス栓あり(作 動なし) ・CO警報器なし ・業務用換気警報器なし ・集中監視システムあり (片方向)	・販売事業者は、配送対象全てに対し、供給側及び予備 側容器バルブの充填口と高圧ガスホースの接続口の漏 えい検査を検知器で実施した。 また、容器交換時は充填口の異物の混入変形等を確 認、接続部の漏えい確認を強化することとした。 加えて、今後は20kg以下の容器バルブにプラスチック キャップを装着することとした。
2016/10/21	岡山県 倉敷市	漏えい	その他(道 路)	10:00	他工事業者(下 水道工事業者)	他工事業者(下 水道工事業者)の 作業ミス	下水道工事業者が団地内の市道を掘削中に、埋設供 給管(ポリエチレン被覆管)を損傷させガスが漏えいし た。 原因は、当該下水道工事業者が現場の図面の細部ま で確認しなかったため、誤って重機を当該供給管 に接触させ、ガスが漏えいしたもののこと。 なお、販売事業者によると、当該工事業者からの事前 連絡及び相談はなかったこと。 また、当該工事業者と販売事業者の図面に違いがあ ったこと。	供給管 (埋設部)	不明	不明	伊藤忠エネク スホームライフ 西日本(株)	・ガス放出防止器なし ・マイコンメーターなし ・ヒューズガス遮断装置 なし ・ヒューズガス栓なし ・CO警報器なし ・業務用換気警報器なし ・集中監視システムなし	・県は、販売事業者に対し、当該事故の情報収集を行っ た。 ・販売事業者は、当該団地内のガスの供給をストップし、 ガス配管損傷部を確認し、工事完了後に気密試験を行い、 ガス漏れがない事を確認すると共に、各戸を訪問して点 火確認を実施した。 ・販売事業者は、市の水道局に対し、工事の事前連絡等 を徹底するよう依頼した。
2016/10/23	高知県 香南市	漏えい爆発 重傷(名)	一般住宅 木造1階建	1:00	不明	不明	一般住宅において、住人(被害者)より警察への通報 があったため、警察並びに警察からの連絡を受けた 販売事業者及び消防が出動したところ、1階の玄関、 ア及び居間の窓ガラスが損傷し、ガス爆発が起こった 状況であることを確認した。 原因は、台所のコンロから何らかの要因によりゴム管 が外れ、ガスが漏えいたものと推定されるが、調査 中につき不明。	末端ガス栓 (ヒューズガス 栓)	不明	不明	(有)浅野すま い設備	・マイコンメーターSあり ・ヒューズガス栓あり	・県は、販売事業者、消防及び警察に対し聞き取り調査 及び現地確認を実施した。(調査中) ・県は販売事業者に対し、ガスメーター交換期限の超過 について文書で指導した。
2016/10/25	熊本県 八代市	一酸化炭素中 毒 (軽症(名))	その他(特別 養護老人 ホーム) 鉄筋コンク リート造2階 建	12:30	一般消費者等	消費者による器 具の取り扱いミ ス	特別養護老人ホームにおいて、栄養士より厨房内で 以前からガス臭があったが、2〜3日前からガス臭が濃 くなったので点検してもらいたいとの連絡を受け、 販売事業者が出動したところ、食器洗浄機が不完全 燃焼を起こしていることを確認したため、CO警報器と ガス警報器を設置すると共に、当該洗浄機の使用禁 止を依頼した。 その時間後、当該栄養士からの連絡で、職員の一 人が、緊急搬送され、一酸化炭素中毒であったことを確 認した。 原因は、当該職員が、当該食器洗浄機を使用したこと により不完全燃焼を起こしたため、当該厨房内に一酸 化炭素を含む排気ガスが滞留したもののこと。 なお、当該洗浄機の、バーナー部分が詰まってい たため不完全燃焼を起こす状態となっていた。	業務用食器洗 浄機	不明	不明	九州ガス(株)	・ガス放出防止器あり ・マイコンメーターSあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器あり ・集中監視システムなし	・県は、販売事業者に対し、今後の再発防止措置等につ いて、ヒアリングを実施した。 なお、今後は、ガス器具の不具合があり、使用禁止措置 を講ずる場合は、運用面での注意喚起のみならず、器具 を譲り渡さないよう等に努める等ハード対策の措置も施すこ とも検討するよう、口頭で指導した。 また、保安講習会にて、本事故事例を紹介し、CO中毒事 故対策の徹底を要請した。 ・県協会は、協会会員に対し、再発防止に係る注意喚起 文書を出した。 ・販売事業者は、消費者は、業務用厨房へCO警報 器の取付促進、周知の徹底、機器不良時の使用 禁止措置の徹底を実施することとした。

年月日	発生場所	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	販売事業者	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2016/11/2	神奈川県 藤沢市	漏えい爆発	共同住宅 木造2階建	18:15	一般消費者等	消費者による器具の点火ミス	共同住宅において、消費者より風呂釜が爆発したとの連絡を受け、販売事業者が調査したところ、BF式風呂釜のケーシング側面が変形していることを確認した。 原因は、当該風呂釜が何らかの要因により点火火し難い状態にあり、その状態で時間を空けずに点火操作を繰り返したため、機器内に未燃ガスが滞留し点火時の火が引火したものと推定される。	風呂釜 (BF式)	RBF-101S (2000年10月製造)	リンナイ(株)	日本瓦斯(株)	・ガス放出防止器設置あり(作動なし) ・マイコンSあり(作動なし) ・自動ガス遮断装置なし ・ヒューズガス栓あり(作動なし) ・CO警報器なし ・業務用換気警報器なし ・集中監視システムなし	・販売事業者は、メーカーガス栓から燃焼機器までの漏えい検査を実施し、異常のない事を確認するとともに、当該風呂釜は即日使用禁止とし、異常着火防止機能付きなお、メーカーへの調査を依頼したが、当該メーカーが誤って、当該機器を破棄したため異常に関与しては不明。
2016/11/2	佐賀県 三養基郡	漏えい	共同住宅 鉄筋コンクリート造2階建	9:50	他工事業者(創清工事業者)	他工事業者(創清工事業者)による作業ミス	共同住宅において、他工事業者(創清工事業者)より「埋設供給管からガスが漏えいした」との連絡を受けた「販売事業者が、漏えいを止めるための応急処置を指示し出動したところ、埋設供給管が損傷していた。 原因は、当該工事業者が、重機により埋設供給管を誤って損傷させたため、ガスが漏えいしたものである。	供給管 (埋設部)	不明	ポリエチレン管	久留米エルピー・ガス(株)	・集中監視システム(双方向)あり	・県は、販売事業者に対し、事故報告の遅延について厳重注意を行った。
2016/11/3	広島県 広島市	漏えい爆発	共同住宅 鉄筋コンクリート造10階建	19:00	他工事業者(塗装工事業者)	養生による給湯器排気筒の閉塞	共同住宅において、消費者からの連絡を受け、ガス事業者が調査したところ、給湯器が変形していることを確認した。 原因は、当該建物の塗装工事の際、当該給湯器の排気筒部分がビニールで覆われ排気不良の状態となり、その状態で点火操作を行ったため、機器内部に未燃ガスが滞留し、点火時の火が引火したものと推定される。	RF式給湯器	ノーリツ	YGV2468R M3H H25.3	(有)西本屋	・マイコンSあり(作動なし) ・自動ガス遮断装置あり(作動なし) ・ヒューズガス栓あり ・CO警報器なし ・業務用換気警報器なし ・集中監視システム双方あり	・販売事業者は、他の部屋の給湯器の給排気状況を確認すると共に、塗装工事業者に対し他の部屋のビニールを撤去するよう依頼した。
2016/11/10	宮城県 仙台市	漏えい	その他(野外テント)	22:54	一般消費者	消費者による容器取り扱いミス	公園内の野外テントにおいて、通行人より「ガス臭がする」との連絡を受け、消防が調査したところ、営業を終えた屋台内部に設置されていた10kg容器が結露しており、容器の元栓が開いていることを確認した。 原因は、屋台の従業員が容器に調整器を取り付けた際に接続不良であったこと及び容器の元栓を完全閉止していなかったことから、調整器接続部又は燃焼器と接続状態にあるヒューズガス栓から過流出安全機構が作動しない程度の流量でガスが漏えいしたものと推定される。 (質量販売10kg×1本)	調整器	(株)桂精機 製作所	SKL-5A (2007年1月製造)	(株)ながよう	・ガス放出防止器なし ・マイコンなし ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	・市は、販売事業者に対し、消費者への当該設備の使用禁止を指示するとともに、質量販売を行っている消費者に対し注意喚起をするよう口頭で指導した。 また、県は、警察行政庁である山形県に対し、本事故の情報提供を行った。 ・販売事業者は、消費者に対し、当該設備の使用禁止を指示するとともに、容器及び調整器一式を回収し、漏えい原因の調査を実施した。
2016/11/14	岩手県 久慈市	漏えい	その他店舗 鉄骨造3階建	6:35	販売事業者	振動による供給管継手部の損傷	その他店舗において、消費者より「階厨房付近でガスの臭いがする」との連絡を受けた販売事業者が配管設備の気密試験及び燃焼機器の点検を実施したが異常は見られず供給を再開した。 その1週間後、消費者よりガスが出ないとの連絡を受け、販売事業者が調査した結果、ガス切れと判断し、50kg容器1本を交換したが、2日後、「マイコンメーターにBCC遮断表示が点灯して警報器が鳴ってガスが出ない」との連絡を受けた。そこで販売事業者がかけつけ調査したところ、当該建物外部壁面に敷設している供給管継手ねじ部分が亀裂があり、ガスが漏えいしていることを確認した。 原因は、当該供給管が、母屋建造物と併設して増築した建造物をまたがる配管構造であったため、地震等の振動により建物等の動きに差異が生じ、当該供給管継手部に負荷がかかり、亀裂が出来ガスが漏えいしたものと推定される。	供給管(継手部)	不明	不明	(株)細谷地	・マイコンSB(ガス警報器連動)あり(作動あり) ・ヒューズガス栓あり(作動なし) ・CO警報器あり(作動なし) ・集中監視システムなし	・県は、販売事業者立会いのもと、当該店舗での現地調査を実施し施設設備の状況を確認するとともに、容器交換時の設備点検を確実に行う等の再発防止措置を徹底するよう口頭で指示した。 ・販売事業者は、今後、容器交換時等において、周辺供給側配管設備等までしっかりと点検を実施することとした。 また、点検等に当たっては、予断を持たず総合的に対応をしていくこととした。
2016/11/17	福島県 郡山市	漏えい	共同住宅 鉄筋コンクリート造5階建	23:00	販売事業者(保安機関)	作業員による消費設備の取扱いミス	共同住宅において、消費者より「昨夜未明にこゝろ間辺からのガス臭に気づいて閉栓した」との連絡を受け、販売事業者が調査したところ、こゝろ間に設置されたゴム管に傷がついていることを確認した。 原因は、供給開始時点検・調査を実施した作業員が、誤ってこゝろ間に接続するゴム管に傷をつけ、その状態に気づかなかつたため、過流出安全機構が作動しない程度の流量でガスが漏えいしたものと推定される。	ゴム管	(株)十川ゴム	不明 (2014年製造)	(株)エネサンス 東北	・ガス放出防止器なし ・マイコンなし ・自動ガス遮断装置なし ・ヒューズガス栓あり(作動不明) ・CO警報器なし ・業務用換気警報機なし ・集中監視システムなし	・県は、販売事業者に対し、点検調査時等の社員教育を徹底すること及び事故発生時には速やかに関係機関に連絡することを口頭で指導した。

年月日	発生場所	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	販売事業者	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2016/11/22	埼玉県 さいたま市	漏えい	一般住宅 木造2階建	9:25	他工事業者(エクステリア業者)	他工事業者(エクステリア業者)による作業ミス	一般住宅において、エクステリア業者が、屋外の勝手口付近に手すりを設置するため、土間に10cm程度の穴を開けたところ、敷設されていたビルトインこんろと接続している金属フレキシ管よりガスが漏えいした。原因は、当該作業の際、当該業者が金属フレキシ管の存在を認識していなかったため、当該フレキシ管を損傷させガスが漏えいしたものの、当該フレキシ管を損傷なお、消費者も当該配管経路を認知しておらず、販売事業者への連絡はなかったため、販売事業者の立会いはなかった。、 (ハルク貯槽495kg×1基)	金属フレキシ管 ルボース	不明	不明	ミライフ(株)	・ガス放出防止器設置なし ・マイコンSあり(作動なし) ・自動ガス遮断装置なし ・ヒューズガス栓なし ・CO警報器なし ・業務用換気警報器なし ・集中監視システムなし	販売事業者は、事故報告の必要性に気づき、県に事故届けを提出した。
2016/11/22	三重県 桑名市	漏えい火災	学校 鉄筋コンクリート造3階建	11:45	一般消費者等	回転釜の回転による金属フレキシ管の損傷	小学校の給食室において、業務用回転釜に接続された金属フレキシ管よりガスが漏えいし、出火した。 原因は、当該回転釜の回転グラントが経年劣化により固着した状態にあり、釜と回転グラントが連動して回るときの当該ボアーズに負荷がかかり、鍍層部に亀裂が生じガスが漏えい、点火時の火が引火したものと推定される。 なお、消費者は当該回転釜の劣化に気が付いていたが使用し続けていたとのこと。	金属フレキシ管 ルボース	不明	20A	(株)蛭川本店	・マイコンSBあり(作動なし)	
2016/11/25	千葉県 松戸市	漏えい	飲食店 鉄筋コンクリート造4階建	11:15	その他(地盤沈下)	地盤沈下による供給管継手部の損傷	飲食店において、近隣住民より「ガス臭い」との通報を受けた都市ガス会社からの連絡を受け、販売事業者が調査したところ、当該飲食店が入居しているビルの供給管(白管)の継手部からガスが漏えいしていることを確認した。 原因は、平成28年11月22日8時59分に福島県沖で発生した地震又は地盤沈下により、ガス容器の設置場所が傾いたため、当該供給管継手部が損傷し、ガスが漏えいたものと推定される。	供給管	不明	25A	日本瓦斯(株)	・ガス放出防止器あり ・マイコンメーターIあり(作動なし)	販売事業者は、社内で、保安業務時を含む様々な業務機会により供給先を訪問した際、設備に關係する地盤沈下に注意を払うよう周知した。また、消費者に対し、緊急時連絡の連絡先について、再度の周知を行った。
2016/11/29	滋賀県 東近江市	漏えい	その他	1000	他工事業者(御溝工事業者)	他工事業者(御溝工事業者)による作業ミス	共同住宅において、他工事業者(御溝工事業者)より「埋設供給管からガスが漏えいた」との連絡を受けた「埋設供給管が、漏えいを止めるための応急処置を指示し出動したところ、埋設供給管が損傷していた。原因は、当該工事業者が、重機により埋設供給管を誤って損傷させたため、ガスが漏えいたしたもの。	供給管 (埋設部)	不明	不明	谷口酸素工業(株)		県は、販売事業者に対し再発防止策を検討するよう指示した。 販売事業者は、集団供給先及びオール電化となっている消費者に対し、当該事故防止のための周知を行うこととした。
2016/12/1	福島県 岩手県	一酸化炭素中毒 (軽症1名)	飲食店 鉄筋コンクリート造3階建	13:41	保安機関	保安機関による燃焼器具の取扱いミス	スキー場において、レストハウスの従業員からの「オープン前の点検に訪れた際、給湯器から音がし、お湯にならないため見て欲しい」との連絡を受けた販売事業者が、調査のため当該給湯器の運転をしたところ、異音とともに燃焼が停止した。内部を確認したところ給排気管内へ煙が侵入をしていたため、一時的に燃焼させて除去しようとしたところ、CO警報器が鳴動したので、直ちに作業を停止し、窓を開け厨房内の換気扇を全開にして現場から待避した。CO警報器の鳴動停止後、作業を開始し除去を終えた後に体調が悪くなった従業員が病院へ行ったところ、軽度の一酸化炭素中毒と診断された。 原因は、当該給湯器の使用時、給排気管内への煙の侵入により、給排気不良となり不完全燃焼し一酸化炭素を含む排気ガスが流出したものと推定される。	瞬間給湯器(FF式)	(株)パロマ	PH-20SXT-1 (2012年6月製造)	西部ガスサービス(株)	・ガス放出防止器なし ・マイコンあり(作動なし) ・自動ガス遮断装置なし ・ヒューズガス栓あり(作動不明) ・CO警報器あり(鳴動あり) ・業務用換気警報器なし ・集中監視システムなし	県は、販売事業者に対し、事故が発生した場合、直ちに関係機関に連絡をすることを口頭で指導した。 販売事業者は、給湯器の取り替えを実施した。
2016/12/3	静岡県 伊東市	漏えい爆発 重傷1名	その他店舗 木造	15:42	一般消費者等	消費者による器具の取り扱いミス	住居兼食品工場において、火災の連絡を受けた消防及び販売事業者が出動したところ、ガス爆発で建物1階及び2階部分の窓ガラス、外壁が損傷し、男性1名が救急車により搬送され、両手と顔に火傷を負ったことを確認した。 原因は、消費者が、当該工場厨房内において、器具の蓋を開け当該オープン内に未燃ガスが滞留した状態で、点火操作を行い着火・爆発したものと推定される。 なお、当該工場には、ガス警報器が未設置であった。	業務用オープン(開放式)	不明		東京真材(株)	・ガス放出防止器設置あり ・マイコンSBあり(作動不明) ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	販売事業者は、消費者に対し、ガス警報器の設置等、安全対策を提案していくこととした。

年月日	発生場所	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	販売事業者	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2016/12/6	福島県 郡山市	漏えい爆発 重傷1名 軽傷1名	一般住宅 木造1階建	0:30	不明	不明	一般住宅において、消費者がガスステープルを使用した際、爆発により当該住宅は全壊し、当該消費者及び隣人が重軽傷を負った。 原因は、何らかの要因で室内にガスが漏えいしている状態にあり、当該消費者が当該器具を使用した際の火が引火したものと推定される。 なお、近隣住民によらず、事故発生3時間位前からガス警報器の様な音が鳴っていたとのこと。 また、当該器具をメーカーが調査したところ、立ち消え安全装置は正常に作動し、ガス漏えいの異常は発見されなかったとのこと。	ガスステープル	リンナイ(株)	RT3 INHS-R (2012年6月製造)	(株)エネサンス 東北	・ガス放出防止器なし ・マイコンSあり(作動あり) ・自動ガス遮断装置なし ・ヒューズガス栓なし ・CO警報器なし ・業務用換気警報器なし ・集中監視システムなし	・販売事業者は、緊急保安会議を実施し、当該事故について、給排気等の点検項目確認及び自社での点検調査の際の点検調査マニュアルについて、再確認を行った。
2016/12/8	神奈川県 平塚市	漏えい	共同住宅 鉄骨造2階建	10:00	販売事業者	腐食・劣化	共同住宅において、周辺住民よりガス臭いとの連絡を向け、販売事業者が調査したところ、調整器のフラインジ部よりガスが漏えいしていることを確認した。 原因は、当該調整器のハンギングが経年劣化により緩みが生じ、ガスが漏えいしたものと推定される。 なお、当該調整器は、設置より20年が経過していた。	調整器	RF-10(1996年5月製造)	フジコー	(株)リビング バシモト	・ガス放出防止器設置あり(作動なし) ・マイコンSあり ・自動ガス遮断装置なし ・ヒューズガス栓あり ・CO警報器なし ・業務用換気警報器なし ・集中監視システムなし	・販売事業者は、数年前からメーター交換時に調整器も同時に交換することを進めており、今後も進めていくこととした。
2016/12/8	岡山県 倉敷市	漏えい	共同住宅 木造	12:15	他工事業者(解体工事業者)	他工事業者(解体工事業者)による作業ミス	共同住宅において、当該建物の家主よりアパート解体中にガスが漏れたとの連絡を受け、販売事業者が調査したところ、供給管が損傷していることを確認した。 原因は、当該建物のメーターが閉栓状態で空家だったことから、解体工事業者がガスは供給されていないものと認識し、当該建物を解体したため、重機で供給管を損傷させガスが漏えいしたものである。	供給管(SGP)	不明	不明	上野油業(株)	・ガス放出防止器なし ・マイコンSあり(作動なし) ・自動ガス遮断装置なし ・ヒューズガス栓あり(作動なし) ・CO警報器なし ・業務用換気警報器なし ・集中監視システムなし	・販売事業者は、供給管の損傷箇所より上流側でプラグ止めをするにとともに、漏えい点検を実施した。
2016/12/11	千葉県 市川市	漏えい爆発	一般住宅 木造2階建	16:00	一般消費者等	消費者による器具の点火ミス	一般住宅において、消費者より「前日16時頃に風呂釜を使用した際に爆発があった」との連絡を受け、販売事業者が調査したところ、BF式風呂釜右側のケーシングが3cm程度膨らんで変形していることを確認した。 原因は、当該風呂釜は、何らかの要因により点火し難い状態にあり、消費者が点火操作を繰り返したため、機器内に未燃ガスが滞留し、点火時の火が引火したものと推定される。	風呂釜(BF式)	GUU-5A(2007年7月製造)	(株)ノーリツ	日本瓦斯(株)	・ガス放出防止器設置あり ・マイコンSあり(作動なし) ・ヒューズガス栓なし ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	・県は、販売事業者に対し、BF式風呂釜の点火レバーの操作方法を消費者に再度周知するよう指示した。 ・販売事業者は、メーカーに対し、当該風呂釜の異常着火の原因調査を依頼した。また、当該消費者の風呂釜をRF式の風呂釜に交換した。
2016/12/15	広島県 広島市	漏えい	一般住宅 木造2階建	19:09	他工事業者(塗装工事業者)	他工事業者(塗装工事業者)による作業ミス	一般住宅において、集中監視センターへ圧力センサー作動情報が入り、緊急対応連絡を受けた販売事業者が出動したところ、予備容器2本に接続された高圧ホースが外されており、約6mのガスが漏えいしていたことを確認した。 原因は、当該建物の塗装工事が行われた際、塗装業者が当該高圧ホースを外したことで、予備容器側からの圧力が無かったため、使用側容器から予備側容器へガスが逆流し漏えいに至ったものと推定される。	調整器	(株)桂精機 製作所	CA-8(2010年製造)	広島ガス高田販売(株)	・ガス放出防止器なし ・マイコンSあり(作動不明) ・自動ガス遮断装置なし ・ヒューズガス栓あり ・CO警報器なし ・業務用換気警報器なし ・集中監視システム双方あり	・販売事業者は、塗装工事業者に対し、設備取扱いに関する注意喚起を行った。
2016/12/15	富山県 高岡市	漏えい火災	一般住宅 木造2階建	18:30	一般消費者等	消費者による器具の取扱いミス	一般住宅において、検針時にマイコンメーター(S型)のBR表示が2ヶ月連続で確認されたため、販売事業者が調査したところ、ビルトインこんろ周辺でガス漏えいが確認された。配管接続部のコネクション交換を行ったが、漏えいは改善されなかったため、使用を控えるよう注意喚起を行い、社内で対応を協議するたため弊社とした。その後、同日夕方、消費者が当該こんろを使用した際、出火し当該こんろが焼損した。 原因は、当該こんろ内の接続部からガスが漏えいしている状態で、消費者が点火したため、点火時の火が引火したものと推定される。 なお、漏えいの原因については、販売店、消防署、メーカー、独立行政法人製品評価技術基盤機構において、現在調査中とのこと。	ビルトインこんろ	RSK-S38W5GA13 AX	リンナイ(株)	日本海産商(株)	・ガス放出防止器なし ・マイコンSあり(作動なし) ・自動ガス遮断装置なし ・ヒューズガス栓なし ・CO警報器なし ・業務用換気警報器なし ・集中監視システムなし	・県は、販売事業者(保安機関)に対し、今後同様の漏えいが確認された場合は、消費設備の使用中止を、より慎重に伝える手段として、こんろの操作部に使用禁止の注意書きを張る等の方法を検討するよう、口頭で指導した。また、消防署での当該こんろに係る検証に立ち会った。

年月日	発生場所	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	販売事業者	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2016/12/16	山形県 真置郡	一酸化炭素中 毒 (軽症1名)	工場 鉄骨造1階建	21:00	一般消費者等	燃焼器使用中の 換気不足及び給 気不足	工場において、作業員が暖房機を使用したところ、手の痺れや吐き気の症状が出たため救急車にて病院に搬送され、高酸素治療が行われた。 原因は、当該暖房機が行われた。作っていたことで給気不足の状態にあったこと及び消費者が、寒さのため当該工場内のシャッターを、ほぼ閉めた状態で作業していたことで、一酸化炭素を含む排気ガスが室内に滞留し一酸化炭素中毒に至ったものの。	遠赤外線暖房機(天吊型)	(株)桂精機 製作所(2012年11月製造)	FE式 (2012年11月製造)	(株)サイサン	・ガス放出防止器あり(作動なし) ・マイコンSBあり(作動なし) ・自動ガス遮断装置(対震あり)(作動なし) ・ヒューズガス栓なし ・CO警報器なし ・業務用換気警報器なし ・集中監視システムなし	・県は、販売事業者に対し、当該事故の原因が特定され改善されるまで、当該機器の使用中止を指示することと ・販売事業者は、当該事故を全社で共有し当該設備と同様の依頼があった場合、建物の構造や障害物による機器の影響等を充分考慮し設置することとした。 また、燃焼機器の維持管理の観点から経年劣化、異物の混入等も充分に予測することにも、消費者に対し、運転前点検の推奨、周知を徹底し再発防止に努めることとした。
2016/12/17	滋賀県 甲賀市	漏えい・爆発・火災	一般住宅 木造2階建	2020	一般消費者等	消費者による器具の取扱いミス	一般住宅において、消費者が5kg容器を接続した一口のこんろで焼き芋を調理中、火力を弱めて、台所の隣の部屋でテレビを見ていた際、爆発音が聞こえ、台所と部屋の部屋との間の扉のガスが1枚破損した。 原因は、当該こんろの火力を弱めた際、立ち消えが起これりガスが漏えいし、周辺で使用していた石油ガスファンヒーターが引火し爆発に至ったものと推定される。 (質量販売5kg×1本)	家庭用こんろ(一口)	L-1	(株)ターガス	共栄ガス(株)	・家庭用こんろ(一口)立ち消え安全装置なし	・県は、販売事業者に対し、再発防止策として再度、一般消費者に周知を行うよう指示した。
2016/12/18	神奈川県 横浜市	漏えい	共同住宅 鉄骨造2階建	2025	不明	メーターユニットの緩み	共同住宅において、消費者よりガスの使用が出来ないなどの連絡を受け、販売事業者が調査したところ、供給側のメーターユニットからガスが漏えいし、50kg容器4本全てが空になっていることを確認した。 原因は、当該メーターユニットが何らかの要因により緩んでいたためガスが漏えいし、予備側の容器2本が空になったためものと推定される。 また、当該住宅は、他事業者からの切替物件であるが、気密試験時及び当該メーター付近の給湯器の交換時には漏えいが無いことを確認しており、事故直前日、調整器のサビ止め作業で訪問した際も、漏えい音は無かったとのこと。	ガスメーター(S型)	SA25MTI-6-ULS(2016年8月)	愛知時計電機(株)	ミライフ(株)	・ガス放出防止器設置あり ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓なし ・自動ガス遮断装置(対震)あり ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	・県は、現地確認をするともに、漏えい箇所、状況及び処置の確認を実施した。
2016/12/25	沖縄県 浦添市	漏えい・火災	共同住宅 鉄筋コンクリート造3階建	6:00	一般消費者等	消費者による器具の取扱いミス	一般住宅において、消防より消費者が、こんろに点火したところ引火したなどの連絡を受け、販売事業者が調査したところ、ヒューズガス栓とゴム管が損傷していることを確認した。 原因は、消防によると、消費者が当該こんろを使用の際、蓋の奥まで押し込んで使用していたことで当該ゴム管が変形し亀裂が生じたため、ガスが漏えいし、点火時の火が引火したものと推定される。	ゴム管	(株)十川ゴム	不明	浦添ガス工業(株)	・マイコンSあり(作動なし) ・自動ガス遮断装置(対震)あり(作動なし) ・ヒューズガス栓あり	・販売事業者は、消費者に対し、こんろの使用上の注意等を指導した。 ・県協会は、事故防止のための啓発を行うこととした。
2016/12/26	福島県 郡山市	漏えい	その他 (市道)	13:07	他工事業者(建設業者)	他工事業者(建設業者)による作業ミス	一般住宅及び集合住宅の小規模団地近くの市道において、建設会社従業員が掘り起こしの作業を行ったところ、ガスが漏えいした。 原因は、当該従業員が、当該工事に際して、埋設供給管の存在を確認していなかったため、誤ってコンボで埋設供給管に接触したため。	供給管(埋設部)	三井化学産業(株)	不明	ミライフ東日本(株)	・ガス放出防止器あり(作動不明) ・CO警報器なし ・集中監視システムなし	・県は、販売事業者に対し、他工事業者から工事の連絡があった場合は、引き継ぎ今後とも図面確認や立会いを実施するよう口頭で指導した。 ・販売事業者は、当該供給管の修繕完了後に接続部や本管のガス漏えいがないことを確認するとともに、翌日に行われた同様の工事にも社員が立会い、図面の照会等を実施した。
2016/12/27	埼玉県 さいたま市	漏えい・火災	共同住宅 鉄骨コンクリート造5階建	11:40	他工事業者(リフォーム業者)	他工事業者(リフォーム業者)による作業ミス	共同住宅において、リフォーム業者が居室内改装中に、工事で床を剥がした際、配管を損傷させ、ガスが漏えいし引火した。 原因は、当該業者が床下の当該配管の存在に気付かず、工事を行う上で支障となることから、ガスの供給が停止していると思い込み、ペビーマスターで切断したため、ガスが漏えいし、ペビーマスターの火花が引火したものの。 なお、販売事業者によると、1月から工事を行う予定であり、また配管を撤去すると思っていなかったため、当該業者への配管の存在の周知及び当日立会を行っていなかったとのこと。	配管(隠ぺい部)	不明	不明	京漬燃料(株)	・ガス放出防止器設置あり(作動なし) ・マイコンSあり(作動なし) ・自動ガス遮断装置なし ・ヒューズガス栓あり(作動なし) ・CO警報器なし ・業務用換気警報器 ・集中監視システム(双方向)あり	・販売事業者は損傷した管の撤去及びプラグ止めを行った。